

第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(平成30年度～34年度)



とみぐすく ハッピープラン2018



平成30年3月

豊見城市
豊見城市社会福祉協議会

はじめに

～ 人と人、地域がつながる優しさの輪、
みんなで支える地域福祉のまちづくり ～



豊見城市においては、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域で支え合う仕組みづくりを定めた「豊見城市地域福祉計画」を平成19年度に策定しました。また、平成24年度には、すべての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図るため、市社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と一体化した第2次地域福祉計画「とみぐすくハッピープラン 2013」を策定しました。いずれの計画においても、基本理念・基本目標等を定め、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化や核家族化の進展等、家族形態の変化により、従来家族で行われてきた育児や介護等に不安やストレスを抱える方が増え、児童虐待や子どもの貧困、高齢者の孤独死など地域福祉を取り巻く課題が増加しております。

本市においても、アパート増加による地域住民の流動性や女性の社会進出による共働き家庭の増加、核家族化の進行など住民同士の交流が希薄化していくなかで、子育て家庭や高齢者世帯、障害のある方々への「見守る環境」「つながり」「支え合い」が大変重要なものとなっております。

このような社会情勢を踏まえて、第3次計画においては、基本理念はそのままに、国が示す地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる『地域共生社会』の実現に向けて取り組みを検討していく所存です。

この計画に基づく取り組みには、住民の皆様及び福祉関係者との協働により推進してまいりたいと存じますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました豊見城市地域福祉計画審議会委員や市民ワークショップにご参加いただいた皆様、また市民アンケートなどにより貴重なご意見・ご協力をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成30年3月

豊見城市長 宜保晴毅

はじめに



私たちの地域社会では、少子高齢化や核家族化の進行による社会環境や家族関係の変化、住民相互のつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立や子どもの貧困をはじめとする生活困窮者の増加など、既存の制度やサービスだけでは対応が難しい深刻な生活・福祉課題が顕在化しております。

一方で、国においては、住民が身近な生活圏域の地域課題を把握して解決に向けて取り組む「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現を提唱しております。沖縄県社協においても、住民主体の支え合い活動の推進として「THANKS(サンクス)運動」を展開し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民の暮らしと生きがいを地域とともに創り、様々な生活福祉課題を抱える方々に対し、住民・関係機関が協働して課題解決を図るための仕組みづくりに向けた取り組みを推進しています。

私たち福祉関係者には、地域福祉活動者や住民が意欲的に参加し、支援を必要とする人々を包み込むあたたかい支え合い活動へ発展させていく役割が期待されており、本会においても、地域住民とともに進めてきた「福祉のネットワークづくり推進事業(福祉推進委員会活動)」の顔の見える関係づくり、互いに支えあい助け合う仕組みづくりは、まさに共生社会の実現に向けた取り組みであり、その推進と充実強化がますます重要になっております。

このような社会情勢の変化や課題に取り組むため「人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり」を基本理念とした‘第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(とみぐすくハッピープラン2018)’を本会と豊見城市において一体的に策定いたしました。

この基本理念の実現のために、本会に求められる地域に根ざしたコミュニティソーシャルワーク活動を推進し、行政はもとより市民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、地域の福祉施設団体等との連携を図り、協働による計画推進のための取り組みを実施してまいります。

本計画の策定に当たり多大なご尽力を賜りました各委員の皆様を始め、貴重なご意見をいただきました多くの皆様方に心から厚く感謝を申し上げますとともに、計画の円滑な推進に一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人
豊見城市社会福祉協議会
会長 運 天 齋

目次

はじめに

【第1章 地域福祉計画の見直しにあたって】

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の性格	2
4. 第3次豊見城市地域福祉計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定体制等	5

【第2章 地域福祉に関連する市の状況】

1. 人口	7
2. 高齢者の状況	10
3. 障害者の状況	11
4. 児童の状況	12
5. 生活保護の状況	13
6. 生活困窮者の自立支援	15
7. 子供の貧困対策	16
8. 自治会の声	17
9. 民生委員・児童委員の声	18
10. 市民の声（市民ワークショップより）	19
11. 子どもの状況（中学生へのアンケート調査より）	28
12. 市民意識調査の集計結果より	29
13. 地域福祉計画審議会委員からの意見のまとめと今後の方向性	34

【第3章 第2次計画の推進状況の点検】

◎目標指標の達成状況	35
（点検・1）住民の主体的参加の仕組みづくり	38
（点検・2）地域に根ざした課題解決の仕組みづくり	47
（点検・3）サービス利用に対するきめ細かな支援	54
（点検・4）健康で安心して暮らせるまちづくり	60

【第4章 計画策定の基本的な考え方】

1. 基本理念	67
2. 地域福祉推進の視点	68
3. 基本目標	69
4. 施策の体系	70

5. 地域福祉推進の焦点	71
6. 自助・互助の促進	75
7. 計画における「地域」の考え方	76

【第5章 今後の取り組み】

基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり	77
基本目標2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり	88
基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援	96
基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり	104

【第6章 計画の推進に向けて】

1. 自助・互助、共助、公助の意識の啓発、普及	111
2. 全庁的な連携体制の強化（「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制づくりに向けて）	111
3. 市全体の連携	112

資 料 編

1. 豊見城市地域福祉計画審議会規則	115
2. 豊見城市地域福祉計画検討委員会設置要領	117
3. 豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会設置要綱	119
4. 豊見城市地域福祉計画審議会委員名簿（豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会名簿）	120
5. 豊見城市地域福祉計画検討委員会、作業部会委員名簿	121
6. 地域福祉計画の策定経緯	123

第1章 地域福祉計画の見直しにあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の目的
3. 計画の性格
4. 第3次豊見城市地域福祉計画の位置づけ
5. 計画の期間
6. 計画の策定体制等

【第1章 地域福祉計画の見直しにあたって】

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、核家族化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、住民相互のつながりや地域における連帯意識が低下するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市においても、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、アパートの増加による転入・転出による世帯の入れ替わり、自治会の加入率低下などがあり、地域による差はあるものの、市全体では地域のつながりの希薄化が懸念されます。

そのような中で、一人暮らし高齢者の見守り、社会的孤立、認知症高齢者を理解し、見守る環境、子育て世帯の孤立化、子どもの居場所(見守り)、地域で暮らす障害者への理解や支援、防犯・防災面での手助けなど、地域社会における「つながり」「支え合い」「顔の見える関係」などによる安心や安全の確保も必要となっています。

加えて、近年は生活困窮世帯への自立支援、子どもの貧困対策といった新しい取り組みも制度化され、福祉行政においては、よりいっそうきめ細やかな支援も必要となっています。

住民の地域参加や地域での支え合い、またそれを支援する体制づくりを図るため、本市では、これまで第1次計画、第2次計画を策定し、「人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり」を基本理念として様々な地域福祉の取り組みを進めてきました。第2次計画においては、4つの基本目標を掲げ、住民主体の参加の仕組みづくりやサービス利用に対する支援等を行ってきましたが、地域福祉推進委員会は組織化が進んでいるものの機能強化が必要であったり、アパート世帯の自治会加入率が極端に低かったり、「みーまーる運動」「ゆくい場づくり」といった重点プロジェクトを掲げたが具体的取り組みに至っていない等の課題もあり、地域福祉対策の一層の充実が必要となっています。

さらに、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援による地域づくりについて国から示され、その体制整備についても検討を進めなくてはなりません。

このようなことを踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第2次計画を見直し、平成30年度を初年度とする第3次豊見城市地域福祉計画を策定しています。また、今回の策定では前回の計画と同様に、豊見城市社会福祉協議会と協働し、地域福祉計画とともに実践的な地域への事業展開を掲げる「地域福祉活動計画」も一体的に策定しています。

2. 計画の目的

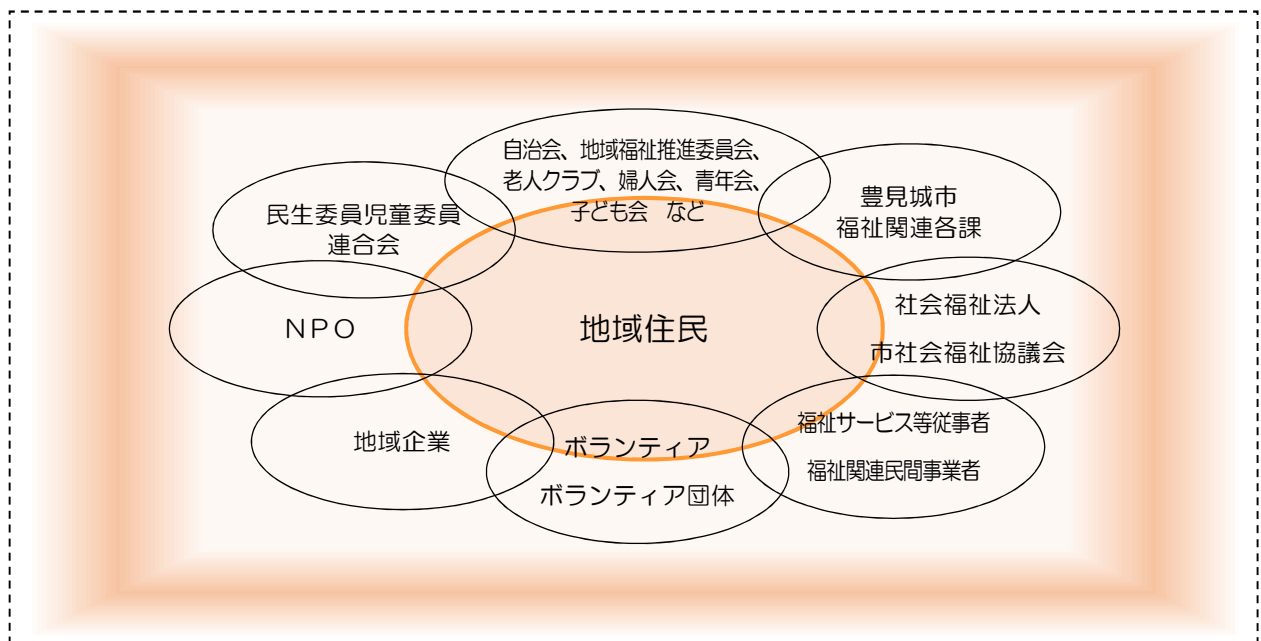
本市は、平成20年3月に「人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり」を基本理念として、複雑多様化する地域の生活課題や福祉ニーズに対して社会全体で支え合い、支援する地域社会を形成していくための施策を示した第1次計画を策定しました。

本市の上位計画である「第4次豊見城市総合計画」に位置づけられた地域福祉の体制の充実においては、「地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活性化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指す」とされています。

住民の支え合い活動を軸に、多様な福祉の担い手が連携した地域福祉を推進することが「住んでよかった、住んでみたいナンバーワンのまち」づくりの実現につながるものとして捉え、豊見城市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な見直しを図り、一人の思いをみんなで支える地域社会の実現を目指し、「第3次豊見城市地域福祉計画」を策定しています。

3. 計画の性格

この計画は、地域福祉推進の基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うもの(以下「住民等」という)」であることから、住民等と行政が協力し、地域における地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。



4. 第3次豊見城市地域福祉計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、市の上位計画である「第4次豊見城市総合計画(基本構想、後期基本計画)」との整合性を保つとともに、計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示すものとして位置づけます。また、個別の行政福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な福祉活動の方向性を示す役割を担う計画とします。

第4次豊見城市総合計画

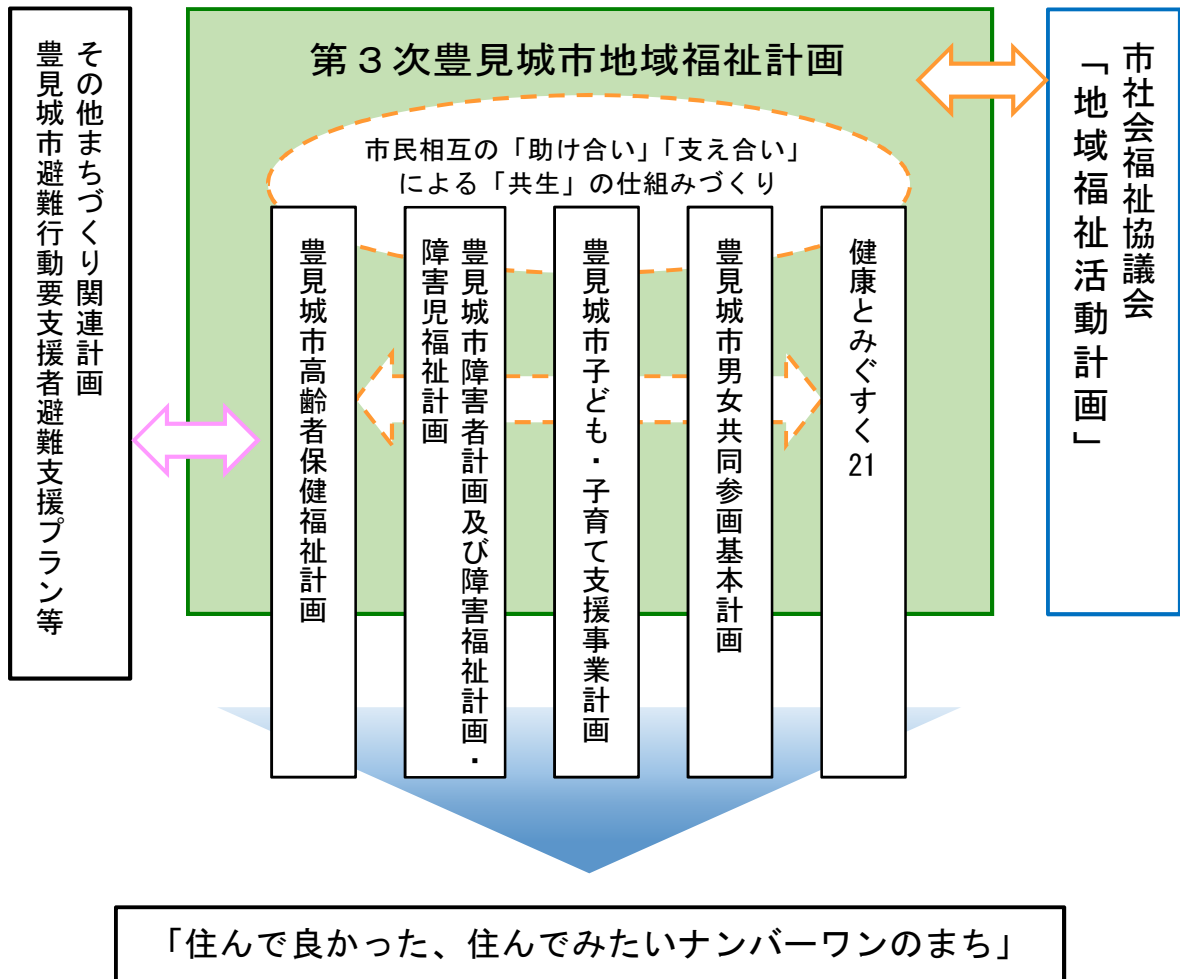
【基本理念・将来像】

ひと・そら・みどりがつなく響(とよ)むまち とみぐすく

【基本計画】 第3部 福祉の充実 第1節 地域福祉の体制充実

○地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」、「支え合い」の活動を活性化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指す。

コミュニティの「再生」と地域力の「新生」



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な策定

本市においては、平成20年3月に豊見城市の行政計画として「第1次豊見城市地域福祉計画」を策定しました。

一方、豊見城市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」における個別施策の基本指針等を踏まえ、翌年の平成21年3月に策定されましたが、地域福祉を推進するための道標となる「基本理念」、「基本方針」、「基本目標」等の整合性を十分に図る必要があります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題を住民自らの主体的な支え合いの活動や公的サービスと連携し解決していくための仕組みを創り、すべての住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものとして位置づけられるものです。

①地域福祉計画

地域福祉計画は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据え、地域福祉の推進主体である市民の参画を図りながら、要援護者の生活上の解決すべき課題に対応する必要なサービスの内容や量等を確保した提供体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容及び支援施策を示す計画です。

第2次計画においても、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は一体的に策定されてきました。今回の第3次計画においても、地域福祉を推進する上での基本理念や基本目標を共有し、相互に整合性を保ちながら連携した支援施策を推進するため、両計画を一体的に策定しています。

5. 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5ヵ年とします。なお、社会情勢や福祉環境を取り巻く変化等を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

6. 計画の策定体制等

(1) 会議体

① 地域福祉計画審議会

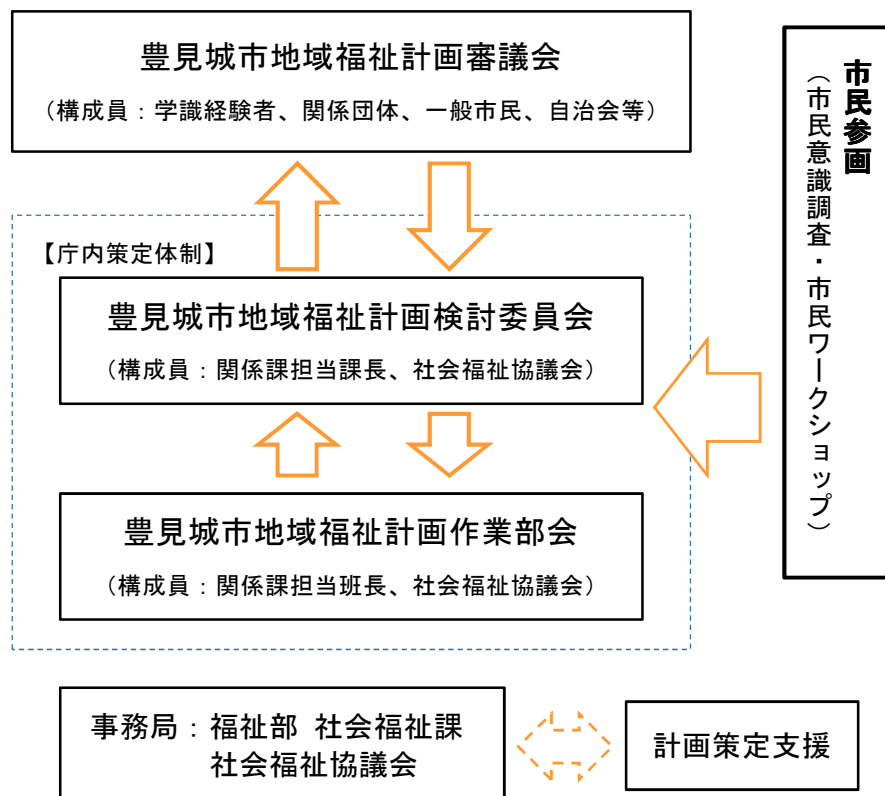
学識経験者、福祉関係団体、自治会関係者、老人クラブ、民生委員等の地域団体及び公募による市民で構成する審議会を設置し、地域福祉計画の作成について審議してきました。

② 地域福祉計画検討委員会

地域福祉に関連する各課の担当課長で構成する地域福祉計画検討委員会を設置し、策定に係る資料の協議を行いました。

③ 地域福祉計画作業部会

地域福祉に関連する各課の担当班長で構成する地域福祉計画作業部会を設置し、策定に係る資料の調整や協議を行いました。



(2) 市民ワークショップの開催

①目的

第3次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の抱える地域課題や解決策についての意見把握を行うとともに、ワークショップ形式で地域課題について話し合い、「自助・共助・公助」の意識向上を図ることを目的として実施しました。

②開催状況

- ・平成29年8月18日（金）：長嶺中学校区
- ・平成29年8月22日（火）：伊良波中学校区
- ・平成29年8月25日（金）：豊見城中学校区

③開催場所

- ・豊見城市社会福祉センター 2階 レク室

④実施方法

小学校区ごとにテーブルを分け、身近な地域での「困り事」について「子ども」、「高齢者・障がい者」、「地域の支え合い」、「その他」の項目ごとに出してもらい、その後、「自分たちにできること」、「（行政に）支援してほしいこと」について話し合いを行った。

⑤参加者数

46人

(3) 市民意識調査の実施

①目的

第3次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の地域参加の状況や地域福祉の意識、参加の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査対象とサンプル数抽出について

- ・市内在住の20歳～79歳。住民基本台帳より3,000件をサンプリング。

③配布・回収方法と調査時期

- ・郵送による配布と回収 平成28年11月15日～平成28年12月5日まで

④回収率

発送数：3,000件 回収数：972件 回収率：32.4%

第2章 地域福祉に関連する市の状況

1. 人口
2. 高齢者の状況
3. 障害者の状況
4. 児童の状況
5. 生活保護の状況
6. 生活困窮者の自立支援
7. 子どもの貧困対策
8. 自治会の声
9. 民生委員・児童委員の声
10. 市民の声（市民ワークショップより）
11. 子どもの状況（中学生へのアンケート調査より）
12. 市民意識調査の集計結果より
13. 地域福祉計画審議会委員からの意見のまとめと今後の方向性

【第2章 地域福祉に関連する市の状況】

1. 人口

(1) 人口の推移

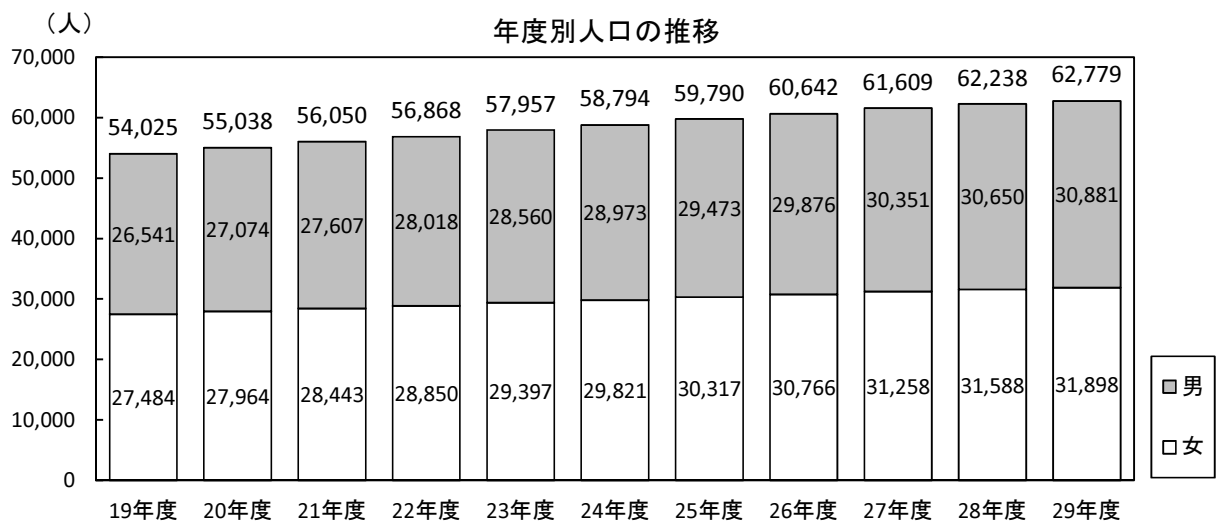
本市の総人口は、平成19年は54,025人でしたが、年々増加する傾向にあり、平成29年には62,779人と6万人を超えています。

年度別人口の推移

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
男	26,541	27,074	27,607	28,018	28,560	28,973	29,473	29,876	30,351	30,650	30,881
女	27,484	27,964	28,443	28,850	29,397	29,821	30,317	30,766	31,258	31,588	31,898
計	54,025	55,038	56,050	56,868	57,957	58,794	59,790	60,642	61,609	62,238	62,779

資料：住民基本台帳行政区別人口（各年度3月末現在）



(2) 人口構成

人口構成(平成29年3月末現在)を見ると、年少人口(15歳未満)が12,577人(構成比20.0%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が39,462人(構成比62.9%)、老年人口(65歳以上の高齢者)が10,740人(構成比17.1%)となっています。

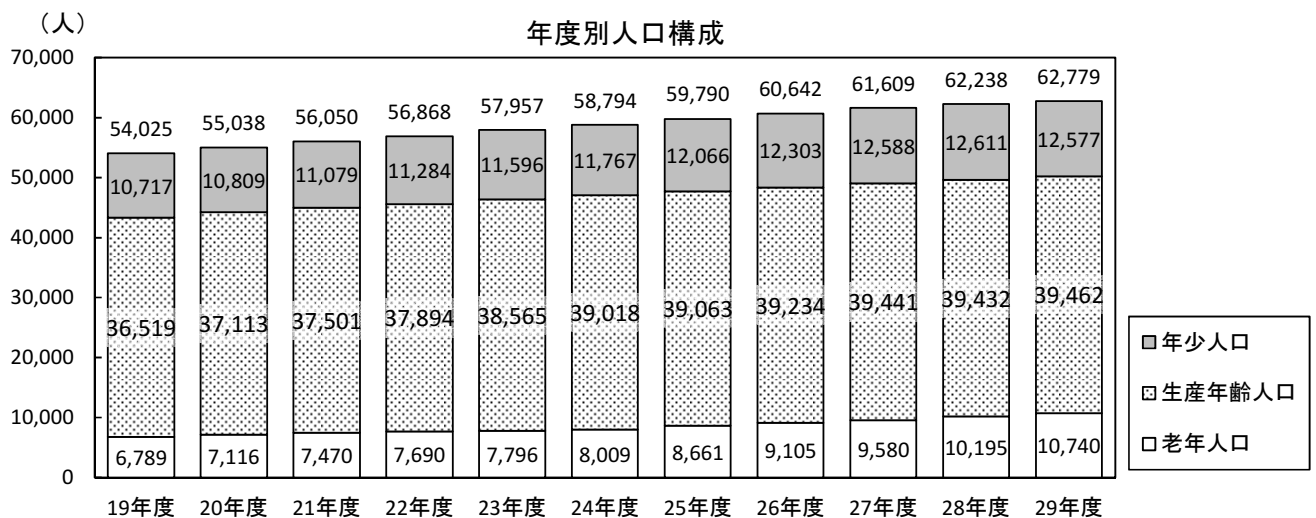
年齢3区分別の構成比(年少人口、生産年齢人口、老年人口)を見ると、年少人口(15歳未満)の占める割合は20%程度で微増傾向、生産年齢人口(15～64歳)の占める割合は減少傾向、老年人口の占める割合は上昇傾向で推移しています。平成29年では、老年人口は17.1%となっています。

年度別人口構成

(単位：人、%)

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	
総人口	54,025	55,038	56,050	56,868	57,957	58,794	59,790	60,642	61,609	62,238	62,779	
年少人口	10,717	10,809	11,079	11,284	11,596	11,767	12,066	12,303	12,588	12,611	12,577	
生産年齢人口	36,519	37,113	37,501	37,894	38,565	39,018	39,063	39,234	39,441	39,432	39,462	
老年人口	6,789	7,116	7,470	7,690	7,796	8,009	8,661	9,105	9,580	10,195	10,740	
構成比	年少人口	19.8	19.6	19.8	19.8	20.0	20.0	20.2	20.3	20.4	20.3	20.0
	生産年齢人口	67.6	67.4	66.9	66.6	66.5	66.4	65.3	64.7	64.0	63.4	62.9
	老年人口	12.6	12.9	13.3	13.5	13.5	13.6	14.5	15.0	15.5	16.4	17.1

資料：住民基本台帳行政区別人口（各年3月末現在）



(3) 中学校区別の人口

中学校区別の人口を見ると、平成29年度には豊見城中学校区が2万7千人を超えており、この地区で市全体の4割を占めています。伊良波中学校区は2万人、長嶺中学校区は1万4千人となっています。

中学校区別の人口

(単位：人)

		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
豊見城 中学校区	総人口	25,308	25,834	25,983	26,357	26,562	26,950	27,209	27,314
	年少人口	5,523	5,640	5,663	5,753	5,793	5,933	5,938	5,924
	生産年齢人口	16,847	17,156	17,181	17,157	17,123	17,189	17,151	17,043
	老年人口	2,938	3,038	3,139	3,447	3,646	3,828	4,120	4,347
長嶺 中学校区	総人口	14,319	14,323	14,395	14,525	14,661	14,754	14,790	14,842
	年少人口	2,473	2,462	2,422	2,434	2,460	2,448	2,425	2,373
	生産年齢人口	9,580	9,582	9,636	9,587	9,566	9,529	9,440	9,408
	老年人口	2,266	2,279	2,337	2,504	2,635	2,777	2,925	3,061
伊良波 中学校区	総人口	17,241	17,800	18,416	18,908	19,419	19,905	20,239	20,623
	年少人口	3,288	3,494	3,682	3,879	4,050	4,207	4,248	4,280
	生産年齢人口	11,467	11,827	12,201	12,319	12,545	12,723	12,841	13,011
	老年人口	2,486	2,479	2,533	2,710	2,824	2,975	3,150	3,332

資料：住民基本台帳行政区別人口（各年3月末現在）

2. 高齢者の状況

(1) 高齢化の現状

本市の平成28年10月1日現在の高齢化率は16.6%で、緩やかに上昇する傾向となっています。また、高齢者単身世帯は2,109戸であり、増加を続けています。

高齢化の現状

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総人口（人）	60,515	61,426	62,262	62,741
高齢者人口（人）	8,874	9,324	9,877	10,404
高齢化率（%）	14.7	15.2	15.9	16.6
高齢者単身世帯（戸）	1,879	2,029	2,075	2,109
高齢者世帯（戸）	1,398	1,508	1,650	1,767

※高齢者人口＝65歳以上の人口

（各年10月1日現在）

※高齢者世帯とは、65歳以上での者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯。

(2) 老人クラブ

老人クラブの加入者数は年々減少しており、平成23年度は996人でしたが、平成28年度には955人と、40人程度減っています。また、老人クラブ数は、平成28年度は22か所となっています。

老人クラブ活動の充実

（単位：人、クラブ数、千円）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
60 歳以上人口	11,384	11,913	13,049	13,516	14,057	14,540
老人クラブ数	21	23	23	20	22	22
会員数	996	1,056	1,023	940	955	955
市老連運営費補助金	943	943	943	943	943	943
市老人クラブ活動費補助金	1,279	1,346	1,346	1,263	1,307	1,306

資料：「福祉事務所の概要」より

3. 障害者の状況

(1) 身体障害者

身体障害者手帳の所持者について見ると、所持者数は年々増加しており、平成28年度では2,122人となっています。等級別に見ると、最重度に当たる「1級」の占める割合がもっとも高く、4割近くとなっています。

身体障害者(児)の等級別推移(身体障害者手帳所持者) (単位:人、%)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	583	35.38	694	36.03	699	34.90	735	37.14	760	37.38	820	38.64
2級	310	18.81	365	18.95	387	19.32	376	19.00	375	18.45	378	17.81
3級	294	17.84	335	17.39	351	17.52	332	16.78	335	16.48	331	15.60
4級	312	18.93	366	19.00	385	19.22	366	18.49	385	18.94	401	18.90
5級	69	4.19	76	3.95	80	3.99	81	4.09	88	4.33	96	4.52
6級	80	4.85	90	4.67	101	5.04	89	4.50	90	4.43	96	4.52
総数	1,648	100.00	1,926	100.00	2,003	100.00	1,979	100.00	2,033	100.00	2,122	100.00

資料:「福祉事務所の概要」より(各年度3月末現在)

(2) 知的障害者

知的障害者を療育手帳の所持者数から見ると、所持者数は平成28年度で572人となっています。障害の程度については、中度・軽度にあたる「B判定」が多く、手帳所持者の7割近くを占めています。

知的障害者(児)の等級別推移(療育手帳所持者) (単位:人、%)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
最重度(A1)	15	4.78	41	9.19	42	9.01	46	9.15	47	8.83	51	8.92
重度(A2)	72	22.93	107	23.99	110	23.61	117	23.26	120	22.56	121	21.15
中度(B1)	98	31.21	129	28.92	137	29.40	145	28.83	150	28.20	157	27.45
軽度(B2)	129	41.08	169	37.89	177	37.98	195	38.77	215	40.41	243	42.48
総数	314	100.00	446	100.00	466	100.00	503	100.00	532	100.00	572	100.00

資料:「福祉事務所の概要」より(各年度3月末現在)

(3) 精神障害者

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳の所持者数から見ると、所持者数は平成28年度で571人となっており、年々増加しています。障害の程度については、中程度にあたる「2級」が最も多く、平成28年度では手帳所持者の5割半ばを占めています。

精神障害者(児)の等級別推移 (精神保健福祉手帳所持者)

(単位：人、%)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	80	21.74	92	22.77	106	24.31	123	26.06	130	24.67	140	24.52
2 級	233	63.32	252	62.38	253	58.03	263	55.72	301	57.12	319	55.87
3 級	55	14.95	60	14.85	77	17.66	86	18.22	96	18.22	112	19.61
総数	368	100.00	404	100.00	436	100.00	472	100.00	527	100.00	571	100.00

資料：「福祉事務所の概要」より(各年度3月末現在)

4. 児童の状況

(1) 児童数の推移

15歳未満の年少人口は、増加で推移しており、平成29年では12,577人となっています。総人口に占める割合は20%であり、平成20年以降では僅かながら上昇が見られます。また、就学前児童数は5,246人、小学生は5,053人、中学生は2,278人となっています。

児童数の推移

(単位：人、%)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
年少人口	10,809	11,079	11,284	11,596	11,767	12,066	12,303	12,588	12,611	12,577
総人口に占める割合	19.6	19.8	19.8	20.0	20.0	20.2	20.3	20.4	20.3	20.0
0～5歳児 (就学前児童数)	4,492	4,650	4,768	4,957	5,107	5,255	5,357	5,387	5,362	5,246
6～11歳児 (小学生)	4,347	4,373	4,438	4,464	4,521	4,613	4,653	4,871	4,928	5,053
12～14歳 (中学生)	1,970	2,056	2,078	2,175	2,139	2,198	2,293	2,330	2,321	2,278

資料：住民基本台帳行政区別人口 (各年3月末現在)

(2) 出生数の推移

出生数は平成28年度で830人であり、平成20年度以降では、21年度と23年度に次ぐ低い値となっています。

出生数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
年少人口	873	815	871	816	904	934	884	881	830	

※平成25年度は平成24年10月と平成25年10月より按分した値

5. 生活保護の状況

(1) 保護の推移

生活保護業務開始以来、保護世帯、保護人員、保護率とも増加しており、平成23年度に保護人員と保護率が減少したものの、翌24年度以降は再び増加に転じております。

被保護世帯数(年度平均)は、平成28年度に501世帯で平成18年度(289世帯)の約1.7倍に増加しています。

また、被保護人員(年度平均)は、平成28年度に682人と平成18年度(494人)の約1.4倍になっています。

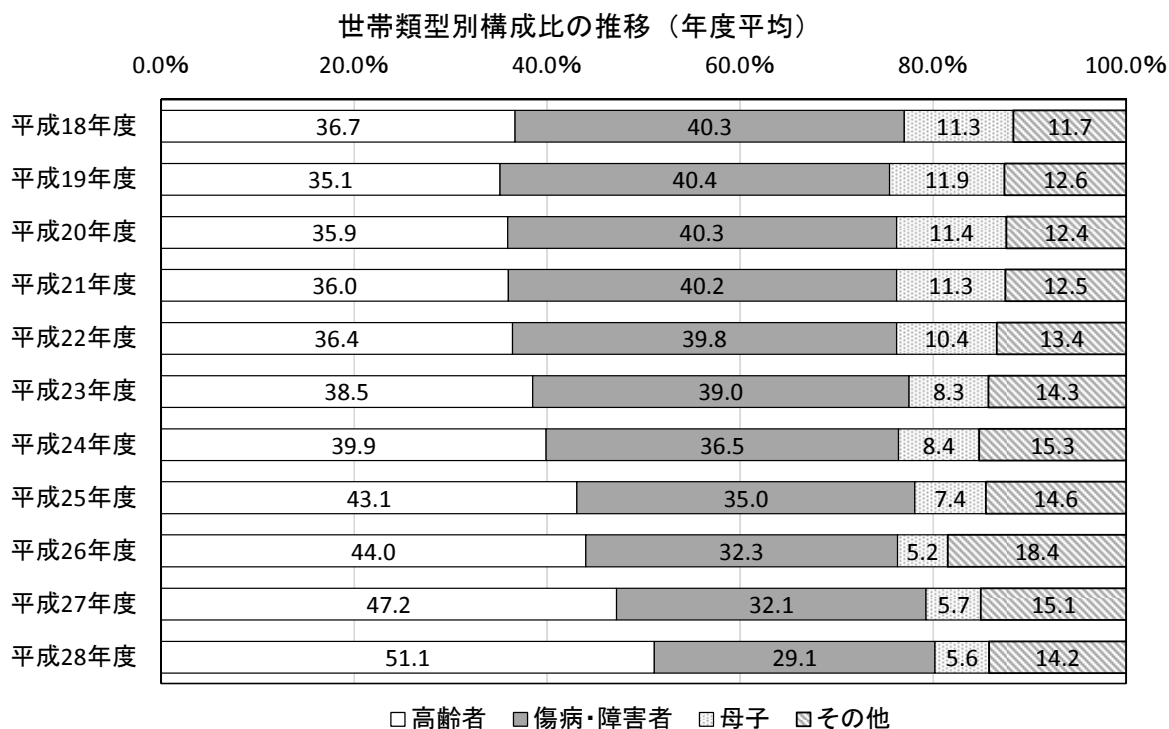
被保護世帯、被保護人員、保護率の推移(年度平均) (単位:人、世帯、%)

年度	管内人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
平成18年度	53,843	289	494	9.18
平成19年度	54,842	306	541	9.87
平成20年度	55,850	321	551	9.86
平成21年度	56,743	342	579	10.21
平成22年度	57,726	376	632	10.94
平成23年度	58,727	403	608	10.36
平成24年度	59,601	422	622	10.44
平成25年度	60,392	436	638	10.56
平成26年度	61,425	463	648	10.55
平成27年度	62,285	480	661	10.61
平成28年度	62,765	501	682	10.87

資料: 沖縄県福祉保健企画課「生活保護統計時系列分析表」より

(2) 世帯類型別構成比

「高齢者世帯」が最も多く、次いで「障害者・傷病者世帯」、「その他世帯」、「母子世帯」の順となっています。また、平成18年度から平成28年度までの間の被保護世帯数の推移を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が平成20年度より増加しています。また、「母子世帯」では、平成18年度の11.3%から平成28年度の5.6%と半分程度に減少しています。



6. 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、市町村等が生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する事業を実施しています。市では、以下の事業を実施しています。

① 自立相談支援事業

専門の支援員が、生活に困りごとや不安を抱えている方(生活困窮者)の相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

② 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った方、又は失うおそれのある方に、生活の土台となる住居を確保した上で就職に向けた支援を行うため、就職に向けた活動を行うこと等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

③ 就労準備支援事業

直ちに就労することが困難な方に、一定期間、一般就労に向けた基礎能力等を養うためのプログラムを提供する等、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

④ 家計相談支援事業

相談者の早期の生活再生を支援するため、家計の根本的な課題の把握と家計状況を分かりやすくするための家計状況の「見える化」を行い、相談者が自ら家計を管理できるようにするために、状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎを行い、必要に応じて貸付の斡旋等を行います。

⑤ 一時生活支援事業

生活に困窮している住居を持たない人に、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行います。

7. 子供の貧困対策

(1) 子供の貧困対策事業の実施

市の子供の貧困対策は、沖縄県子どもの貧困対策計画の考えを基本的に踏襲し、市内に生活する全ての子供達が、経済的な要因等、その子の生まれ育った環境等により将来の可能性が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長していけることを目標に、事業の実施を行っています。

子供の貧困対策は、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるため、現在豊見城市では、事業の対象者を生活保護もしくは就学援助を受給している世帯の子供等とし、他に優先して事業を行っています。

市では、具体的に以下の事業を実施しています。

① 子供の貧困対策支援員事業

地域に出向いて子供の貧困に関する市内各地域の現状を把握し、学校、学習支援施設及び居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有を行い、子供を支援につなげるための調整等を行うための人員として、子供の貧困対策支援員を配置しています。中学校区ごと（3中学校区）に各1名、主に生活保護受給世帯の担当1名、計4名の支援員を配置しています。

支援員の配置事業では、支援員の養成、質の向上を図ることを目的に、支援員の研修も行っています。

② 子供の居場所の運営支援事業

子供の居場所を提供するため、子供の居場所の運営支援を行っています。居場所では、子供達に食事の提供、共同での調理、生活指導、学習支援及び就学継続のための支援を行うとともに、子供のキャリア形成等の支援を随時行っています。

(2) 支援事業実績

【子供の貧困対策支援員事業】

支援員による支援の対象となった者(要支援者)の数

(単位：人)

年度	要支援者数
平成28年度	273

【子供の居場所の運営支援事業】

居場所の利用(支援)者数

(単位：人)

年度	居場所1	居場所2	居場所3	居場所4	居場所5	合計
平成28年度	4,580	1,542	1,276	617	332	8,347

8. 自治会の声

地域の自治会から地域福祉に関する声や意見等をいただきました。

地域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・アパート世帯が多くなっている。住んでいる方の状況がわからない。 ・地域活動への参加が消極的になってきている地域が多い。 ・老人クラブ、子ども会などへの加入が減少している。 ・1人暮らし高齢者：訪問しても返答がない人がある。 ・高齢者の情報は役所から入るが、障害者の情報が得にくい。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入者が高齢化している。 ・アパート世帯の加入率が非常に低い。 ・若い世代が未加入、地域行事などに参加しない。 ・役員のなり手がいない、若手の役員がいない。
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の利用が難しい。 ・誰もが気軽に参加する行事の実施。 ・子どもたちも利用しやすいような場にしたい。 ・公民館のミニデイ：歩けないなど通えない人がある。 →参加者が減ってきている。(公民館まで送迎必要)
地域福祉における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代、高齢者など、地域活動にいかにして参加してもらおうか。 ・高齢者を孤立させない工夫。 ・一人暮らし高齢者や障害者への見守り、声かけが必要。 ・地域での子ども見守り（防犯対策、非行防止など）。 ・地域でサポートが必要な人の把握を行い、支えていく必要がある。 ・地域ボランティアがもっといたら、より活動しやすい（民生委員）。 ・福祉協力員をもっと増やしてほしい。 ・高齢者サロンなど、つどいの場を身近な地域でしたらいいと思う。 ・買い物支援などが必要ではないか（移動手段、配達……）。 ・子どもの貧困対策にもっと力を入れるべきではないか。 ・認知症高齢者が増えることが予想される。対応方法を考えなくては。

9. 民生委員・児童委員の声

民生委員・児童委員の方々から、困りごとや意見等をいただきました。

民生委員・児童委員の困り事	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員の担い手がない。・個人情報保護などからスムーズな活動に支障がある。・情報が少ない（一人暮らし、障害者、生活困窮などの支援が必要な世帯の状況がわからない）。・支援が続かない（訪問に応じない、家族が非協力的、支援を受けたがらない）。
民生委員・児童委員で今後必要なこと	<ul style="list-style-type: none">・地域の実情把握（一人暮らし、見守りが必要な世帯等の把握）。・民生委員・児童委員の資質向上（意識向上、研修等による資質向上、サービスや制度等の理解）。・地域とふれ合う機会を持つ。
行政への要望等	<ul style="list-style-type: none">・情報共有・情報提供（地域の情報、福祉に関する情報）。・個人情報が入手できなくて民生委員・児童委員の活動が難しい。・民生委員・児童委員の確保（足りない）。・市民への民生委員・児童委員の活動の周知。

10. 市民の声（市民ワークショップより）

- ・第3次豊見城市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の抱える地域課題や解決策についての意見把握を行うとともに、ワークショップ形式で地域課題について話し合い、「自助・共助・公助」の意識向上を図ることを目的として実施しました。

◎主な意見等

- 自治会への加入、行事参加者の減少、転入者や若い世代の状況が見えない、この先の自治会運営への不安、困っている方の様子がわからない
→加入促進、個人情報（地域に住んでいる人の情報）がほしい、誰もが参加しやすい行事の検討
- 地域の高齢化、独居高齢者世帯の見守りが必要、地域での話し合いの場が必要
→見守り隊や応援隊を作って支援をする、高齢者のサロンを開催するなど
- 子どもが少ない、子どもとの接点が少ない、子どもたちが遊ぶ場がない
→子どもの見守りを充実、世代間交流、近所に公園を作って欲しい
- 移動交通の課題
→小型バスで地域の中まで（玄関先まで）入ってきてほしい、交通安全の充実



(1) 長嶺中学校区

①とよみ小学校区

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会に参加する子どもが少なくなっている ・同じアパートでも子供同士で遊ぶことがない ・子ども会を手伝ってくれる親が少ない ・子どもたちが思い切り遊べる広い公園が近所がない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できるイベントの開催 <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごとに大きな公園をつくってほしい
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段。スーパーが遠くて不便（車運転できない、足が痛くて歩けない） ・独居高齢者の見守り ・高齢者の見守りは民生委員だけでは大変難しいと思う。 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊をつくりパトロールする <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内バスが公民館前で停留するようにしてほしい ・交通の便がない方のためにコミュニティバスをつくり、家の玄関先まで送迎してほしい
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会行事の参加者が少ない ・近所の人がわからない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所で集まれるイベントをする（健診など） ・近所で困っている人に声をかける 向こう三軒両隣 ・大人、子どもが集まる機会を作る
その他	—	—

良いところ

- ・カレー食堂を毎月1回やっている地区がある
- ・祭りには自主的に手伝いに来る人がいる
- ・スーパー、病院、学校が近くにある



②長嶺小学校区

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの接点がない（学校も親が送迎） ・ラジオ体操で子どもがいっぱいいると初めて知った 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの登校時の交通整理、見守り ・ラジオ体操の見守り
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯の増加 ・高齢者が地域のミニデイに関心がなく参加者も少ない ・男性の参加が圧倒的に少ない ・個人情報に邪魔をして地域を把握できない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>飲み会でも何でもいから、男性を地域に出すように</u> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性を地域に出すように、飲み会等開催する。
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・催し物への参加者が固定している ・自治会員であるが自治会行事への参加が少なくなっている（清掃作業） ・自治会へのアパート世帯や新規居住者の加入 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンを増やす
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車を持っていないと生活できない。バス停まで遠い ・ひとり親家庭が近年増えている ・自治会員名簿作成したいが、プライバシーの関係か提出しない方がいる ・坂道が多く、買い物不便 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一周バスを小さくして小回りにしてほしい（ミニバス）

良いところ
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間パトロール 週1回 ・鯉のぼり掲揚式を開き、新1年生にプレゼントを送っている（自治会加入、未加入関係なく） ・地域の公民館駐車場に移動販売車が来て商品を買える

(2) 伊良波中学校区

①座安小学校区（他小学校区住民との混合テーブル）

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・家族間で会話の場が少なくなっている ・安全に遊べる場所がない ・アパートの住民に気になる家庭がある（子どもの育成） 	—
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率がどんどん高くなっている。数年後の地域運営がうまくいくだろうか ・高齢者でも年代が違くと、趣味や趣向が異なる。ひとくりにできない 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者団体への参加呼びかけ→活動が活発になり楽しくなるように（財政的援助が欲しい）
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入が少ない ・地域行事の参加者が決まっている 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活性化や行事等で役員会に意見を出している ・自治会の行事がきまっている ・メリットを作る ・リーダーの育成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路に歩道がなくて危険 ・緊急時、防災訓練していないので不安 	—

良いところ

- ・子供会活動はビーチパーティやエイサーなど活発
- ・子どもたちが挨拶してくれる
- ・高齢者を見守っていただいている近所の方がいる
- ・朝の交通安全のために登校時に立っている方がいる

②豊崎小学校区（他小学校区住民との混合テーブル）

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・親としての子供の躰ができていない（あいさつなど） 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンを作る <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館を建ててほしい ・ビーチにバスケットリングを増やしてほしい
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイに参加する人が少ない。特に男性 ・老人会に誘っても入会しない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの場を持つ
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のあいさつ ・行事に参加する人が減っている ・困っている人の様子がわからない ・自治会の役員なり手がいない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のアンケートを取る ・サロンを作る
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交通が不便 ・バスの利用者が少ない。停車する場がない ・公民館がない ・日陰がない 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの本数を増やす、住宅地まで入るようにしてほしい ・公民館を建ててほしい ・日陰のある樹がほしい

良いところ

- ・若い人が多い
- ・一人暮らし高齢者を隣近所が面倒を見ている（買い物の手伝いなど）
- ・行事が色々ある

③伊良波小学校区（平和台、上田県営の方が多いたブル）

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	—	・カレーパーティーを実施している （子ども会と老人会で）
高齢者・障がい者	・経済的に困っている家庭があるが、支援、できることは？	—
地域の支え合い	・カラオケへの女性の参加が少ない ・ミニデイは男性の参加が少ない	<自分たちにできること（支援してほしいこと）> ・市民の行動をバックアップする体制をつくる ・相談できる窓口を多くつくる ・リーダー養成講座等を開く
その他	・未成年のタバコ、飲酒など ・大人のタバコポイ捨て ・迷惑駐車	—

良いところ

- ・夏休みの学習会
- ・子どもたちはよく挨拶をする
- ・夏祭りは各団体が協力していて盛り上がっている
- ・ミニデイやカラオケがある
- ・公民館でのコンサート
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦に対して、困り事相談事業を実施している



(3) 豊見城中学校区

①ゆたか小学校区

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場が少ない(車が多くて危険) ・学校周辺で不審者が時々歩いている ・学校と保護者とのコミュニケーションができていない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多く、見守り活動の参加者を増やして対応したい <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の看板をたくさん設置してほしい
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯を訪問しても返答がない、会えない ・高齢化が目立ち、今後の地域の運営が心配 	—
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車やオートバイの盗難がある ・地域のリーダーの養成 ・民生委員の欠員 ・各行事に決まった人しか来ない ・老人会の加入が少ない、役員のなり手がいない 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラをつけてほしい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールゾーンが地すべりしていて危険なところがある 	—

良いところ

- ・小学生の下校の見守り
- ・寺子屋学習の支援



②上田小学校区

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安を抱えている ・子どもが思い切り遊べる場所がほしい ・交通安全が気になる ・交流の場が少ない(コミュニティセンター) 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター(児童館)をつくってほしい
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・急な坂が多く、気をつけて歩かなくてはならない ・認知症の方を地域がどう見守っていくか ・介護疲れで悩んでいる人がいる 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護までいかない人の通院方法を考えてほしい ・高齢者の玄関先まで送迎してくれるコミュニティバス
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションで、別の階はどんな人が住んでいるかわからない ・転入者との交流がない、近所付き合いが希薄 ・自治会に未加入なので行事参加しづらい ・自治会の加入率が低い ・若い自治会員が少ない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、福祉推進委員会等で集まり、地域の話合いを持つ ・社協が地域福祉推進委員会を引っ張る <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションやアパートどんどん建つが、行政の支援が追いついていない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進委員会の役割が全く理解されていない ・通勤時の交通渋滞 ・一人暮らし高齢者や障害者、生活困窮世帯の実態把握（個人情報の問題） 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター(児童館)をつくってほしい ・民生委員の負担を軽減してほしい

良いところ

- ・子どもたちが部活等で良い成績を残し頑張っている
- ・地域の人が近所の子供達に声掛けしてくれる

③豊見城小学校区

項目	地域課題（困っていること）	自分たちにできること／支援してほしいこと
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困問題に気づいても個人で対応は難しい ・子どもがあいさつをしない ・児童館がない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人があいさつ運動を行う（声かけ） <p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯が少ないので、設置してほしい ・社協の支援活動の周知が必要 ・児童館が地域にないのでつくってほしい
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯が多くなっている ・1人暮らし老人が増えている ・接点のない高齢者をどうするか？ ・サロンを作りたいが予算がない ・緊急医療講座などやってほしい（地域の公民館で） 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で応援隊がつかれるといい
地域の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が地域の一員として活動するつながりが少ない ・若い世代の参加が少ない ・地域行事に参加しづらい ・一緒に活動できる人がいない 	<p><自分たちにできること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導のボランティアがいて安全 ・福祉推進委員会は毎月定例化している
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・未だによそ者扱いされる場合がある ・交通の便が悪い、バスの市内線を増やしてほしい ・違法駐車が多い ・朝夕の交通量が多い 	<p><支援してほしいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを広く市民に知らせるべき

良いところ

- ・近所の子供達がよく挨拶してくれる いろいろおしゃべりする
- ・公園が近くにあり嬉しい
- ・見守り体制がある
- ・二世帯住宅が増えた、小さい子供が増えた
- ・元気な高齢者の孫たちへのかかわりが積極的である
- ・世代間交流を長くやっている

11. 子どもの状況（中学生へのアンケート調査より）

・本計画策定にあたり、子どもたちが日頃の生活において感じていることや困り事等を把握しました。市内の中学2年生を対象に行っています。

◎回収状況 配布：約760件 回収：675件 回収率：88.8%（学校を通じて配布・回収）

(1) 声のまとめ

学校にクーラーを設置してほしい (多数)	<ul style="list-style-type: none"> 暑くて勉強どころではない。 各学校各教室にクーラーを設置してほしい。 クーラーを付けてください・授業に集中できません。 	教室にクーラー設置が求められている
治安、騒音	<ul style="list-style-type: none"> バイクの騒音がうるさい。 不審者がいる。 不法投棄があつて困っている。 	「防犯に関する取り組み」が求められている
道路・街灯	<ul style="list-style-type: none"> 街灯をつけてほしい。 道が暗くて危険である。コンビニなど明るい店がない。 学校まで遠い。 坂道が多い。 	
利便性	<ul style="list-style-type: none"> スーパーやコンビニなどがあつて便利である。(多数) 	
地域・あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人がやさしい。 近所の人、話しかけやすい あいさつをしてくれるから安心である。 	隣近所のあいさつなどがあり、地域が安心できる場という声が見られる
環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然が豊か。 海が近くて良い 	海など「自然」が市の良い所という回答が多い。ゴミ拾いなど環境美化等の取り組みを子ども参加(地域・学校)で行うことも良いのではないかな。
大型店、さらなる利便性、娯楽	<ul style="list-style-type: none"> ライカムのよう大きなショッピングセンターがほしい。 デパート等大型店がほしい。 コンビニがほしい(通学路) 	

(2) 設問に対する回答

(1) 隣近所の人にあいさつしたり、声をかけられたりすることがあるか。	<table border="0"> <tr> <td>1. 毎日のようにある</td> <td>138件 (20.5%)</td> </tr> <tr> <td>2. ときどきある</td> <td>417件 (61.8%)</td> </tr> <tr> <td>3. ほとんどない</td> <td>113件 (16.7%)</td> </tr> <tr> <td>4. 無回答</td> <td>7件 (1.0%)</td> </tr> </table>	1. 毎日のようにある	138件 (20.5%)	2. ときどきある	417件 (61.8%)	3. ほとんどない	113件 (16.7%)	4. 無回答	7件 (1.0%)		
1. 毎日のようにある	138件 (20.5%)										
2. ときどきある	417件 (61.8%)										
3. ほとんどない	113件 (16.7%)										
4. 無回答	7件 (1.0%)										
(2) 豊見城市を住みよいと感じるか。	<table border="0"> <tr> <td>1. 住み良い</td> <td>320件 (47.4%)</td> </tr> <tr> <td>2. やや住み良い</td> <td>271件 (40.1%)</td> </tr> <tr> <td>3. あまり住み良くない</td> <td>60件 (8.9%)</td> </tr> <tr> <td>4. 住み良くない</td> <td>16件 (2.4%)</td> </tr> <tr> <td>5. 無回答</td> <td>8件 (1.2%)</td> </tr> </table>	1. 住み良い	320件 (47.4%)	2. やや住み良い	271件 (40.1%)	3. あまり住み良くない	60件 (8.9%)	4. 住み良くない	16件 (2.4%)	5. 無回答	8件 (1.2%)
1. 住み良い	320件 (47.4%)										
2. やや住み良い	271件 (40.1%)										
3. あまり住み良くない	60件 (8.9%)										
4. 住み良くない	16件 (2.4%)										
5. 無回答	8件 (1.2%)										
(3) 身近な地域について困っていることはあるか。	<table border="0"> <tr> <td>1. ある</td> <td>49件 (7.3%)</td> </tr> <tr> <td>2. ややある</td> <td>92件 (13.6%)</td> </tr> <tr> <td>3. あまりない</td> <td>53件 (7.9%)</td> </tr> <tr> <td>4. ない</td> <td>460件 (68.1%)</td> </tr> <tr> <td>5. 無回答</td> <td>21件 (3.1%)</td> </tr> </table>	1. ある	49件 (7.3%)	2. ややある	92件 (13.6%)	3. あまりない	53件 (7.9%)	4. ない	460件 (68.1%)	5. 無回答	21件 (3.1%)
1. ある	49件 (7.3%)										
2. ややある	92件 (13.6%)										
3. あまりない	53件 (7.9%)										
4. ない	460件 (68.1%)										
5. 無回答	21件 (3.1%)										

12. 市民意識調査の集計結果より

◎回収状況 発送数：3,000件 回収数：972件 回収率：32.4%（郵送による配布・回収）

①家族構成

- ・家族構成は、「夫婦と未婚の子」が3割半ば、「夫婦のみ」や「一人暮らし」が約2割となっています。
- ・「夫婦のみ」は、年代が高いほど多くなる傾向にあります。「70代」が約4割でもっとも高いです。
- ・「一人暮らし」は、「50代」以上で割合が高いです。

②住宅の形態

- ・住宅の形態は、「持家(一戸建て)」が約5割でもっとも高く、「賃貸のアパート・マンション」が約3割で比較的高いです。
- ・「賃貸マンション・アパート」は若い世代で割合は高く、「20代」が5割半ばと半数以上を占めています。
- ・小学校区別では、「持家(一戸建て)」は「長嶺小学校区」が約8割でもっとも高く、次に「座安小学校区」の6割半ばとなっています。
- ・「賃貸のアパート・マンション」は「上田小学校区」が約5割でもっとも高く、次に「ゆたか小学区」の約4割となっています。
- ・「公営住宅(団地等)」は「豊見城小学校区」が約4割で、他の校区と比べて非常に高いです。

③居住年数

- ・市内への居住年数は、「15年以上」が約6割でもっとも高いです。
- ・「15年以上」は年代が上がるとともに高くなる傾向。特に40代以降でその傾向が見られる。「70代」では8割半ばを占めています。
- ・「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」は年代が高いほど割合は低くなります。
- ・小学校区別にみると、「15年以上」は、「長嶺小学校区」「座安小学校区」「豊見城小学校区」が各7割台と高く、「豊崎小学校区」が2割あまりでもっとも低くなります。

④出身地

- ・出身地は、「市外」が約6割でもっとも高く、次に「県外」の1割半ばで、合わせると市外出身者が7割半ばを占めます。
- ・市内出身者は2割半ばです。市内出身者を小学校区別にみると、「長嶺小学校区」「座安小学校区」がそれぞれ2割半ばで比較的高いです。「とよみ小学校区」、「豊崎小学校区」、「ゆたか小学校区」は1割未満と低く、特に豊崎小学校は1.6%となっています。

⑤住みごころ

- ・市の住みごころは、「住みよい」が5割半ばでもっとも高いです。次に「普通」の約4割となっています。
- ・小学校区にみると、「住みよい」は「豊崎小学校区」が6割あまりを占めもっとも高いです。「長嶺小学校区」はこの回答が約4割で、もっとも低くなっています

⑥地域環境の評価

地域環境について、「妊娠」、「子どもを育てる環境」など11項目を評価していただきました。

- ・良い、悪いの割合を比べてみると、「良い」とする割合が高いのは、「妊娠・出産」、「子育て」、「青少年健全育成」、「通勤や買い物」、「医療機関」、「治安」の6つ。
- ・特に「通勤や買い物」と「医療機関」は4割前後が「良い」と回答しており、他の項目より高くなっていますが、その反面、回答には地域差があり、「通勤や買い物」は「長嶺小学校区」と「座安小学校区」では2割台で他地区より割合が低く、「医療機関」は「豊崎小学校区」が3割弱で他地区より低くなっています。

⑦現在の隣近所とのつきあいの状況

- ・隣近所とのつきあいの状況は、「挨拶をする程度」が約4割、「立ち話しをする程度」が2割となっています。
- ・「近所づきあいはしていない、しようと思わない」といった、近所づきあいを拒否する人は6%となっています。
- ・年代別にみると、挨拶する程度のつきあいは、「20代」と「30代」は5割半ばで高くなっていますが、年代が高くなるほど割合は低くなります。
- ・反対に、立ち話しをする程度のつきあいは、年代が高いほど、割合も徐々に高くなる傾向にあり、「70代」では2割半ばとなっています。
- ・「近所づきあいをしていない、しようと思わない」は、「20代」が1割半ばでもっとも高く、年代が上がると、割合は低くなる傾向にあります。

⑧今後の隣近所とのつきあいの意向

- ・今後の隣近所とのつきあい方については、「立ち話しをする程度」の希望が2割あまりともっとも高く、「挨拶をする程度」「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」がそれぞれ2割程度となっています。
- ・年代別にみると、「立ち話しをする程度」の意向と「挨拶をする程度」の意向については、いずれも年代が上がるとともに、割合は下がりますが、「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」の割合が上がる傾向にあります。

⑨近所づきあいの考え方（複数回答）

- ・近所づきあいの考え方については、「地域の防犯のために必要」が7割あまりでもっとも高く、次に「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」が6割半ば、「日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要」が5割半ばとなっており、これら3つが他の項目より高いです。
- ・小学校区別にみると、近所づきあいに否定的な意見は、「上田小学校区」が4割あまりでもっとも高いほか、「伊良波小学校区」、「とよみ小学校区」、「豊崎小学校区」もそれぞれ3割と比較的高くなります。

⑩自治会への加入状況

- ・自治会への加入については、「加入している」が約4割。
- ・年代別にみると、「加入している」は年代が上がる割合も高くなり、「20代」が8.9%であるのに対し、「70代」では6割半ばとなります。
- ・小学校区別にみると、「加入している」は「座安小学校区」、「豊見城小学校区」、「長嶺小学校区」が約6割で他地区より高くなっています。反対に、「上田小学校区」「ゆたか小学校区」「とよみ小学校区」がいずれも2割台でもっとも低いです。
- ・住宅の形態別にみると、「加入している」は「公営住宅(団地等)」が8割あまりで極めて高く、「持ち家(一戸建て)」は5割半ばとなっています。「賃貸のアパート・マンション」では加入率は4.2%であり、非常に低くなっています。
- ・居住年数別にみると、「加入している」は居住年数「1年未満」が3.6%でもっとも低く、居住年数が長くなるほど加入率が上がり、「15年以上」では5割あまりとなります。

⑪自治会に加入していない理由

- ・自治会に「加入していない」理由は、「必要性を感じない」、「時間的なゆとりがない」が2割程度で高いほか、「加入の勧誘がない」が1割半ばとなっています。

⑫日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

- ・地域の方に日常生活の中で手伝ってほしいことについては、「手伝ってほしいことはない」が約半数を占めています。
- ・手伝いを希望する方の意見で、具体的に手伝ってほしいこととしては「台風など災害時、緊急時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」が2割程度で、この2つの手伝いを希望する声が高いです。

⑬日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

- ・地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについては、「台風など災害時、緊急の手助け」が約4割、「見守りや安否確認の声かけ」が3割半ばとなっています。また、「地域の行事・イベント」(2割半ば)、「話し相手」(1割半ば)も比較的高いです。
- ・「台風など災害時・緊急時の手助け」は「乳児」や「幼児」のいる世帯が5割程度で高くなっています。

⑭地域活動・行事への参加状況

- ・地域活動への参加については、「参加したことがない」が5割あまりです。「参加している」は2割半ばとなっています。
- ・年代別にみると、「参加したことはない」は年代があがるとともに割合は低くなり、「20代」の7割あまりに対し、「70代」では3割となっています。
- ・「参加している」は、年代が上がるとともに割合も高くなっており、「20代」の8.9%に対し、「60代」「70代」ではそれぞれ3割台となります。
- ・小学校区別にみると、「参加している」は「長嶺小学校区」「座安小学校区」「豊見城小学校区」がそれぞれ3割台後半で、他の地区より高いです。
- ・自治会の加入の状況別にみると、「参加している」は「加入している」が5割あまり、「加入していない」が7.2%となっています。加入者の割合が、未加入者の割合を大きく上回っています。

⑮地域活動に現在は参加していない・参加したことがない理由（複数回答）

- ・地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」と「どこで、どんな活動をしているのかよく分からない」がそれぞれ3割半ばとなっています。
- ・また、「いっしょに参加する仲間(知人)がいないから」や「誘いがいいから」が約2割あります。
- ・活動がよくわからない、仲間がいないといった理由については、活動の周知や参加への誘いを行うことで、活動への参加者は増えることが考えられます。

⑯地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（複数回答）

- ・地域の支え合いに期待すること(必要に思うこと)については、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が6割半ばでもっとも高いです。次に「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」の5割半ばとなっています。

⑰ボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）

- ・ボランティア活動へ参加したことがない理由については、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からない」と「時間的な余裕がないから」が4割半ばで高くなっています。
- ・年代別にみると、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からない」は「20代」と「50代」がそれぞれ5割台で高いです。「時間的な余裕がないから」は「30代」から「40代」にかけてそれぞれ5割前後となっています。

⑱今後のボランティア活動への参加意向

- ・今後のボランティア活動への参加意向については、「参加したい」が1割あまり、これに「時間等、生活にゆとりができれば参加したい」の5割あまりを合わせると、参加したいと考えている人が6割あまりを占めます。
- ・小学校区別にみると、「参加したい」は「伊良波小学校区」が14.1%ともっとも高く、「座安小学校」が7.7%と最も低くなります。また、「時間等、生活にゆとりができれば参加したい」は「豊崎小学校区」が60.4%と最も高く、「上田小学校区」と「ゆたか小学校区」が各40%台と低くなります。

⑲参加してみたいボランティア活動（複数回答）

- ・今後、参加してみたいと思うボランティア活動については、「地域の環境衛生活動」が約5割でもっとも高く、続いて「地域行事等の活動」が3割半ば、「高齢者等への支援」が3割あまりとなります。
- ・性別にみると、「青少年の健全育成」、「地域の環境衛生」、「地域行事等」、「交通安全」の4つのボランティア活動の意向については、いずれも「男性」の割合が高く、中でも「地域の環境衛生活動」では「女性」の割合を27.8ポイント上回っており、男女差が最も大きくなります。
- ・女性の方では、「高齢者等への支援」や「子育て家庭への支援」、「障害者への支援」、「地域の福祉活動」が男性より高く、中でも「子育て家庭への支援」では「男性」の割合を24.2ポイント上回っています。

⑳重点を置くべき地域福祉の施策

- ・今後、市が重点を置くべき地域福祉の施策については、「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DVなどの早期発見、早期対応策の充実」、「生活困窮世帯の子どもへの支援」が4割程度でもっとも高いです。
- ・また、「福祉教育の推進」と「台風などの災害時に避難支援等が必要な人への対策」がそれぞれ3割半ば、「生活困窮世帯への支援対策」が3割であり、これら3つの施策が各3割と比較的高くなります。

13. 地域福祉計画審議会委員からの意見のまとめと今後の方向性

市民意識調査結果、第2次計画の取り組み点検・評価、小アンケート結果などを踏まえて、審議会委員の皆さんから、市の地域福祉の課題や取り組むべきこと等を出してもらいました。

<p>(1) 市の生活課題・福祉課題は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の人材育成 ・ボランティア活動の活性化 ・リーダーの育成や確保（若い世代等） ・子どもの安心、安全の確保 ・子どもの貧困問題 ・個人情報の取扱の問題（福祉マップ等を作っても公にできない） ・自治会の組織率の向上 ・若い人たちの意見が見えない ・地域福祉推進委員会の活動がミニデイだと誤解されている ・地域のつながりが弱い（一生懸命取り組んでいるが・・・） ・地域連携の強化策を「具体的に」提示する必要がある。 ・独居高齢者の見守りが必要。（孤立化する方への手だて） ・移動手段の確保（福祉バスの運行） 	<p>【声のまとめ】 ※大きく2つに分けられる</p> <p>①組織の強化・活性化</p> <p>リーダー・人材確保・育成</p> <p>自治会の活性化</p> <p>地域福祉推進委員会の活性化</p> <p>地域同士の情報共有 ＝活動を報告したり、課題を共有したり。 →具体策を考える機会</p> <p>②具体的な方法</p> <p>若い世代を集める</p> <p>子どもを中心に！ ＝地域の安全、あいさつ、子ども会、地域の将来</p> <p>モデル的に取り組む ＝具体的な取り組みを！</p> <p>地域支援隊をつくる ＝気軽に参加できるもの</p> <p>孤立化防止＝独居高齢者＋若者世代も</p>
<p>(2) 今後取り組むべきことは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代を集めて地域活動に結びつける（若い世代の活躍） ・「あいさつ、声かけ運動」を積極的に取り組む ・「支援隊」をつくる ・福祉推進委員会の活性化 ・ターゲットを絞り込みながら進める（優先順位） ・リーダーの育成 ・情報の共有化（連絡会、報告会、その他） ・自治会の組織率の向上 ・自治会組織の活発化 ・子ども会の組織化を増やす ・支援が必要な世帯の把握 ・社会的孤立の解決 ・居場所づくり ・地域共生社会の実現 	
<p>(3) 市としての強みは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの「あいさつ、声かけ」は積極的である ・面積が小さいので地域全体がまとまりやすい ・平均年齢が低く若い人材が豊富 ・地域に人情が残っている ・若い人たちを中心とした活動 ・「孫達にとって良い地域」を目指して祖父母世代が頑張っている 	

第3章 第2次計画の推進状況の点検

◎目標指標の達成状況

- (点検・1) 住民の主体的参加の仕組みづくり
- (点検・2) 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり
- (点検・3) サービス利用に対するきめ細かな支援
- (点検・4) 健康で安心して暮らせるまちづくり

【第3章 第2次計画の推進状況の点検】

◎目標指標の達成状況

(1) 市民意識調査結果による指標の達成状況

第2次計画では市民意識調査結果から把握する指標を13項目掲げていた。今回の調査結果(平成28年度実施)は、ほとんどの項目で平成24年度の現状値から僅かに下がっているが、概ね変化なく横ばいと捉えられる。(指標のうち3項目は、今回の調査で比較できず)

達成はしていないが平成24年度時点より上がった項目は、「市民が利用しやすい公共施設の立地について」、「利用しやすい相談・情報提供体制が整った」(以上2項目は微増)、「防災体制・組織の体制が良い方だと思う市民」、「民生委員・児童委員の認知度」であった。

反対に、下がった項目は「清掃活動や地域行事等の地域活動へ参加している市民の割合」、「介護などが必要な場合にサービスを受けるためにどうしたら良いか知っている市民の割合」、「60歳以上の市民が通勤や買い物の利便性が良い方だと思う割合」であった。

なお、今回の市民意識調査では、市内居住年数15年以上の人の割合が前回調査時点より微減した。そして5年未満の市内居住者が微増している。「若い世代」、「アパート世帯」、「居住年数が短い人」は、自治会加入や地域福祉活動に消極的な傾向が見られる。居住年数が短い人が増えた＝アパート世帯や若い世代が増えたことにつながり、地域福祉に積極的な声が減った一つの要因にもなっていると考えられる。

(2) 取り組みの実績による指標の達成状況

第2次計画では、取り組み実績から把握する指標も13項目掲げていた。今回の調査結果は、多くの項目で平成24年度の現状値より28年度実績が上回っており、取り組みは推進されていることがわかる。しかし、第2次計画で掲げていた目標値を達しているのは「地域防犯組織数」と「市民の健康づくりの場」の2項目だけであり、推進はされているが目標まで届いていない指標が多くなっている。

達成はしていないが平成24年度時点より上がった項目は、「豊見城市地域見守り隊提携数」、「地域の実情に応じた“ゆくい場”の整備箇所」、「地域福祉推進委員会の設置数」、「特定健診の受診率」、「特定保健指導の実施率」(微増)、「福祉避難所の指定箇所数」であった。

反対に、下がった項目は「自治会加入率」、「ボランティア団体登録数」、「民生委員児童委員の定数確保」であった。

地域福祉の推進において重要である自治会加入率や民生委員児童委員の定数確保に課題があり、第3次計画を作るにあたってはこれらの課題解決に向けた取り組みを検討する必要がある。

・市民意識調査結果による指標一覧

	指標	平成 24年度 時点	目標値	現状値	項目	前回調 査項目 (設問)	今回調 査項目 (設問)
			平成 29年度	平成 28年度			
1	「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域に行かなければならない」と思う市民の割合	89.5%	90.0%	88.1%	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策1 人と人がつながる、支え合う意識を育む (1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実	問22	問21
2	隣近所と接する機会が増えたと感じる市民の増加	—	65.0%	—	なし	なし	なし
3	あいさつを交わす市民が増えたと感じる割合	—	75.0%	—	なし	なし	なし
4	地域に「愛着」を感じている市民の割合 (地域に「愛着」を持つ市民の割合)	69.7%	75.0%	68.9%	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策2 地域がつながる、活力をつける (1) 地域に愛着を持つ意識の啓発	問11	問9
5	清掃活動や地域行事等の地域活動へ参加している市民の割合 (地域活動に参加する市民の割合)	29.7%	50.0%	25.5%	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策2 地域がつながる、活力をつける (2) 地域活動への参加を促す啓発活動の推進	問20	問20
6	ボランティア活動に参加している市民の割合 (ボランティア活動に参加する市民の割合)	12.7%	20.0%	40.3%	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策3 地域福祉の人材の育成、確保 (1) 福祉を担う多様な担いの手の育成	問23	問23
7	市民が利用しやすい公共施設の立地について「良い方だ」と思う市民の割合	10.7%	50.0%	13.1%	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策2 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり (1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備	問13-8	問11-8
8	介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っている市民の割合	49.1%	60.0%	47.3%	基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援 推進方策1 地域に根ざしたサービス利用の推進 (1) 地域福祉サービスの質の向上	問26	問25
9	利用しやすい相談、情報提供体制が整ったと思う市民の割合 (「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合)	49.1%	60.0%	50.3%	基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援 推進方策1 地域に根ざしたサービス利用の推進 (2) 情報提供体制の充実、(3) 相談支援体制の充実	問13-7	問11-7
10	豊見城市が「住みよい」と思う市民の割合 (住みよいと感じる市民の割合)	55.4%	65.0%	54.6%	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策2 安全・安心のまちづくり (1) 住みよい生活環境づくりの推進	問12	問10
11	60代以上の市民が通勤や買い物の利便性が「良い方だ」と思う割合	40.5%	50.0%	33.0%	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策2 安全・安心のまちづくり (2) 移動支援、交通安全対策の充実	問13-6	問11-6
12	防災体制・組織の体制が「良い方だ」と思う市民の割合 (「普通だと思う」「良い方だ」と思う)の合計割合)	35.7%	60.0%	44.3%	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策2 安全・安心のまちづくり (3) 地域の防犯、防災対策の充実	問13-9	問11-9
13	民生委員・児童委員の認知度	59.9%	70.0%	67.5%	なし	問33	問31

・取り組みの実績による指標一覧

	指標	平成 24年度 時点	目標値	現状値	項目	指標の根拠	担当課
			平成 29年度	平成 28年度			
1	地域防犯組織数	52	55以上	58	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策1 人と人がつながる、支え合う意識を育む (2)誰でも気軽に参加できる交流機会の確保	市総合計画	協働のまち推進課
2	自治会加入率	34.4%	40%以上	31.2%	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策2 地域がつながる、活力をつける (3)自治会活動の活性化	市総合計画	協働のまち推進課
3	ボランティア団体登録数 (福祉関連)	14	18	12	基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり 推進方策3 地域福祉の人材の育成、確保 (2)ボランティア活動の活性化支援	事業実績	社会福祉協議会
4	「豊見城市地域見守り隊」提携数	1	5	4	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策1 地域の見守り体制づくり (1)地域の見守りネットワーク形成	事業実績	社会福祉課
5	地域の実情に応じた「ゆ くい場」の整備箇所	37ヶ所	45ヶ所	40ヶ所	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策1 地域の見守り体制づくり (2)気軽にゆくい場の確保(居場所づくり)	事業実績	社会福祉協議会
6	コミュニティソーシャルワ ーカーの配置人数	3人	7人	3人	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策1 地域の見守り体制づくり (3)コミュニティソーシャルワーク機能の充実	事業実績	社会福祉課又は 社会福祉協議会
7	地域福祉推進委員会の設置数 【再掲】	37	48	40	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策2 地域資源と福祉活動をつなげる仕 組みづくり (2)福祉関係団体等の連携	事業実績	社会福祉協議会
8	民生委員・児童委員の定数 確保	73	89	68	基本目標2 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり 推進方策2 地域資源と福祉活動をつなげる仕 組みづくり (3)民生委員・児童委員活動の充実	事業実績	社会福祉課
9	ジェンダーについて内容を 理解している人の割合	32.1% (H21)	40.0%	— ※調査なし	基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな 支援 推進方策2 一人ひとりを尊重する権利擁護の 推進 (1)個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり	総合計画 男女共同参 画プラン	協働のまち推進課
10	特定健診の受診率	25.3%	60.0%	35.9%	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策1 健康づくりへの取組み	国の目標値	健康推進課
11	特定保健指導の実施率	48.2%	60.0%	48.7%	(1)健康づくりに対する理解の促進	国の目標値	
12	市民の健康づくりの場 (ミニデイ実施箇所、ウォー キング場所、市体育館等)	0	30	39(社協) 0(健推) 5(学振)	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策1 健康づくりへの取組み (2)健康づくりの場の整備	事業実績	社会福祉協議会 健康推進課 生涯学習振興課
13	福祉避難所の指定箇所数	0	10ヶ所	7ヶ所	基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり 推進方策2 安全・安心のまちづくり (4)災害時要援護者支対策の充実	事業実績	障がい・長寿課

(点検・1) 住民の主体的参加の仕組みづくり

(点検1-1) 人と人がつながる、支え合う意識を育む

【基本方針】

(点検1-1-1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実

<共助>

<p>共助①福祉教育の場を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種関係団体と連携し福祉教育の場を設けます。 ・ボランティア祭りにおけるボランティア団体等の市民への周知を行った。 	
<p>共助②福祉体験活動等による福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校、地域と連携し福祉体験活動などを通じた福祉教育の充実に努めます。 ・市内小中学校への福祉体験、福祉講話を実施している。 	
<p>共助③ボランティア講座や研修会等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に積極的に参加することができるように、関係団体等と連携した講座や研修会等の充実に努める。 ・音訳ボランティア養成講座、ゲートキーパー養成研修会等を実施している。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協では、市内小中学校への福祉教育、音訳ボランティア等の養成や研修会を実施しており、今後も継続して実施できると考える。 ・小中学校では、「福祉協力校」についてもふれていきたい。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

<p>公助①市民への福祉教育・人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民のライフステージに応じた福祉教育、人権教育を推進します。 ・学校において発達段階に応じたテーマで人権に関する授業やいじめアンケートの実施。 	
<p>公助②福祉教育プログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した福祉教育プログラムを充実していきます。 ・総合的な学習の時間の中で、「福祉」について調べ学習や他県学習を行っている。また、募金活動や学校周辺の美化等も行っている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育では「大人に対する取り組み」と、「児童生徒に対する取り組み」に分けられるため、区別できるような項目設定としたい。 ・市民向けの福祉教育について、担当課がどこに当たるか、また取組内容について今後調整を行い、施策を検討する。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒への福祉教育」、「大人への福祉教育」を区分して掲げる

(点検1-1-2) 誰でも気軽に参加できる交流機会の確保

< 共助 >

	<p>共助①あいさつ運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携して「あいさつ運動」を推進します。 ・未実施(実施予定)となっている。
	<p>共助②地域行事や活動を通じた交流機会確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の関係団体と連携し、地域行事や活動等を通じた交流機会を確保します。 ・社協で「世代間ふれあい地域交流会」や自治会と協力しての交流会を開催した(参加者が少ないという課題がある)。また、学校教育課では、学校行事等における地域との関わり、教科学習での自治会、老人会との交流を実施。
	<p>共助③若い世代が地域住民と交流する機会確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い世代が地域住民と交流する機会の場を確保します。 ・社協で上記交流会と同様の内容を実施。
	<p>共助④“みーまーる運動”等の普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、関係機関と連携し、「みーまーる運動」などの普及啓発活動を進めます。 ・夜間パトロールや朝の交通安全指導、朝の声かけなどを実施。
	<p>共助⑤交流事業、気軽に集まる交流場所の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の多様な交流を活性化していくための交流事業の企画立案や気軽に集まることができる交流場所の開拓を進めます。 ・親子クラブやチャレンジクラブ、三線クラブなど交流活動を実施。地域のコミュニティセンターも交流の場となっているが、豊見城中学校区には児童館等の交流拠点がなく課題となっている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動は社協では実施予定であり、今後実施できると考える。 ・共助②と③は類似しているため、ひとつにした「交流機会の確保」を掲げる。 ・見守り活動は夜間パトロールや朝の交通安全指導、朝の声かけなどを実施しており、今後も継続できる。 ・「みーまーる運動」は、第3次計画でどのように掲げるかが課題。 ・交流活動は現在のものを継続していける。交流の場の開拓や実施について検討する。(現在は主にコミュニティセンターを使用) <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動は継続して掲げる。 ・見守り活動も継続して掲げる ・交流機会は取り組みを整理した上で掲げる

<公助>

	<p>公助① “みーまーる運動”等の企画、普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none">○関係機関と連携し、「みーまーる運動」等の企画、普及啓発活動を進めます。・学校訪問時の児童や先生への「声かけ・あいさつ運動」の実施を行った。
	<p>公助②地域活動組織の強化・育成</p> <ul style="list-style-type: none">○住みよいまちづくりを推進するため、地域活動組織の組織強化・育成とその活動を支援します。・市民活動団体の創意工夫にあふれた企画・事業に対し補助金を交付した。
考え方	<ul style="list-style-type: none">・「みーまーる運動」という言葉を見守り活動のネーミングとして使用するか検討が必要。使用するのであれば、「みーまーる運動と呼ぶ」ことを広く周知する必要がある。また、「みーまーる」＝見守りの捉え方。高齢者の見守りのみに感じられる。子どもや隣近所の見守り、つながりなど広く捉える必要があるのではないか。そのとき、「みーまーる」というネーミングで通じるのか検討が必要。・地域活動組織の強化・育成は今後も継続して取り組む。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none">・見守り活動は今後も掲げるが、「みーまーる運動」という言葉で普及・啓発するかは検討を行う。・地域活動組織の強化育成は継続して掲げる。



(点検 1-2) 地域がつながる、活力をつける

(点検1-2-1) 地域に愛着を持つ意識の啓発

<共助>

	<p>共助①地域の歴史・文化等を継承する活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域を理解し、地域へ関心を持つことができるように、各自治会と連携し地域の歴史・文化等を継承する活動を推進します。 ・社協で「実施予定」または「未定」となっている。
	<p>共助②地域の歴史や文化を継承する活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各自治会と連携した地域の歴史や文化を継承する活動を支援します。 ・社協で「実施予定」または「未定」となっている。
	<p>共助③地域コミュニティ意識を高めるための活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ意識を高めるための活動を支援します。 ・実施されており、児童生徒に対する方言遊びや昔遊び交流会(民生委員児童委員)、児童館での三線サークルなどが行われている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化継承に関する取り組みは、社協の福祉活動分野とは異なると思われる。 ・次期計画において、この項目に社協を入れるかどうか、検討・調整を行う必要がある。 ・共助③は、児童生徒を対象とした取り組みを行っており、今後も継続できる。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化継承に関しては、共助から削除する ・地域コミュニティ意識の向上については継続して掲げる

<公助>

	<p>公助①移動公民館講座等の開設支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域における移動公民館講座等の開設に向けた支援を行います。 ・文化課は「フィルム収集事業」の実績を上げている。
	<p>公助②歴史・文化を学ぶなど地域に関心を持つ啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の歴史、文化を学ぶ機会や活動への支援を行う等地域に関心を持つ啓発活動を推進します。 ・文化課が歴史民俗資料展示室での企画展や戦跡めぐり、しまくとうば読本の発刊を実績としてあげている。
	<p>公助③地域活動組織への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域がつながり、支え合うまちづくりに向け、地域活動組織への支援を行います。 ・協働のまち推進課が自治会の視察研修支援等をあげている。文化課は拝所の保護等を実績に上げている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公助①・②：文化課や生涯学習振興課が担当であり、その他の課は担当課から外すことで良いと考える。 ・歴史文化について、地域福祉計画に掲げるか検討したい。 ・公助③のほか、「地域コミュニティの必要性の周知強化」などの項目も必要ではないか。また、公助③は、推進施策1-(2)の公助②と類似しており、どちらかに掲げれば良いと考える。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化継承に関しては、地域福祉計画に掲げるか検討する。 ・地域活動組織の支援は、掲げる項目を精査する

(点検1-2-2) 地域活動への参加を促す啓発活動の推進

< 共助 >

<p>共助①地域行事等を若い世代に伝える交流会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域企業や福祉施設等と連携した年中行事や地域行事等を若い世代に伝える交流会を開催します。 ・社協で未実施(実施予定)となっている。 	
<p>共助②地域行事に参加しやすい環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会と連携し、地域行事に参加しやすい環境を整えます。 ・社協で未実施(実施予定)となっている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助①と②を合わせて、「地域行事への参加を促進する取り組み」に変更していきたい ・ 地域企業や福祉施設との連携は、第3次計画で「地域貢献活動の推進」として新しい項目を設けたいと考える <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事への参加促進は、項目を整理して掲げる ・ 新たに企業や社会福祉法人等の「地域貢献活動の推進」を項目立てする

< 公助 >

<p>公助①住民が地域に関わるための研修会、講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が地域に関わりを持つことができる研修会や講座などを開催します。 ・ 学校教育課は自治会で行う地域教育運営委員会の開催・講師派遣を行っている。協働のまち推進課は平成26～28年度に「地域を元気にする発掘・育成研修」(人材育成研修)を実施している 	
<p>公助②子ども会未設置地域の設立支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども会未設置地域への設立支援を行い、子ども会活動を通して地域活動への関心を高めます。 ・ 「子ども会未設置地域の設立支援等」では、担当課と連携して取り組む必要がある。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公助①：協働のまち推進課が人材育成研修を平成28年度まで実施。今後の実施について調整を図る。 ・ 公助②：子供会以外の団体についても参加促進や支援についてふれる必要はないか。 <p>< 公助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動のための人材確保等を今後も掲げるように調整を行う ・ 子供会のほか、老人クラブ、青年会等の団体の設立や再開支援を掲げる

(点検1-2-3) 自治会活動の活性化

< 共助 >

	<p>共助①自治会活動内容の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会と連携し自治会活動内容等の情報提供を行い、自治会加入を促進します。 ・社協で未実施(実施予定)となっている。
	<p>共助②若い世代の意見等を取り入れる機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い世代を自治会の活力として取り組んでいくため、若い世代の意見や考えを取り入れる機会や「ゆくい場」を整備します。 ・社協で未実施(実施予定)となっている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の加入促進(若い世代も含めた)については、現在実施されていないが、今後は実施予定となっている。社協だよりを活用するなどの情報提供は可能と考える。 <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動の活性化は重要であり、取り組みについて今後検討する。

< 公助 >

	<p>公助①地域づくりの企画提案制度について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの企画提案制度の在り方を検討します。 ・協働のまち推進課では平成27年度より自治会が企画提案した事業に対し、補助金を交付している。
	<p>公助②自治会情報を多様な媒体を活用して提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会情報を多様な媒体を活用してわかりやすく提供します。 ・協働のまち推進課が自治会加入促進CD配布やチラシ配布等を行っている。文化課の取組内容は自治会情報の発信と異なっていると思われる(『豊見城市の戦跡』の発刊をあげている)。
	<p>公助③地域活動の先進事例紹介など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の先進事例を紹介するなど、地域づくり(自治会の活性化)に関する情報提供を行います。 ・協働のまち推進課では自治会長会の年1回の視察研修を行っている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画では地域活動参加啓発と自治会加入促進を合わせてはどうか。(「地域活動の活性化」の中に「自治会加入や地域活動への参加促進」、「自治会活動の活性化」と入れ込むなど) <p>< 公助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動の活性化について、取り組みを検討する。 ・地域づくりの企画提案は今後も継続で掲げる

(点検 1-3) 地域福祉の人材の育成、確保

(点検1-3-1) 福祉を担う多様な担い手の育成

< 共助 >

	<p>共助①福祉人材の掘り起こし等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各自治会の地域福祉推進委員会と連携し、福祉人材の掘り起こし等に努めます。 ・生活支援コーディネーターが地域ミニデイサービスや福祉団体の会議等に参加する中で、地域人材の把握等を行っている。
	<p>共助②ボランティア活動の情報提供や研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的に応じたボランティア活動に対する情報提供や知識、技術を習得するための各種研修会や講座を開催します。 ・認知症サポーター養成講座、手話講座等を開催。受講者がボランティア活動につながらないという課題が見られる。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種養成講座、ボランティアの推進などにより担い手の育成と確保を継続して実施する必要がある <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

< 公助 >

	<p>公助①福祉活動の担い手育成プログラムづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉活動の担い手を育成していくため、関係機関と連携し育成プログラムづくりを進めます。 ・社会福祉課、子育て支援課が「未定」。(社会福祉課では必要に応じて社協をサポートすると回答している)
	<p>公助②福祉人材や人的資源掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習等の多様な福祉学習プログラムを活用した福祉人材や潜在的な人的資源の掘り起こしに努めます。 ・子育て支援課では「ファミリーサポートセンター」の「保育サポーター」養成を行い、育児援助の人材確保に努めている(預けたいというニーズに対応必要)。また保育士資格取得講座を実施(受講者はいたが資格取得者なし)。
	<p>公助③ボランティア休暇制度の普及によるボランティアに参加しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携しボランティア休暇制度の普及啓発に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。 ・普及啓発の実施がなく、課題となっている。
	<p>公助④専門知識を活かした福祉人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等を福祉教育の場として活用し、専門知識を活かした福祉人材を育成する仕組みづくりを行います。 ・手話通訳者の配置や手話奉仕員の養成、子育てサポーター養成など、福祉部の関係各課のなかで、それぞれ人材育成に関する取り組みを行っている。

考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公助①：第3次計画では見直しを行い、削除または公助②と合わせるなど調整が必要と考える。 ・公助②：養成や確保の状況等について福祉関係課に再度確認し、第3次計画への示し方を検討する。 ・公助③：「ボランティア休暇の普及」は、各個人、企業次第という面もあるため普及が難しい。第3次計画では削除し、他の対策を掲げる等調整したいと考える。 ・公助④：関係課と調整しながら、具体的な「福祉人材」（どんな専門職の育成できるか）の育成等について掲げたい。（公助②と合わせるか検討） <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係部署と調整しながら、必要な取り組みについて精査し、項目を見直す
-----	--

(点検1-3-2) ボランティア活動の活性化支援

<共助>

	<p>共助①ボランティア活動の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種ボランティア団体と連携し、市内で行われているボランティア活動の情報を提供します。 ・ボランティア祭りや社協ロビーへのパネル展示による活動周知を行った。
	<p>共助②ボランティア研修や講座開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種ボランティア研修や講座の開催、ボランティアメニューの充実に努めます。 ・音訳ボランティア養成講座、ゲートキーパー養成研修会などを実施。（ゲートキーパー研修会：67人参加、音訳ボランティア養成14人）
	<p>共助③ボランティアセンターの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的に応じた多様なボランティア活動を推進していくため、ボランティアセンターの機能拡充に取り組みます。 ・ボランティア連絡協議会を中心に、各種ボランティアの依頼を受け、ボランティアを派遣した。（H27年度 9件派遣）
	<p>共助④ボランティア団体への活動費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体に対する活動費を助成します。 ・ボランティア団体に助成金を交付。（H27年度に6団体）
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで同様、ボランティアセンターを中心としてボランティア活動のための支援等を行う。 ・小中学校はボランティア協力校として実施しているため、これについてもふれる必要があると考える。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

<p>公助①ボランティア団体への活動費助成等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体等の活動に対し活動費の助成を含めた支援を行います。 ・社会福祉課が社協のボランティアの取り組みに対する支援等を行っている。 	
<p>公助②ボランティアセンターの機能拡充支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターの機能拡充に向けた支援を行います。 ・社会福祉課が社協ボランティアセンターの支援を行っている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協のボランティアセンターを中心としたボランティア活動や活動支援を社会福祉課が委託により行っているため、その位置づけで記載してはどうか。 ・高齢者のミニデイサービスでのボランティア等もこの項目に記載するか調整を行う必要がある。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社協と連携したボランティアの推進」など、取り組み状況を再度確認しながら項目を見直す

(点検1-3-3) 市民活動団体、地域団体等の活性化支援

<共助>

<p>共助①地域団体等の連絡協議会等開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域団体等の交流機会や情報共有化を図る体制づくりに向け連絡協議会等を開催します。 ・社協では、老人婦人子ども合同運動会を交流の実績としてあげている。 	
<p>共助②市民活動団体設立に係る講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体設立に係るノウハウや具体的な手続き方法等に対する講座等を関係機関と連携して開催します。 ・社協で「未定」となっている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員会を地域団体の連絡・情報共有の場としても活用するように掲げる方向で考えている。 ・共助①：老人会、子ども会、青年会、婦人会等の連絡協議会はないが、自治会の地域福祉推進委員会に各団体の方が入っている。 ・共助②：未定であり、必要性などもふまえ、今後の取組方を検討する。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員会を中心にした連携を掲げる ・その他、地域団体等への支援について取り組みを検討し、項目を見直す

<公助>

<p>公助①市民活動団体等立ち上げに関する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体等の立ち上げに対する情報提供等、側面からの支援を行います。 ○社会教育団体等の活動内容等をわかりやすく住民に提供します。 ・現時点で「立ち上げ」に対する支援は未実施となっている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体、地域団体の立ち上げ支援等について、具体的に必要か、調整を行う。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目の見直しを検討する

(点検・2) 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり

(点検2-1) 地域の見守り体制づくり

(点検2-1-1) 地域の見守りネットワークの形成

< 共助 >

	<p>共助① “見守り台帳” の整備への協力</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「見守り台帳」 の整備に協力します。・ 民生委員による見守り台帳整備において、対象者宅の訪問調査を実施。継続者には台帳登録の意向確認。家庭訪問時に拒否が多いことが課題。
	<p>共助② 地域福祉推進委員会の未設置自治会への設立支援</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域福祉推進委員会の未設置の自治会に対し、委員会が担う役割に対する理解を求めながら、設立に向けた支援を行います。・ 未設置地区に委員会の趣旨説明。ミニデイデモの実施、H28年度は1地区で新規設置。自治会の理解が得られないこともある。
	<p>共助③ “豊見城市地域見守り隊” と連携した見守り体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「豊見城市地域見守り隊」 の活動と連携した地域の見守り体制の充実に努めます。・ 市内事業所が日々の業務で住民宅を訪問した際、居住者の生活上の異変に気づいた場合、関係機関へ連絡する体制の整備を進めている。
考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 現在取り組んでおり、今後も継続して実施する。 <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 継続実施で掲げる

<公助>

	<p>公助① “豊見城市地域見守り隊” の活動拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「豊見城市地域見守り隊」 の活動の拡充を図ります。 ・ 市内事業所が日々の業務で住民宅を訪問した際、居住者の生活上の異変に気づいた場合、関係機関へ連絡する体制の整備を進めている。郵便やライフライン(水道など)の事業者と協定を結ぶことを検討。
	<p>公助② “みーまーる運動” の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「みーまーる運動」 等の活動に関する啓発活動を推進します。 ・ 「実施予定」となっている。市のホームページでは「地域見守り隊」への協力事業者を募集。協定締結の際は広報紙で周知する。
	<p>公助③ 個人情報に配慮した情報提供の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報に配慮した情報提供体制の在り方を検討します。 ・ 市の情報公開や個人情報保護条例に基づいて行っている。
	<p>公助④ 地域や社会福祉施設、市関係機関とのネットワーク形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や社会福祉施設、市の関係機関とのネットワークの形成を支援します。 ・ 社会福祉課では福祉部班長会議の開催を実績に上げている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みーまーる運動」という言葉を見守り運動のネーミングとして使用するかどうか検討が必要。使用するのであれば、市で行う見守り運動は「みーまーる運動と呼ぶ」ことを広く周知する必要がある。 また、「みーまーる」＝見守りの捉え方。高齢者の見守りのみに感じられる。子どもや隣近所の見守り、つながりなど広く捉える必要があるのではないか。そのとき、「みーまーる」というネーミングで通じるのか？ ・ 公助①・②：第3次計画策定に向け、「地域の見守り体制」について、どんな取り組みがあるか、一つに合わせるなど体系化できるか等を検討し、調整を図っていく。 ・ 公助④：関係機関とのネットワーク、情報共有などの内容で示すことを考えている。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、子ども、障害者等を含めた見守り活動について検討しながら、内容を整理し、取り組みの再編を行う ・ 「みーまーる運動」という名前で推進するか検討する

(点検2-1-2) 気軽なゆくい場の確保 (居場所づくり)

<共助>

<p>共助①ゆくい場として自治会公民館活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆくい場」として自治会公民館の活用を促進します。 ・実績として、介護予防活動の補助金に関する情報提供や、生活支援コーディネーターの地域支援等があげられている。(公民館における高齢者以外の「居場所」としての活用はあるか?) 	
<p>共助②ゆくい場の設置場所開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会公民館や空き店舗などを活用した「ゆくい場」の設置場所を開拓します。 ・現在未実施。(実施予定となっている。) 	
<p>共助③多様な交流の場をゆくい場として活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な形態の交流の場を「ゆくい場」として、その活動を支援します。 ・現在未実施。実施予定となっている。 	
<p>共助④ゆくい場の運営ボランティア養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆくい場」の運営を支えるボランティアの養成・確保に努めます。 ・現在未実施。実施予定となっている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆくい場」の確保については、社協ではミニデイサービスを「居場所づくり(高齢者)」として捉え実施している。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービスを高齢者の居場所・交流機会として継続する ・高齢者以外の居場所づくりについて検討する

<公助>

<p>公助①市民の交流スペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の関係機関と連携し市民の多様な交流を促進するための交流スペースを確保します。(再掲) ・平成30年度に新庁舎が建設され、市民交流のフロアが設置予定である。 	
<p>公助②ゆくい場の確保のため、関係機関と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆくい場」の設置場所を確保するため、関係機関と調整します。 ・公民館を活用した地域ミニデイサービスを実施。48自治会全てで実施し、高齢者の通える場を各地域に確保必要。 	
<p>公助③ゆくい場の整備・活動への助成検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆくい場」の整備や活動に対する助成を検討します。 ・介護予防活動を行う地域団体を育成し、高齢者が自ら活動に参加する地域づくりを図るため、補助金交付している。H28年度は2団体に交付。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆくい場」という言葉を居場所づくりの代わりに名称として使用するかどうか検討が必要。使用するのであれば、市民に対して周知・広報を図る必要がある。(現時点ではあまり浸透していないと思われる。) ・居場所づくりについては、高齢者のほかにも子ども、障害者などでも必要となっている。対象広げたり、あるいは市民が集う場を指すのかなど検討し、その上で取り組みを掲げる必要がある。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども、障害者等を含めた居場所づくりについて検討しながら、内容を整理し、取り組みの再編を行う ・居場所づくりを「ゆくい場」という名前で推進するか検討する

(点検2-1-3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

<共助>

<p>共助①住民、多職種の協働によるネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民をはじめ、多職種の協働によるネットワークづくりを行います。 ・自治会を単位とした近隣住民らで支え合う福祉推進委員会を推進。H27年度は38地区で実施(48自治会中)。全自治会で実施したい。未実施地区へ事業説明を開催し周知したい。
<p>共助②コミュニティソーシャルワーク機能を高めるための講習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーク機能を高めるための講習会、勉強会を実施し、活動の資質の向上を図ります。 ・各種連絡会、研修会への参加を実施している。
<p>共助③コミュニティソーシャルワーカーの資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーの資質の向上を図ります。 ・各種連絡会、研修会への参加を実施している。
<p>共助④アウトリーチを徹底した事業展開と支援ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度のはざ間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援ネットワークづくりに取り組みます。 ・民生委員児童委員等地域の関係機関と連携し、地域へ出向いて個別課題の相談支援等を行った。
<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 ・共助①：「多職種」は関係機関にするなど、適宜文言変更を考えている。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

<p>公助①コミュニティソーシャルワーク活動の拠点窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーク活動の拠点となる窓口の設置に対する取り組みを進めます。 ・社協への委託によりコミュニティソーシャルワークを進めている。
<p>公助②コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる助成、支援を行います。 ・各中学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、社協が運営している。
<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワークについては、社協への委託で今後も充実を図る。 ・公助①：拠点窓口の設置は必要性を確認し、第3次計画での示し方を検討する。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワークは継続実施で掲げる ・拠点窓口の設置については検討の上、取り組みを掲げる(包括的な相談支援も含めて検討する)

(点検 2-2) 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

(点検2-2-1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備

<共助>

	<p>共助①既存公共施設の有効利用について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、既存公共施設の有効利用について検討します。 ・市社会福祉センターやコミュニティセンター、児童館等で子供の居場所を開設。寄り添い型支援(生活習慣の改善、学習支援)を行った。
	<p>共助②福祉施設等の貢献活動・交流活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設等が実施する貢献活動や交流活動に対する支援を行います。 ・実績として灯籠まつりへの協力や地域美化活動への協力をあげている。
	<p>共助③福祉施設に“ゆくい場“の設置推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各福祉施設に、ふれあい機能を持たせた「ゆくい場」の設置を進めます。 ・実施予定となっている。
	<p>共助④地域で活用できる事業や助成金等の情報収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で活用できる事業や助成金等の情報収集、発信を行います。 ・市の介護予防活動補助金の情報提供等を行っている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共助②：「福祉施設の貢献活動・交流活動に対する支援」は、第3次計画では「社会福祉法人の地域貢献活動の推進」という項目を設け、取り組みを掲げることで考えている。 ・共助③：「(2)気軽なゆくい場の確保」で示されているため、ここでは削除を考えている。 ・共助④：現在のところ、高齢者福祉分野の「介護予防活動補助金」（介護保険の新しい総合事業に位置づけられている事業）についてのみ。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貢献活動等については、「社会福祉法人の地域貢献活動の推進」という項目を設け、取り組みを掲げる ・その他、内容を整理し、項目を再編する

<公助>

	<p>公助①既存施設の有効利用等について調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、既存公共施設の有効利用や利用規制の緩和について調整します。 ・既存の公共施設の利活用がしやすいように進める必要がある。
	<p>公助②福祉施設等の貢献活動・交流活動等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設等の地域貢献活動や交流活動等に対する支援を行います。 ・実績では、保育園等の地域活動(清掃)や障害福祉サービス事業所の交流会等についてあげられている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公助①：施策の在り方について検討が必要。既存施設の有効利用は必要であるが、福祉に関連して、現在、具体的な取り組みが見られない。福祉関係課の活動拠点の状況を再度確認し、既存施設の有効利用に就いて調整後、施策を掲げたい。 ・公助②：福祉施設の貢献活動・交流活動への支援」は、第3次計画では「社会福祉法人の地域貢献活動の推進」という項目を設け、取り組みを掲げることで考えている。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の確保について、福祉関係課と確認しながら取り組みを検討する ・貢献活動等については、「社会福祉法人の地域貢献活動の推進」という項目を設け、取り組みを掲げる

(点検2-2-2) 福祉関係団体等の連携

<共助>

	<p>共助①関係団体や組織の活動情報などの共有化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の関係団体や組織との交流を深め、活動情報などの共有化を図ります。 ・実績として、チャンプルー交流会、ミニデイボランティア交流会福祉推進委員会連絡会の開催があげられている。
	<p>共助②地域福祉推進委員会と関係福祉団体との連携構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員会と関係福祉団体等との連携体制を構築するための調整を行います。 ・実績として、チャンプルー交流会、ミニデイボランティア交流会福祉推進委員会連絡会の開催があげられている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共助①と②を合わせて、地域の関係団体の連携や情報共有、とし、その中に地域福祉推進委員会も含めていく方向で考えている。(一つのネットワークとして) <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員会を中心とした連携で内容を再編する

<公助>

	<p>公助①高齢・障害の相談先や福祉関係団体等との定期的な連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター、障害者相談支援事業所と市内の福祉関係団体等と定期的な連絡協議会を開催しながらネットワークを構築します。 ・障害者分野では「地域自立支援協議会」があり、市内事業所等の定期的な情報共有・ケース検討などの機会になっている。高齢者では地域包括支援センターを中心とした相談等を行っている。
	<p>公助②地域と福祉関係団体のネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と福祉関係団体のネットワークを形成します。 ・実績として生活困窮者の相談と自立支援を行うパーソナルサポートセンターの設置と、コミュニティソーシャルワーカーとともに地域の福祉関係団体等との連携体制構築を図ることが上げられている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉関係団体等の連携」の項目は、基本目標1の「3-(3)市民活動団体、地域団体等の活性化支援」と類似していることから、第3次計画では掲げ方を検討し直すことを考えている。 ・公助①：高齢者、障害者の相談先と福祉関係団体の連絡会の必要性について検討し、今後の取組を示す。また、今後「包括的」という名のもとに、高齢者、障害者、児童など福祉の各分野を横断的に捉えた相談支援などが見込まれる。こういった動きも見きわめながら取り組みを上げて行きたい。 ・公助②：パーソナルサポートセンターを含めた「生活困窮世帯自立支援」については、第3次計画で新しい項目を立てて盛り込んでいく予定。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体との連携について、項目の再編を行う ・包括的(横断的)な相談や連携を念頭に置いて再編する ・生活困窮世帯の自立支援は新しい項目として、別立てで盛り込む

(点検2-2-3) 民生委員・児童委員活動の充実

<共助>

	<p>共助①民生委員児童委員の活動内容の周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の活動内容を周知する啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員活動強化週間での「一日民生委員委嘱」、「独居高齢者訪問」、「大型商業施設でのチラシ配布」を実施。 ・広報紙等への記事掲載。
	<p>共助②民生委員児童委員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の資質の向上を促すための研修会、講演会などを開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス勉強会、認知症サポーター養成講座、福祉施設視察、県外視察研修などを実施。
	<p>共助③定数確保に向けた民生委員児童委員連合会との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定数確保にむけ民生委員・児童委員連合会との調整を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・実績では、自治会長会との情報交換やコミュニティソーシャルワーカーによる欠員地区自治会長へのアプローチがあげられている。(ここは、民生委員児童委員連合会との調整を図る項目であるが、実績はそれを満たしているか)
	<p>共助④個人情報に配慮した情報提供や共有化に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報に配慮しながら、情報提供の在り方や共有化に向けた調整を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守り台帳の整備の協力。民生委員児童委員向けの個人情報取り扱いについての勉強会等を行っている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

	<p>公助①民生委員児童委員の定数確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の定数確保に向けた取り組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員数は、H28年11月末は74人(充足率85.1%)、12月の一斉改選後は68人(充足率76.4%)に下がった。21人欠員。改選前は現任者への継続依頼を実施した。民生委員活動を理解してもらうことで、民生委員確保につなげる。
	<p>公助②民生委員児童委員の活動内容の周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の活動内容を市民に周知する広報啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動のパンフレット配布、「民生委員児童委員の日」には活動の普及啓発を行っている。
	<p>公助③民生委員児童委員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、民生委員・児童委員の資質の向上に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例会を開催し、行政からの報告や情報提供等を行っているほか、先進地視察研修を実施している。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 ・地域福祉において民生委員児童委員の役割は非常に大きいため、第3次計画においても充実や定数確保を掲げていく必要がある。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

(点検・3) サービス利用に対するきめ細かな支援

(点検3-1) 地域に根ざしたサービス利用の推進

(点検3-1-1) 地域福祉サービスの質の向上

<共助>

	<p>共助①福祉サービスへの理解を深める研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、福祉サービスに対する理解を深めるための研修会や学習会を開催します。 ・各種団体との情報交換会へ参加等。
	<p>共助②福祉サービスの知識を深める学習の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、福祉サービスの知識を深める学習の場を提供します。 ・「障害者週間」における市役所ロビーへのパネル展示を実施。
	<p>共助③新たな活動プログラムの企画・開発への助成検討、企画提案内容を実践するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな活動プログラムの企画・開発に対する助成の検討や企画提案された内容を事業として実践するための仕組みづくりに取り組みます。 ・新たな事業を企画し、実施した。 ア) ささえあい福祉銀行：市民等から提供された食料や衣服等を必要な方への取り次ぎ イ) ささえあい緊急一時支援見舞事業：生活資金が乏しく困窮する世帯に、緊急・一時的な支援を行う <p>事業の周知(中学校等へ)が課題となっている</p>
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 ・共助①は「社協職員」に対する取り組み、共助②は「市民」に対する取り組みとして位置づけている。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

	<p>公助①市民からの意見や苦情に迅速対応する庁内体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民からの意見や苦情等に迅速に対応できる庁内体制を構築します。 ・学校施設に関連する苦情等に対応する体制を構築する。
	<p>公助②地域に密着した福祉サービスへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した福祉サービスに対する支援を行います。 ・高齢者分野では、地域密着型サービスを整備している。H29年度までに認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を1か所設置予定。 児童分野では、待機児童解消のため、保育施設の整備を進めている。H28年度に分園1園、小規模保育園4園、事業所内保育園1園新たに開園した。待機児童の減少につながっている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公助①：それぞれの窓口で対応しているほか、市の投書箱、メールでの苦情等も担当課に回ってくる。 ・公助①：ここでは「福祉サービスに関する…」という書き出しで項目名にした方が良いと考える。また、今後「包括的相談支援」という考え方が国から示されることが見込まれている。この視点も勘案しながら、取り組みについて検討していく。 ・公助②：「地域に密着した」は省いて「福祉サービスの充実や支援」等に変更したいと考える。(介護保険に「地域密着型サービス」という名称があるため) <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への包括的なケアの視点を念頭に置きながら、福祉サービスの質の向上や支援体制等について取り組みを再編する

(点検3-1-2) 情報提供体制の充実

< 共助 >

	<p>共助①情報交換の場づくり、情報の収集・発信方法の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の生活課題を解決するために情報交換の場をつくります。また、必要な情報の収集や発信の方法を工夫します。 ・各種連絡会への参加により情報交換を行っている。 社協ホームページや社協だより、社協のしおりを活用した情報提供を実施。
	<p>共助②コミュニケーション支援の人材養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意思の疎通が困難な市民の情報格差を解消していくためコミュニケーション支援の充実に係る人材の養成と確保に努めます。 ・音訳ボランティア養成を行っている。また、ボランティア団体が、音訳や要約筆記などによりコミュニケーション支援を行っている。
	<p>共助③福祉サービスに係る情報収集、情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスに係る情報を収集し、広報紙、ホームページ等で発信します。 ・社協ホームページや社協だより、社協のしおり等を活用した情報提供を行っている。
	<p>共助④情報収集、共有化のための情報ネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、情報収集、共有化を図るためのネットワークを形成します。 ・各種団体との情報交換会に参加している。また、高齢者、障害者の関係会議や連絡会に出席。社協としての情報共有は図られている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 ・第3次計画では、共助①と③を合わせて情報収集と情報発信について掲げたいと考える。(内容が似ているため) <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

< 公助 >

	<p>公助①情報のバリアフリー化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報のバリアフリー化に向けた取り組みを推進します。 ・障がい・長寿課は手話通訳が常駐しているほか、派遣も実施(派遣は要約筆記者も対応)。養成講座も行っている。手話通訳者複数人設置が課題である。社会福祉課では窓口に筆談用具を設置したり、障がい・長寿課の手話通訳者による対応も行っている。
	<p>公助②個別ニーズに対応する情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な情報媒体を活用し、個別ニーズに対応する情報提供の充実に努めます。 ・社会福祉課では「実施予定」としている。アンケート調査より情報入手方法の希望を確認し、それを踏まえて情報発信方法を検討する。
	<p>公助③地域情報の集約・共有化のためのネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域情報の集約や共有化を図るためのネットワークを形成します。 ・社会福祉課では「実施予定」としている。アンケート調査より情報入手方法の希望を確認し、それを踏まえて情報発信方法を検討する。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスに関する情報提供の充実を示すほか、公助①や②での対応(世代別など)を掲げる。また、民生委員児童委員等、地域の相談を担う方々を通じての情報提供も必要であり、こういった内容を踏まえて取り組みを掲げたい。 <p>< 公助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリーや地域と連携した提供を盛り込みながら取り組みを再編する

(点検3-1-3) 相談支援体制の充実

<共助>

<p>共助①民生委員、地域福祉推進委員会と連携し、地域の相談支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会等と連携し、地域の福祉活動につなげる相談支援の仕組みを作ります。 ・支援を必要とする人の相談、見守り、関係機関等へのつなぎを行い、生活上の困難・課題を解決する。 コミュニティソーシャルワーカーを3中学校区に各1名配置し、地域への支援等を行っている。H28年度からは子どもの支援に特化した「子ども支援員」を4人配置。
<p>共助②公民館を活用した身近な相談窓口整備、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館等を活用した身近な地域の相談窓口の整備やコミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実に努めます。 ・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の相談支援体制が構築されている。
<p>共助③住民と専門職が協働する連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小圏域を単位とする住民と専門職が協働する「連絡会議」を開催し多様な生活課題の解決に向けた支援を行います。 ・実績では、コミュニティソーシャルワーカーと子ども支援員の連携による個別ケースへの対応等についてあげられている。
<p>共助④関係機関の相談担当者の連携、情報交換のネットワーク活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な関係機関の相談担当者の連携や情報交換が行えるネットワーク活動を強化します。 ・各種連絡会への参加を行っている。関係機関との情報交換を通して顔の見える関係性が構築されている。
<p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共助①・②：「相談支援体制」の内容と、「コミュニティソーシャルワーク機能」の内容が似ているため、項目の精査が必要と考える。 ・公民館を活用した相談については、公民館の現状等もふまえ、取り組みの掲げ方を検討していきたい。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容を精査しながら取り組みを再編する

<公助>

<p>公助①福祉事務所、障害者相談支援事業所の相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所、障害者相談支援事業所の相談窓口の充実強化を図ります。 ・生活困窮者の自立支援のため「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を開設し、相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行っている。スタートして2年目であり、相談員の研鑽が必要。 障害者については相談支援事業所での相談を行っている。相談支援員の確保が必要。
<p>公助②身近な相談窓口の整備、利用しやすい相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、身近な地域における相談窓口の整備や多様な媒体を活用した相談窓口を開設するなど、利用しやすい相談体制を整えます。 ・保育幼稚園課では、「保育コンシェルジュ」を配置し、一人ひとりの状況に応じた子育て支援の相談・情報提供を行っている。 社会福祉課では「公助①」で示したパーソナルサポートセンターに関する実績をあげている。

考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口のことが公助①と②に分かれているが、ひとつにまとめた方が良いと考える。 ・今後、包括的相談支援(ワンストップサービスの)が国から示されると見込まれるため、この点も考慮しながら第3次計画の取り組みについて検討したい。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援を念頭に置きながら、相談の充実について取り組みを再編する
-------------	--

(点検 3-2) 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進

(点検3-2-1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

<共助>

	<p>共助①見守り活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や関係機関と連携した見守り活動を強化します。 ・民生委員児童委員や関係機関と連携した高齢者見守りネットワークを展開している。また、市の要保護児童対策協議会へ参加し連携。さらに、地域企業と連携した地域見守り活動を行っている。 <p>地域見守り隊に4事業者を指定しており、日常の業務の中で住民の異変等を発見した場合に連絡・通報する体制を構築している。</p> <p>民生委員児童委員も高齢者見守りネットワーク事業において見守り活動を行っている。</p>
	<p>共助②人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した人権教育を促進します。 ・人権啓発活動へ参加したり、豊見城市部人権擁護委員と連携し、人権教育を推進した。
	<p>共助③虐待の早期発見・防止の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り活動と連携し、虐待の早期発見や防止の啓発活動を推進します。 ・虐待の早期発見や虐待防止に関するチラシ配布を行っている。
	<p>共助④虐待被害者の支援について市や関係機関と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待被害者に対する支援の在り方について、市や関係機関と連携します。 ・市の要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワークなどに参加し、虐待の未然防止、早期発見早期対応に努めている。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・共助①：見守り活動については、基本目標2「1-(1)地域の見守りネットワークの形成」で示し、ここでは削除する方向で考えている。 ・共助④：虐待被害者支援については、削除するか取り組める内容について調整の上、取り組みを示したい。(行政の役割ではないから) <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育と虐待防止の啓発は継続して実施する ・見守り活動と虐待被害者支援はここでは削除する

<公助>

	<p>公助①虐待防止ネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止ネットワークの強化を図ります。 ・障がい・長寿課は、高齢者虐待防止ネットワーク会議を毎年開催し、関係機関等との連携を図っている。子育て支援課は、要保護児童対策地域協議会を実施し、現場の児童虐待の現状について意見交換や連携を図っている。。
	<p>公助②虐待防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による虐待防止対策の充実を図ります。 ・健康推進課は、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診の未受診者に受診を勧めるなど、子どもと家庭の状況把握に努めている。DVやネグレクトが疑われる場合は、情報共有により虐待の未然防止、早期発見・対応に努めている。 障がい・長寿課では、公助①同様に高齢者虐待防止ネットワーク協議会により、対策の検討が行われている。 子育て支援課は、児童虐待についての啓発をホームページやチラシ、パネル展、講演会等で実施。
	<p>公助③虐待被害者への支援策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待被害者への支援策の充実に取り組みます。 ・緊急一時保護施設を確保し、虐待被害者への支援が構築できた。 児童分野では、養育支援訪問事業を導入し、早期に子育ての困り事に対応、専門的助言や家事育児支援養育者の自立を促していくなどしている。
	<p>公助④男女共同参画の実現に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発活動を推進します。 ・市の男女共同参画プランに基づき、意識啓発等を行っている。（広報紙、講座、パネル展、標語募集など）
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

(点検3-2-2) 権利擁護制度の充実

<共助>

	<p>共助①当事者ニーズに応じた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカーとの連携、アウトリーチ機能を強化し、当事者ニーズに応じた支援を行います。 ・実績では、コミュニティソーシャルワーカーの配置や子ども支援員の配置および連携等があげられている。
	<p>共助②日常生活自立支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用支援や日常生活における金銭管理、預かりサービス等の充実を図ります。(日常生活自立支援事業の充実) ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断応力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行っている。 社協では、権利擁護センターを設置して事業展開しているが、生活支援員のなり手が不足しており、利用待機が増えるおそれがある。
	<p>共助③法人後見人として、身上監護・財産管理実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人後見人として、判断能力が十分でない方の身上監護、財産管理を行います。 ・社協が法人後見人となり、判断応力が不十分なために意思決定が困難な人の支援や見守りを行っている。 人材を確保しなければ、新たな受け入れが難しい状況である。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

	<p>公助①権利擁護制度の普及啓発活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護制度の利用を促していくため、制度に対する普及啓発活動の充実に努めます。 ・権利擁護の周知・広報のため、ホームページや市広報紙、パンフレットの配布等を実施予定。
	<p>公助②成年後見制度、日常生活自立支援事業等の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の利用に関わる支援を行います。 ・高齢者や障害者およびその家族に対し、成年後見制度の説明や案内等を行った(地域包括支援センターや障害者相談支援事業所との連携により実施)。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護については、成年後見や日常生活自立支援など、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が該当してくるため、この点を踏まえて担当課について検討し、取り組みに掲げていく予定。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げるが、担当課を確認しながら、取り組みの調整を行う

(点検・4) 健康で安心して暮らせるまちづくり

(点検 4-1) 健康づくりへの取組み

(点検4-1-1) 健康づくりに対する理解の促進

< 共助 >

	<p>共助①健康づくりに対する啓発活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な機会をとらえて健康づくりに対する啓発活動を推進します。 ・社協では、社会福祉センターリハビリ室での運動指導等の相談活動を実施しており、看板を設置や社協だよりに掲載するなどして周知に努めている。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みを継続し、今後も実施する。 <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

< 公助 >

	<p>公助①特定健診、特定保健指導の受診率、実施率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診、特定保健指導の受診率や実施率の向上を図るための取組みを推進します。 ・40歳以上の国保加入者に生活習慣病予防のための健診を実施。受診率は35.9%。また、特定健診の結果生活習慣病リスクが高い方に対して保健指導を実施。指導率は48.3%。ナイト健診を行うなど、受診機会の確保に努めた。今後も健診受診機会の確保、保健指導の実施、受診勧奨を行う。
	<p>公助②各種健康診査、検診の受診率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査や検診の受診率の向上を図るための取組みを推進します。 ・乳幼児期は母子手帳交付時や3歳児健診の待ち時間栄養相談や食に関する知識の普及を行っている。また、大人に対しては、集団検診の場を活用して食事バランス測定を実施。20～39歳の国保加入者に対しても健康診査を実施(40歳未満の生活習慣病罹患が増加していることから)H27年度の受診者数は244人。前年比70人増。
	<p>公助③健康カレンダーを活用した健康づくり普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康カレンダー等を活用した健康づくりに対する普及啓発活動を推進します。 ・市の保健事業の周知等のため、「健康カレンダー」を全世帯配布している。望ましい食習慣の情報を発信する「食育だより」も全世帯配布している。
	<p>公助④「健康とみぐすく21」に基づいた市民の健康づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「健康とみぐすく21」に基づき、市民の健康づくりを支援します。 ・市民の健康づくりの取組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づき進めている(食育関連の取組み、タバコ対策など)。食生活改善推進員の不足や公共施設での禁煙認定施設が少ないという課題も見られる。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組みを継続し、今後も実施する。 <p>< 公助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

(点検4-1-2)健康づくりの場の整備

<共助>

<p>共助①社会福祉センターリハビリ室を活用した健康増進の場の提供</p> <p>○社会福祉センターのリハビリ室を活用した健康増進の活動の場を提供します。</p> <p>・社協では、社会福祉センターリハビリ室に運動指導士を配置し、運動指導等を実施。継続的に参加する利用者も増えており、健康維持・介護予防に対する意識が高まった。</p>	
<p>考 え 方</p>	<p>・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。</p> <p><共助></p> <p>・継続実施で掲げる</p>

<公助>

<p>公助①身近な地域での健康づくりの場の整備</p> <p>○身近な地域で健康づくりが行えるように、健康づくりの場の整備を図ります。</p> <p>・豊崎海浜公園を整備しており、その中で健康遊具も設置を行った。</p> <p>平成27年には市民体育館も利用を開始し、市民の健康づくりの場となっている。</p>	
<p>公助②健康づくり教室の充実、スポーツ教室などの開催</p> <p>○健康づくり教室の充実やスポーツ教室などを開催していきます。</p> <p>・食生活改善推進員の料理講習会、イベント会場での健康づくり活動などを実施。また、生活習慣病予防教室を実施（H27：10回）</p> <p>市民体育館では、スポーツ教室(操体法事業)も実施している。スポーツ振興と市民の健康保持増進を図っている。申込が多く、受講できない人もいる状況。</p>	
<p>考 え 方</p>	<p>・これまでの取り組みを継続し、今後も実施する。</p> <p><公助></p> <p>・継続実施で掲げる</p>

(点検 4-2) 安全・安心のまちづくり

(点検4-2-1) 住みよい生活環境づくりの推進

<共助>

<p>共助①地域の美化運動等への協力</p> <p>○関係機関と連携し、地域の美化運動等に協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会と連携し、市社会福祉センター周辺の美化活動に取り組んでいる。(花壇整備、プランターへ花を植え付けて関係機関へ配布) <p>交流の場ともなった。</p>	
<p>共助②地域の特徴をいかしたまちづくり活動への協力</p> <p>○地域の特徴をいかしたまちづくり活動に協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協では「未定」となっている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共助①：今後も取り組みを継続していく。 ・共助②：第3次計画では「公衆衛生やリサイクル活動への協力、情報発信」に変更したいと考えている。(生活環境の項目なので) <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みについて検討するが基本的に継続実施で掲げる

<公助>

<p>公助①地域の公衆衛生や住環境保全対策の充実</p> <p>○地域の公衆衛生や住環境保全対策の一層の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境課では、美化活動や清掃活動、空き地の清潔保持のための啓発等を実施している。道路課では、道路の側溝清掃、路面清掃、除草清掃を行った。また、生活排水の流末処理を行った(今後も継続)。 	
<p>公助②公共施設や生活環境等のバリアフリー化</p> <p>○公共施設や生活環境等のバリアフリー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬長島サンセットパークにトイレ新設(多機能トイレ、オストメイト対応トイレ、バリアフリー化を実施)。 	
<p>公助③地域独自のまちづくり企画提案に対する助成等生活環境改善に対する支援</p> <p>○地域独自のまちづくりに対する企画提案に対し助成を行うなど、地域の生活環境改善に対する支援を行います。</p>	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公助①・②：これまでの取り組みを継続して実施していく。 ・公助③：同様の内容が基本目標1「1-(2)地域活動組織の強化・育成」や、「2-(3)自治会活動の活性化」で示されており、ここからは削除したいと考える。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる ・公助③は他の項目で掲げる

(点検4-2-2) 移動支援、交通安全対策の充実

< 共助 >

<p>共助①交通安全活動に協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域や関係機関と連携した交通安全活動に協力します。 ・春・秋の全国交通安全運動や、朝の交通安全指導を行っている。 	
<p>共助②買い物支援の在り方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した買い物支援の在り方を検討します。 ・生活支援コーディネーターがミニデイサービス等で地域人材の把握・調査を行っている。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続して実施 ・共助②：買い物支援の実態把握を行ったところであり、これをふまえた方策について検討する必要がある。 <p>< 共助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる ・買い物支援は方策を示す

< 公助 >

<p>公助①移送支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、多様な形態の移送支援の仕組みをつくります。 ・在宅で要介護認定を受けている人について、医療機関等に送迎する外出支援を行った。 	
<p>公助②交通安全に関わる施設の整備、活動充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全対策を推進するため、交通安全に関わる施設の整備、活動の充実に努めます。 ・横断防止柵、転落防止柵、ガードレール、道路反射鏡の設置等を行った。対策が必要な道路が依然としてある。対策が必要。 年4回の交通安全運動や交通安全に関する標識の設置、シルバークレーンの新規設置や補修を行っている。地域別の課題や危険箇所の把握などが必要 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続して実施 ・公助①：「市内一周バス」も実施している。 <p>< 公助 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

(点検4-2-3) 地域の防犯、防災対策の充実

<共助>

<p>共助①地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げ等に協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げなどに協力します。 ・防災をテーマとした福祉講演会を開催、防災関連グッズの展示、民生委員児童委員の災害被災地視察（自主防災組織の必要性について理解を深める） 	
<p>共助②災害ボランティアの育成と組織化に協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの育成と組織化に協力します。 ・社協で「実施予定」となっている。（災害ボランティアセンターのマニュアル作成中。） 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みを継続して実施 ・共助②：災害ボランティアの育成と組織化は社協が中心となって進めているので、「協力」ではなく「推進」にしたい。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施で掲げる

<公助>

<p>公助①防犯、防災意識を高める啓発活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯、防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実に努めます。 ・総務課では、自治会に対し、自主防災組織立ち上げのための講演会実施。防災意識の低い地域への啓発活動が必要である。 	
<p>公助②防犯・防災の情報提供、地域の防犯・防災活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯や防災に係る情報提供体制の充実に努めるとともに、地域の防犯、防災活動に対する支援を行います。 ・総務課では、自主防災組織に対する防災訓練実施の補助を交付。 協働のまち推進課では、自治会が設置する防犯灯の設置費用補助を行っている。 	
<p>公助③災害時における避難誘導支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地域防災計画」に基づき、災害時における避難誘導支援の充実に図ります。 ・総務課：地震・津波避難訓練において、各団体の避難経路を基に訓練を行った。防災マップの見直し、避難経路、避難場所等の検証を行う必要がある。 学校施設課：学校施設は災害時の避難場所として指定されているため、必要に応じて関係機関と協力する。 	
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公助の中に、自主防災組織の組織化や育成などが必要と考える。（共助にあるので公助でも掲げるべきではないか） <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容を充実しながら継続実施で掲げる

(点検4-2-4) 災害時要援護者支援対策の充実

<共助>

	<p>共助①災害時要援護者の把握や情報更新、情報共有に協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の把握や情報更新、関係機関と連携した情報の共有化に協力します。 ・社協では、「実施予定」となっている。今後は、名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組む。
	<p>共助②自主防災組織と連携した避難誘導體制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主防災組織等と連携した、避難誘導體制づくりに協力します。 ・社協では、「実施予定」となっている。今後は、名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組む。
	<p>共助③災害ボランティアと連携した災害時要援護者ケア体制の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアと連携した災害時要援護者ケア体制に向けた調整を行います。 ・社協では、「実施予定」となっている。今後は、名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組む。
	<p>共助④災害時要援護者等への支援体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、災害時要援護者等に対する支援体制を整えます。 ・社協では、「実施予定」となっている。今後は、名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組む。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の避難行動要支援者名簿の提供を受けた後、地域との協力により避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画作成を行っていくこととなる。 <p><共助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して掲げる。 ・市より登録者名簿の提供を受けた後、個別支援計画作成を進める

<公助>

	<p>公助①災害時要援護者支援計画を策定し、避難支援対策を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害時要援護者支援計画」を策定し、災害時の避難支援対策の充実に努めます。 ・災害時に一人で避難できない人のための「災害時避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」を策定した。 <p>障がい・長寿課は「実施予定」となっている。災害時避難行動要支援者名簿登録者への、名簿情報共有の同意を得ていく必要がある。</p>
	<p>公助②福祉施設等と協定し、避難場所の量的確保を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や福祉施設等との協定に基づき、避難場所の量的確保を図ります。 ・避難所等の確保のため、福祉避難所の協定を締結した。総務課、障がい・長寿課ともに「実施予定」となっている(H28.12月時点。現在は実施。)
	<p>公助③避難場所や避難経路の周知活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の避難場所や避難経路についての周知活動を推進します。 ・総務課は「実施予定」となっている。今後は、各世帯に避難場所等について配布することで、住民に対する災害意識の啓発を図る。また、地域ごとの防災マップ作成に努める。
<p>考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の登録者名簿の情報共有に向けて進め、個別支援計画の作成を行う。作成においては、支援者の確保も必要となってくる。 ・平成25年6月の災害対策基本法一部改正により、「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」と名称が変更された。市でも名称変更して取り組みに掲げていく。 <p><公助></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して掲げる ・登録者名簿の情報共有を進め、避難支援対策を進める

第4章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 地域福祉推進の視点
3. 基本目標
4. 施策の体系
5. 地域福祉推進の焦点
6. 自助・互助の促進
7. 計画における「地域」の考え方

【第4章 計画策定の基本的な考え方】

1. 基本理念

地域福祉においては、地域のつながり・支え合いを向上させることが大きな目的であり、そのためには住民の地域参加が活発になっていくことが望まれます。自治会の加入率も低下し、地域活動やボランティア活動への参加率も低い状況の中で、地域組織や行政は、住民一人ひとりが参加しやすい環境づくり、参加したくなる環境づくりに努めていくことも必要です。子どもたち、若い世代、高齢者といった全てのライフステージの方々が、隣近所の気軽なあいさつや声かけといった「つながり」を意識し、そして継続していくことで、隣近所がまさに「身近なもの」となり、あいさつするだけのつながりから「心のつながり」となり、「支え合い」がしやすい地域へと変化していきます。

「地域の支え合いって必要なだね、支え合いがあってよかったね」と思えるような地域を目指し、本計画では、第2次計画で掲げていた基本理念を継承し、「人と人がつながる」、「みんなが支える」地域福祉のまちづくりを推進します。

人と人、地域がつながる優しさの輪、 みんなで支える地域福祉のまちづくり

市民一人ひとりの考え方や意見が尊重されながら、お互いを見守り、支え合いを実践する小さな輪を広げ、人とひとが創り出すちから(福祉力)、地域と人で創り出す地域力(地域力)に支えられ、いつまでも安心して暮らしつつけていくことができるまちづくりを進めていきます。

- 日常的なあいさつや会話をきっかけとして交流が生まれ、地域に暮らす人達は顔見知りとなります。人と人のつながりは、こうしたさりげない小さな行動から始まります。
- さりげない小さな行動から、近所づきあいが生まれ、隣の様子を気遣い、気を配るようになり、困ったことがあれば、手を差し伸べるようになるはずです。
- お互いにかかわりを持つ関係の輪が広がると、地域そのものが、地域に暮らす一人ひとりを支え、見守っていく力をつけることとなります。
- 一人ひとりがお互いを支え助け合いながら、自分らしく自立し、安心して暮らしていける環境や住んでよかった、これからも住み続けたいと思える地域社会であるために、一人の思いをみんなで支える仕組みを作ります。

2. 地域福祉推進の視点

現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・共助・公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要な視点となります。

(1) 自助・互助の視点

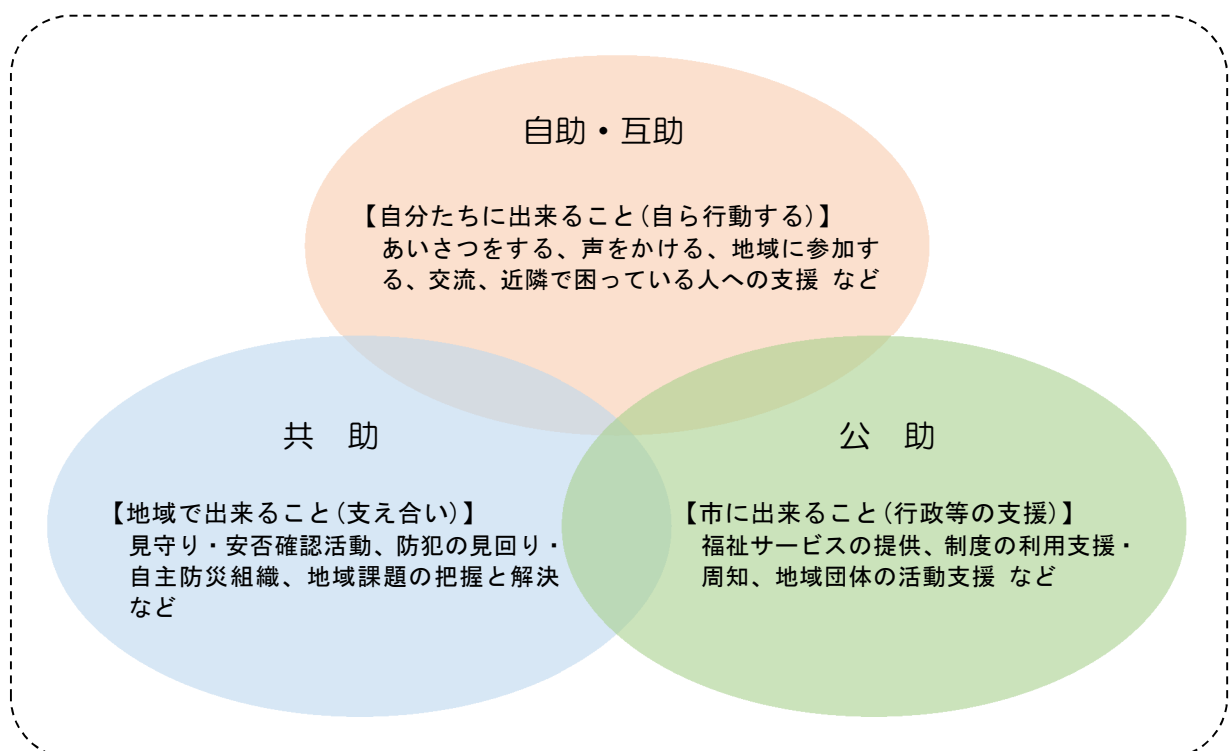
市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のこと。

(2) 共助の視点

自助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織等が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のこと。

(3) 公助の視点

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のこと。



3. 基本目標

「自助」「共助」「公助」による地域福祉を進めるため、以下の基本目標を掲げ、住民自ら参加し、支え合うための環境づくりと、一人ひとりの多様な状況に対応する支援を行っていきます。

基本目標 1：住民の主体的参加の仕組みづくり

一人でも多くの市民が、お互いに支え合うことを大切にし、安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて、地域福祉の意識啓発や福祉教育等の充実に努めます。

すべての市民が主体性をもち、地域活動に参加していけるように、参加しやすい環境を整えながら地域の福祉の力をつけ、ともに支え合う地域社会の実現に向けた施策を推進します。

基本目標 2：地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

地域独自の支え合い活動によって、支援を必要とする市民に対する見守りがより活性化していくよう、人と人及び地域をつなぎながら、地域に根ざした福祉サービスの創設やその利用を促進します。

福祉に関わる多様な地域資源を横断的に結びつけ、相談支援や福祉活動につなげる仕組みづくりを強化します。

基本目標 3：サービス利用に対するきめ細やかな支援

支援を必要とする住民に対して、適切な法制度や福祉サービスの利用が容易になるよう、分かり易く、利用しやすい情報提供体制と相談体制を充実させるとともに、サービス等の質の向上と量的確保が図られるように進めます。

地域の中で展開される多様な活動と連携し、問題解決のための情報を共有するとともに、様々な福祉の担い手とのネットワークを充実させ、個別課題に対応した福祉サービスを包括的に提供できる仕組みづくりを行います。

基本目標 4：健康で安心して暮らせるまちづくり

全ての住民が、自らの健康を守る意識を持ち、いつでも気軽に健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、住民が地域において、安心・安全に暮らしていけるように、人に優しいまちづくりや防犯・防災体制の充実に努めます。

4. 施策の体系

基本理念

人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり

基本目標 1

住民の主体的参加の
仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む
 - (1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実
 - (2) 地域活動への参加を促す環境づくり
2. 地域がつながる、活力をつける
 - (1) 地域活動の活性化の推進
 - (2) 自治会の活性化推進
3. 地域福祉の人材の育成、確保
 - (1) 福祉を担う多様な担い手の育成
 - (2) ボランティア活動の活性化支援

基本目標 2

地域に根ざした支え合い
の仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり
 - (1) 地域見守りネットワークの充実
 - (2) 気軽な居場所の確保
 - (3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実
2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり
 - (1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備
 - (2) 福祉関係団体や機関等の連携
 - (3) 民生委員・児童委員活動の充実

基本目標 3

サービス利用に対する
きめ細かな支援

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進
 - (1) 地域福祉サービスの質の向上
 - (2) 福祉情報提供体制の充実
 - (3) 相談支援体制の充実
2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進
 - (1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり
 - (2) 権利擁護制度の充実
 - (3) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

基本目標 4

健康で安心して
暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み
 - (1) 健康づくりに対する理解の促進
 - (2) 健康づくりの場の整備
2. 安心・安全のまちづくり
 - (1) 住みよい生活環境づくりの推進
 - (2) 移動支援、交通安全対策の充実
 - (3) 地域の防犯・防災対策の充実
 - (4) 避難行動要支援者への支援対策の充実

5. 地域福祉推進の焦点

本計画では、小地域における地域福祉の実践を重視した「地域福祉推進の焦点」を掲げ、市と社協が一体となって、具体的な取り組みを小地域へと広げていきます。

(焦点・1) 地域組織の強化・活性化

- ・自治会や地域福祉推進委員会の強化、活性化を図る。
- ・全ての地域福祉推進委員会が機能するように図る。
- ・人材確保（住民参加促進）、リーダーの育成を図る。

「地域組織の強化・活性化」の目標指標

年度	各年度の実施目標
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会の趣旨、目的、役割について各委員会への浸透 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：3か所 ●自治会のリーダー育成方法の検討（他市町村に学ぶ等）、実践の開始
平成 31 年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：2か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：6か所 ●自治会リーダーの育成実践（他市町村事例を取り入れながら）
平成 32 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：4か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：9か所 ●自治会リーダーの育成実践
平成 33 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：6か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：12か所 ●自治会リーダーの育成実践
平成 34 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：8か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：15か所 ●自治会リーダーの育成実践

(焦点・2) 組織間のネットワークづくり

- ・地域同士の情報共有を行う機会をつくる。
- ・活動報告や地域課題を共有しながら、解決策を全体で考えていく。

「組織間のネットワークづくり」の目標指標

年度	各年度の実施目標
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域1回） ●社会福祉法人との連絡会議の立ち上げ、参加促進、地域課題の報告 開催回数：年1回 ●市内企業の地域活動参加にかかる啓発活動（ワ-カ-ヨ-ッ-プに参加してもらう等）
平成 31 年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域1回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年2回 ●市内企業の地域活動参加にかかる啓発活動（ワ-カ-ヨ-ッ-プに参加してもらう等）
平成 32 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年3回 ●自治会・地域福祉推進委員会と社会福祉法人の合同連絡会議の開催回数：年1回
平成 33 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：6回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年3回 ●自治会・地域福祉推進委員会と社会福祉法人の合同連絡会議の開催回数：年1回
平成 34 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：6回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年4回

(焦点・3) 子どもを中心とした地域活動・行事の実施

- ・子どもが参加するかたちで活動や行事を設定することで、親世代の参加も促進する。
- ・子育て世帯とともに高齢者も参加し、地域内の世代間のつながりを確保する。

「子どもを中心とした地域活動・行事の実施」の目標指標

年度	各年度の実施目標
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを中心とした地域活動の実践について研究（他市町村、事例、効果等） ●子どもを中心とした地域活動のモデルケース実践：1か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：3か所
平成 31 年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：3か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：4か所
平成 32 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：5か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：4か所
平成 33 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：7か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：5か所
平成 34 年度 (2022 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：10か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：6か所

(焦点・4) 「あいさつ運動」のほか「防犯」「防災」「見守り」の活動を行う

- ・「あいさつ」を日頃から行うことを啓発しし、身近なつながりを作っていく。
- ・住民の関心事である「防犯」「防災」「見守り」をきっかけに地域活動参加を促進する。

「「あいさつ運動」のほか「防犯」「防災」「見守り」の活動を行う」の目標指標

年度	各年度の実施目標
平成 30 年度 (2018 年度)	●「あいさつ運動」及びその他の活動について他市町村の事例収集と研究（子どもを中心とした取り組みについて）
平成 31 年度 (2019 年度)	●「あいさつ運動」及びその他の活動について実践に向けた検討（自治会等も交えて）
平成 32 年度 (2020 年度)	●「あいさつ運動」及びその他の活動の実践（やってみたい地区を募る）
平成 33 年度 (2021 年度)	●「あいさつ運動」及びその他の活動の実践か所の増加
平成 34 年度 (2022 年度)	●「あいさつ運動」及びその他の活動の実施地区の増加 ●既に実施している地区での取り組みの定着

(焦点・5) 具体的な取り組みをモデル地区から取り組んでいく

- ・具体的な取り組みを市全域で大掛かりに始めるのではなく、モデル地区を設定して、その地区にあった取り組みから進めていく。

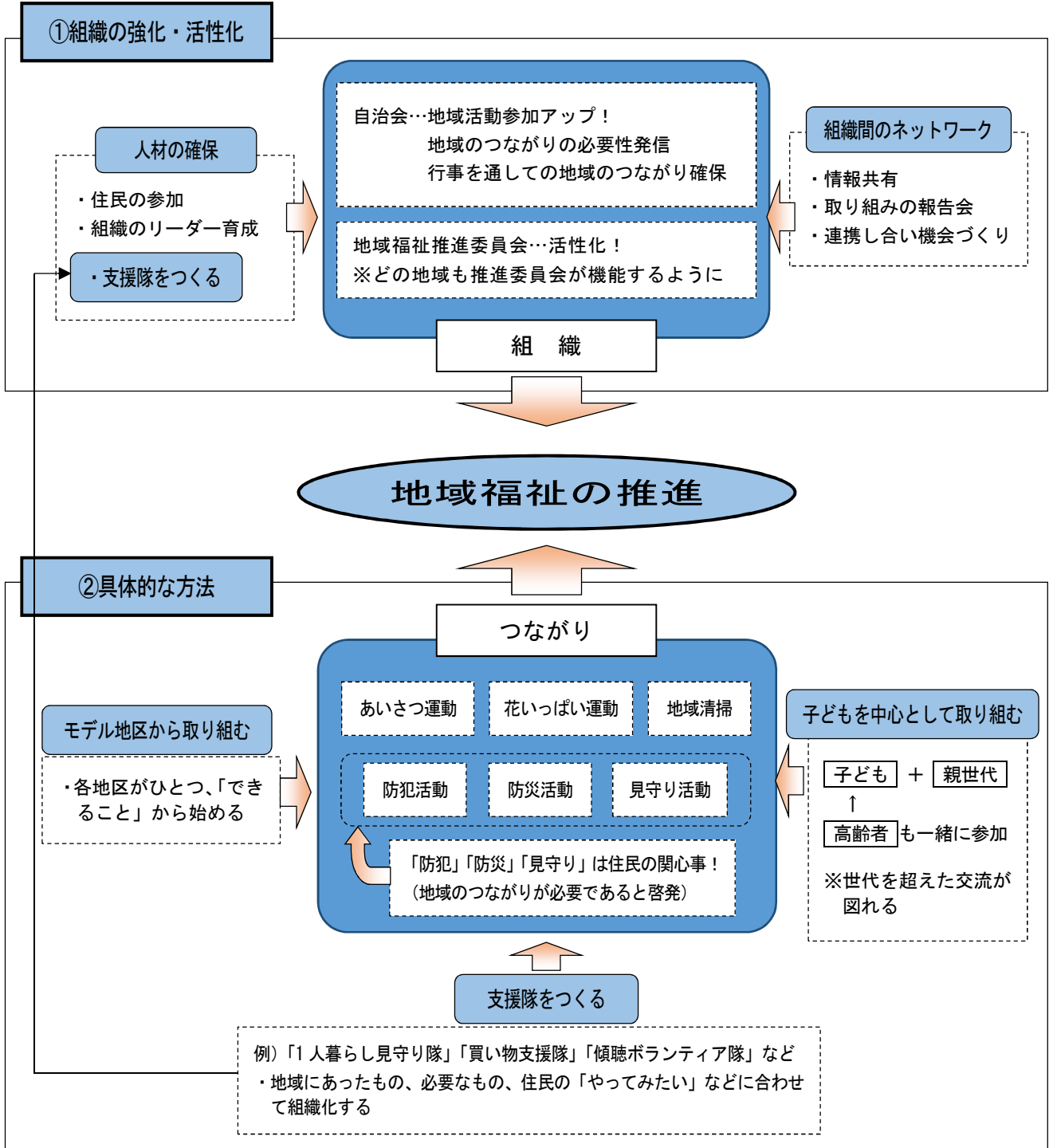
(焦点・6) 地域の「支援隊」をつくる

- ・地域支え合いを進める「支援隊」をつくり、地域活動の核としていく。
- ・「1人暮らし見守り隊」「買い物支援隊」「傾聴ボランティア隊」「庭掃除隊」（以上は例）など、地域にあったもの、必要なもの、住民の「やってみたい」などに合わせて組織化していく。

「具体的な取り組みをモデル地区から取り組んでいく」及び「地域の「支援隊」をつくる」の目標指標

年度	各年度の実施目標
平成 30 年度 (2018 年度)	●「やってみたい活動モデル地区」の設定数：2 か所
平成 31 年度 (2019 年度)	●「やってみたい活動モデル地区」の設定数：4 か所
平成 32 年度 (2020 年度)	●「やってみたい活動モデル地区」の設定数：6 か所
平成 33 年度 (2021 年度)	●「やってみたい活動モデル地区」の設定数：8 か所
平成 34 年度 (2022 年度)	●「やってみたい活動モデル地区」の設定数：10 か所

【地域福祉推進の焦点 イメージ図】



6. 自助・互助の促進

地域福祉は、「自助・互助」「共助」「公助」が、それぞれの役割を担い、連携することにより支え合いの地域づくりが進められます。その根幹となる住民一人一人の「自助・互助」について、以下のような点を住民に周知・啓発し、多くの住民参加による地域活動が広がっていくことを目指します。

◆ 住民が出来ること(自助) ◆

● 地域活動や地域行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

● 地域で不審者を見かけたら、隣近所、自治会、警察等に報告をし、また隣近所と一緒に見回りなどを行いましょ。

● 地域活動等に参加する際には、隣近所にも声を掛け、参加を促しましょう。

● 地域の安心、安全を進めるために、防災や防犯の活動に積極的に参加しましょう。

● 隣近所との「あいさつ」や「つきあい」を大切に、普段から支え合う意識を高めましょう。

● 一人暮らし高齢者などで支援が必要な方は、隣近所に声を掛けたり、声を掛けにくい場合は民生委員児童委員等に依頼し、支援をお願いしましょう。

● 隣近所の高齢者など、支援を必要とする人のゴミ出しなど、日常の困り事に対して、積極的に手助けを行いましょ。

● 地域社会の一員として、身近な地域の問題点や課題に関心を持ちましょ。

● 行政が発信する相談窓口に関する広報等に積極的に関心を持ち、気軽に利用していきましょ。

● 活動に参加するだけでなく、行事等での役割の一部を担うなど、主体的に活動に参加しましょ。

● 虐待等の疑いがある場合は、迷わず行政機関等に通報しましょ。

◆ 地域で出来ること(互助) ◆

● 地域での防犯パトロールを実施するなど、協力し合っで見回り活動などを行いましょ。

● 地域活動では、役割分担を細かく行い、一人に役割が集中しないようにしましょ。

● 地域行事などは、子どもから大人まで参加できる行事、地域福祉活動を多く開催しましょ。

● 子どもの頃から地域活動に親しむ環境づくりなどに努めましょ。

● 日中一人暮らしになる高齢者や引きこもり(閉じこもり)など、支援が必要な方の情報があつたら、地域での見守りに努めましょ。

● 清掃活動や見守り活動、その他の行事を通じて、地域の高齢者や支援を必要とする人がどこにいるのか把握に努めましょ。

● 防災訓練を各地区で開催し、地域で想定される災害に応じた防災訓練等を開催し、防災意識向上や災害発生時の備えをしましょ。

● 自治会での地域活動内容について、定期的な情報の広報に努めましょ。

● 地域の集会所を活用して、気軽に集まれる居場所づくりを展開し交流の機会を増やしましょ。

● 悩みや心配事を抱えている方には、相談先を紹介するなど、地域で孤立させずに支えましょ。

● 地域での声かけ運動やあいさつ運動を実施しましょ。

7. 計画における「地域」の考え方

住民相互の支え合いという個別活動を効率よく推進していくため、第1次計画より、サービス提供や取り組みに応じた福祉活動の範囲となる「圏域」を設定しています。第3次地域福祉計画においても、これまでの考え方に基づいて、圏域の範囲設定を行います。

(1) 地域福祉計画の圏域

①基礎圏域

最も身近な隣近所や地域の班等を単位として、いつでも気軽に声かけられる範囲を基礎圏域として設定します。

②小地域

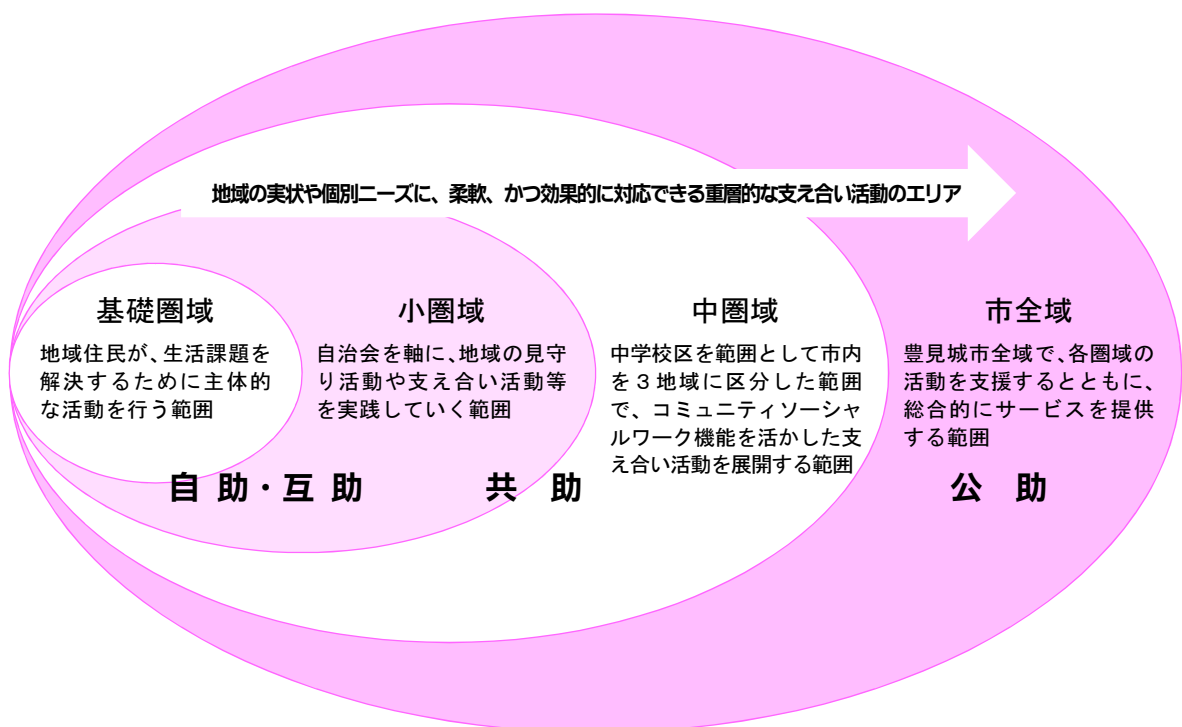
市には48ヶ所の自治会があり、自治会を中心とした各種の地域活動が展開されています。自治会を中心として支え合い、見守り活動を実践することができる範囲を小圏域として設定します。

③中圏域

中学校区を単位として市内を3地域に区分し、民生委員児童委員の支部的活動や関係機関等と連携しコミュニティソーシャルワーク機能を活かした福祉活動を展開することができる範囲を中圏域として設定します。

④市全域

市全域として、各圏域の活動を支援するとともに広域的な連携を図りながら総合的にサービスを提供する範囲として設定します。



第5章 今後の取り組み

- 基本目標1 住民の主体的参加の仕組みづくり
- 基本目標2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり
- 基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援
- 基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくり

【第5章 今後の取り組み】

基本目標 1 住民の主体的参加の仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む

《基本方針》

地域福祉の取り組みを進める上では、住民が隣近所の支え合いや地域活動に参加することが最初の段階であり、一人ひとりが「つながりの必要性や意識を持つ」ことが大切です。このため、住民、特に子どもの頃からの福祉教育を推進するほか、地域情報（地域活動、地域の行事・伝統など）を発信して地域について知る機会を増やし、コミュニティ意識を高めるように図ります。

また、あいさつ運動や地域の行事、世代間交流、地域での見守り活動強化など、それぞれの団体等が行っている取り組みをつなぎ、関係機関が連携した市全体の取り組みとして広げていくことで、参加を促すように図ります。

(1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実

■公助（市の取り組み）■

①児童生徒への福祉教育の充実

【学校教育課】

- ・総合的な学習の時間等を活用し、福祉についての体験学習等を今後も継続して実施することで、子どもの頃から福祉の心が育まれるように図ります。

②住民への福祉教育の充実

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・小地域福祉ネットワークによる支え合いなどを通して、住民の福祉意識の向上を図ります。

③児童生徒への人権教育の充実

【学校教育課】

- ・学校において、人権教育を行う時間を確保し、児童生徒への人権教育を進めます。
- ・児童生徒の発達段階に応じた人権教育を進めます。

④人権に関する啓発・広報の充実

【協働のまち推進課、障がい・長寿課】

- ・人権週間における普及・啓発活動やその他広報等による人権についての啓発に努めます。
- ・障害者差別解消法や「合理的配慮」の内容について、担当課とともに住民及び行政職員への周知を図ります。

⑤地域の歴史・文化や地域活動情報の発信

【文化課、協働のまち推進課】

- ・自治会など身近な地域についての周知を図るため、地域の歴史や文化及び地域活動情報の発信を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①福祉体験活動等の充実

- ・福祉協力校の指定を行いながら、市内小中学校、地域と連携し、福祉体験や福祉講話などを通じた、子どもたちへの福祉体験機会の確保を図ります。
- ・ボランティア体験等の市内小中学校へのボランティアに関する取り組みを学校と連携しながら実施し、子どもたちのボランティア意識の向上に寄与します。

②地域コミュニティ意識を高めるための活動の支援

- ・福祉活動を推進し、多くの住民に参加を呼びかけ、地域コミュニティ意識を高めていくように図ります。

③ボランティア講座、研修会等の充実

- ・住民がボランティア活動に積極的に参加することができるように、各種講座や研修会等の充実に努めます。実施にあたっては関係機関と連携して進めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)	
「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にして行かなければならない」と思う市民の割合	89.5%	90.0%	88.1%	90.0%	問21

※平成28年度調査時の88.1%は平成24年度89.5%から1.4ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に90%を目指す。

(2) 地域活動への参加を促す環境づくり

■公助（市の取り組み）■

①あいさつ運動の推進

【協働のまち推進課、学校教育課】

- ・学校などの関係機関と連携し、市をあげてあいさつ運動を積極的に行い、住民への喚起を図ります。

②交流の機会づくり

【障がい・長寿課、協働のまち推進課】

- ・地域ミニデイサービスや世代間交流の行事などの実施促進を各自治会に対して行い、交流機会を広げるように図ります。

③子どもから高齢者までの見守り活動の企画、普及啓発活動

【社会福祉課、障がい・長寿課、子育て支援課、学校教育課】

- ・「地域見守り隊」による高齢者の見守り活動を拡充し、様々な世代を対象とした取り組みとなるように検討します。
- ・地域の団体等（老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員等）による見守り活動、子ども、高齢者、ひとり親世帯、障害者などについて連携しながら取り組むことにより、地域の支え合い活動の向上を図ります。

④地域活動団体の活動支援

【社会福祉課、協働のまち推進課、障がい・長寿課】

- ・住みよいまちづくりを推進するため、地域活動団体への支援を推進します。
- ・市民活動団体の創意工夫にあふれた企画・事業に対し支援を行い、新たな活動を発掘します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①あいさつ運動の推進、市のあいさつ運動への協力

- ・地域の関係団体に対し、あいさつ運動を重要な行動として位置づけるように促します。

②地域行事や活動を通じた交流機会の支援

- ・地域の関係団体と連携し、地域行事や活動等を通じた交流機会を確保します。
- ・社協で「世代間ふれあい地域交流会」や自治会と協力しての交流会を開催していきます。
- ・地域における人と人とのつながりづくりを図るため、地域の年中行事（夏祭りや敬老会等）、地域清掃、避難訓練、見守り活動等を支援するほか、あいさつ運動、声かけ運動などを奨励し、日頃からのつながりやふれあいが広がるように図ります。

③気軽に集まる交流の機会、場の確保

- ・親子クラブやチャレンジクラブ、三線クラブなど、現在実施している交流に係る活動を継続します。また、地域住民の多様な交流を活性化していくための新しい交流事業の企画立案に努めます。
- ・地域のコミュニティセンターを中心とした交流の場の確保に努めます。

④見守り活動の普及啓発活動の充実

- ・一人暮らし高齢者への見守り活動のほか、夜間パトロールや朝の交通安全指導、朝の声かけなどの活動を促進するほか、高齢者のみならず、様々な世代や対象への見守りを進めていくように図ります。

⑤地域活動団体の強化・育成

- ・地域活動団体との連携を図りながら、団体の強化や育成のため、活動に関する様々な情報提供や支援、助言・指導などを行います。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
清掃活動や地域行事等の地域活動へ参加している市民の割合(地域活動に参加する市民の割合)	29.7%	50.0%	25.5%	50.0%	問20

※平成28年度調査時の25.5%は平成24年度29.7%から4.2ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

2. 地域がつながる、活力をつける

《基本方針》

市内では、多くの小地域で地域活動が停滞している。地域活動の活性化を図る上で、組織と協力しながら地域力の向上を図る必要があります。このため、地域の関係団体のほか、市内企業や市内社会福祉法人への地域福祉活動への参加促進を行い、協力しながら推進するように図ります。

小地域の「地域福祉推進委員会」については、高齢者の居場所であるミニデイサービスの実施は進められていますが、居場所だけでなく交流機会等と通じて、地域の生活・福祉課題の把握とその解決策の検討・実践が不十分な状況にあります。ささえあい、助け合いのある地域づくりに向けて、福祉推進委員会の本来機能の充実強化を図る必要があります。今後は、地域福祉推進委員会の役割や活動について啓発するとともに、福祉圏域ごとに活動報告やワークショップを開くなど、実践につながる運営支援を行い地域福祉コーディネーターが関わりながら、地域福祉の仕組みづくりを強化します。

また、自治会については、加入率が低いまま改善しておらず、特に若い世代、アパート世帯での加入率が数パーセントにとどまっています。こうした中、自治会情報の発信を行い取り組みや必要性について啓発をするほか、先進事例の紹介、新しい支え合い団体の立ち上げ支援などにより、活性化を図ります。

(1) 地域活動の活性化の推進

■公助（市の取り組み）■

①社会教育関係団体等への活動支援

【生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなどの社会教育関係団体について、登録数の増加を促進するとともに、活動の支援を行います。
- ・社会教育団体等の活動内容等をわかりやすく住民に提供します。

②市内企業の地域福祉活動への参加促進

【商工観光課】

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加しやすくなる環境構築を図ります。

③市内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

【社会福祉課、保育幼稚園課】

- ・保育所や各種福祉施設等の社会福祉法人が行う児童や高齢者、障害者などを対象とした地域貢献活動・地域公益事業へ連携と支援を行い、それぞれが社会福祉資源としての一翼を担える地域を目指します。

④協議体の設置と開催

【障がい・長寿課】

- ・高齢者の介護保険事業計画における中学校区ごとに設置される協議体（第2層協議体）と連携し、地域課題の把握や解決策の検討及び具体的解決に向けた取り組みの実施等を進め、支え合いによる地域活動の活性化を図ります。

⑤市民団体等の立ち上げに関する情報提供等

【協働のまち推進課】

- ・市民団体等の立ち上げに関する情報提供等、側面からの支援を行います。

⑥地域福祉推進委員会の活動支援

【社会福祉課】

- ・地域の課題やその解決策等について住民が考え、行動していく地域福祉推進委員会への活動支援を強化します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会教育団体等の強化・育成

- ・子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなどの社会教育関係団体の活動を支援し、活動の場の提供を積極的に行うことによって、各団体の活性化に寄与するとともに、地域住民の参加促進とそのつながりの強化に努めます。
- ・子供会のほか、老人クラブ、青年会等の団体の設立や再開支援を図ります。

②市内企業への地域福祉活動参加への呼び掛け

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加するように呼びかけていきます。
- ・市内企業に対して、地域福祉活動に関する資料等情報提供を行いながら、参加への理解を求めていきます。
- ・市内企業の地域福祉活動への参加や支援（寄付・企業施設の活用等）を促進し、地域福祉活動の輪を広げます。
- ・自治会と連携し、企業が地域行事に参加する環境整備に努めます。

③市内社会福祉法人の連携機会の確保

- ・改正社会福祉法に伴って義務化された地域における公益的な取り組み事業を広めるため、法人の連携機会の確保に努め、各法人へ適切な情報提供を行いながら、情勢に適切した取り組みを推進します。

④地域福祉推進委員会を中心とした関係団体との連携

- ・地域福祉推進委員会を中心に、住民及び福祉関係団体等が連携することにより、多様な地域課題への対応を図ります。

⑤協議体の開催・運営支援

- ・高齢者の介護保険事業計画における中学校区ごとに設置される協議体(第2層協議体)での話し合いの充実を図り、地域の支え合い活動等の向上を図るため、生活支援コーディネーターやCSW(地域福祉コーディネーター)が連携しながら、地域福祉の推進が図られるように進めます。

⑥地域福祉推進委員会への活動支援

- ・地域福祉推進委員会の運営等への支援、各地域の委員会情報を集約し、発信するなど、地域福祉推進委員会の活動支援を行い、地域自らが地域課題を把握し、解決に向けて取り組んでいく地域福祉の仕組みづくりを進めます。
- ・地域福祉推進委員会の未設置の行政区に対し、委員会が担う役割に対する理解を求めながら、また「ミニデイデモ」を実施するなど、設立に向けた支援を行います。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
社会福祉法人との連絡会議の開催回数	0回	—	0回	年4回	事業実績	社会福祉協議会

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年4回の開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
地域福祉推進委員会の圏域会議(ワークショップ等)開催回数	0	—	0回	年2回	事業実績	社会福祉協議会

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は中学校区ごとの圏域会議について年2回開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
ミニデイサービスでの住民の声を聞く機会の開催回数(生活支援コーディネーターとも連携)	0	—	0回	年43回	事業実績	社会福祉協議会

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年43回の開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
自治会の情報交換会・事例報告会等の開催回数	0回	—	0回	年2回	事業実績	社会福祉協議会

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は年2回の開催を目指す。



(2) 自治会の活性化推進

■公助（市の取り組み）■

①自治会加入促進

【協働のまち推進課】

- ・のぼりの設置やチラシ配布等を行い、自治会への加入促進を図ります。

②地域づくりへの支援

【協働のまち推進課】

- ・地域づくりに関して、自治会が企画提案した事業に対し、補助を今後も継続します。

③自治会情報を多様な媒体を活用して提供

【協働のまち推進課】

- ・自治会情報を市ホームページ等を活用してわかりやすく提供します。

④地域活動の先進事例紹介など

【協働のまち推進課】

- ・地域活動の先進事例を紹介するなど、地域づくり（自治会の活性化）に関する情報提供を行います。
- ・自治会長の視察研修等を行います。

⑤新しい「支え合い団体」の自主的立ち上げ支援

【障がい・長寿課、社会福祉課】

- ・地域の自治会活動のほか、地域での見守り活動、子どもの見守り、高齢者のお茶飲み会・・・など、地域での困りごとに対応する自主的な支え合いによる支援を行う団体の立ち上げ等について進め、その支援を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①自治会の活性化への協力

- ・自治会の様々な活動に対して、CSW等による支援等を通して、自治会の活性化への協力をを行います。

②自治会活動内容の情報提供

- ・社協だより等を活用し、自治会活動内容等の情報提供を行い、活動等の周知広報を図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
自治会加入率	34.4%	40%以上	31.2%	40%以上	市総合計画	協働のまち 推進課

※平成 28 年度の実績 31.2%は平成 24 年度より減少している。平成 34 年度は前回計画と同様に 40% 以上を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の 根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
支援隊、支え合い団体の結成数	0か所	—	0か所	10か所	事業実績	社会福祉課 社会福祉協議会

※第 3 次計画で新しく設定した目標。平成 34 年度は 10 か所の結成を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の 根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
地域活動モデル地区の設定数	0か所	—	0か所	10か所	事業実績	社会福祉課 社会福祉協議会

※第 3 次計画で新しく設定した目標。平成 34 年度は 10 か所の結成を目指す。

3. 地域福祉の人材の育成、確保

《基本方針》

近年は福祉の担い手不足が課題となっていますが、住民のニーズは多様化し、またきめ細やかな対応が求められています。保育サポーターや手話奉仕員など、福祉分野の養成や研修を行うことで、地域で活躍する人材の確保を図ります。

市民意識調査では、地域活動に「参加している」割合は2割半ばと低い状況にあります。こういった中で、ボランティア意識の向上や子どもの頃からボランティアに参加する機会づくりを行うとともに、ボランティア研修や講座の開催、ボランティアを求めている人とボランティアできる人のマッチングなどを推進するなど、地域人材の育成と確保を図ります。

(1) 福祉を担う多様な担い手の育成

■公助（市の取り組み）■

①福祉人材の確保・養成

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、社会福祉課】

- ・福祉分野における様々な人材の養成や研修を行い、担い手の確保を進めます。
- ・保健師、社会福祉士、手話通訳者などの市役所に配置する人材のほか、保育サポーター、手話奉仕員、認知症サポーターなど、地域で活躍する人材の養成等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①各種養成講座、研修会等の開催

- ・目的に応じたボランティア活動に対する情報提供や知識、技術を習得するための各種研修会や講座を開催します。
- ・養成講座後にボランティアにつながり、地域活動していくような働きかけ及び機会づくり等に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	—	—	40.3%	50.0%	問23

※平成28年度調査時は40.3%となっている。平成34年度は50%を目指す。

(2) ボランティア活動の活性化支援

■公助（市の取り組み）■

①ボランティア活動の推進・支援

【社会福祉課】

- ・ボランティア意識の向上やボランティアへの参加、各種ボランティア活動の取り組み強化を図るため、ボランティア活動の推進、支援を行います。

②学校ボランティアの充実

【生涯学習振興課】

- ・小中学校で趣味や特技を活かして活動する「学校ボランティア」における人材の確保を行い、地域の子は地域で育てていく取り組みの充実を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①ボランティア活動の情報提供

- ・各種ボランティア団体と連携し、市内で行われているボランティア活動の情報を提供します。

②ボランティア研修や講座開催等

- ・各種ボランティア研修や講座の開催、ボランティアメニューの充実に努めます。

③ボランティアの登録・紹介・斡旋の向上

- ・目的に応じた多様なボランティア活動を推進していくため、ボランティアセンターにおけるボランティア登録や紹介、斡旋を向上させるなど機能拡充に取り組みます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
ボランティア団体登録数 (福祉関連)	14か所	18か所	12か所	18か所	事業実績	社会福祉協議会

※平成28年度の実績12か所は平成24年度より減少している。平成34年度は前回計画と同様に18か所を目指す。

基本目標2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり

《基本方針》

住民意識調査では、「人とふれ合う機会がない」という回答が18.9%となっていました。年齢別に見ると、70代の高齢者では12.7%であるのに対し、20代～40代では20%台となっており、若い世代での社会的孤立の状況が垣間見られました。市内企業の協力による「地域見守り隊」の拡充のほか、地域住民（団体）での見守り活動を推進し、一人暮らし高齢者だけではなく、若い世代の引きこもり防止、さらに子どもや障害者、認知症高齢者など、様々な対象を包括的に見守る体制づくりを推進します。

子ども、障害者、高齢者、など、様々な対象の居場所の確保が必要となっており、各分野ごとの取り組みの中で対応していますが、自治会公民館等、身近な地域での居場所の確保に向けて取り組みます。

地域においては様々な地域課題があり、解決に向けては住民でできるものと、住民だけでは解決が難しいものがあります。地域福祉コーディネーターが関わりながら、行政や社協等の関係機関を結び、住民とともに課題解決策を図る「コミュニティーソーシャルワーク」機能の強化を進めます。

(1) 地域見守りネットワークの充実

■公助（市の取り組み）■

① 豊見城市地域見守り隊の拡充

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・市内事業所の日常の住民宅訪問業務と連携した「豊見城市地域見守り隊」の活動を今後も継続します。
- ・「豊見城市地域見守り隊」の活動に参加する事業所の増加を促進し、一人暮らし高齢者等の見守りの充実を図ります。

② 子どもから高齢者までの見守り活動の推進

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・地域の団体等（老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員など）による見守り活動について、1人暮らし高齢者のほか、子ども、ひとり親世帯、障害者、引きこもり（閉じこもり含む）などにも対象を広げた見守りを行っていくように促し、また、団体間で連携しながら取り組むことにより、地域の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・地域における見守り活動を推進することで、地域での日頃からの交流機会を確保し、社会的孤立の解消・防止に努めます。

③ 見守り台帳の整備推進

【障がい・長寿課】

- ・民生委員・児童委員による高齢者の見守り台帳整備を図り、必要な方の登録を進めていきます。

④個人情報に配慮した情報提供の実施

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・地域での訪問活動や見守り活動を行う団体等への情報提供・情報共有の際には、個人情報に配慮した情報提供を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①豊見城市地域見守り隊と連携した見守り体制の充実

- ・市内企業の協力による「豊見城市地域見守り隊」の活動と連携し、地域の見守り体制の充実に努めます。

②見守り台帳の整備への協力

- ・民生委員・児童委員との連携による高齢者の見守り台帳整備に協力し、見守りが必要な方の登録者を進めていきます。

③子どもから高齢者までの見守り活動の推進

- ・地域の団体等(老人クラブ、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員など)による見守り活動について、1人暮らし高齢者のほか、子ども、ひとり親世帯、障害者、引きこもり(閉じこもり含む)などにも対象を広げた見守りを行っていくように促し、また、団体間が連帯しながら取り組むことにより、地域の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・地域における見守り活動を推進することで、地域での日頃からの交流機会を確保し、社会的孤立の解消・防止に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
「豊見城市地域見守り隊」提携数	1か所	5か所	4か所	7か所	事業実績	社会福祉協議会

※平成28年度の実績4か所は平成24年度の1か所から3か所増加している。平成34年度は3か所増加の7か所を目指す。

(2) 気軽な居場所の確保

■公助（市の取り組み）■

①居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進

【協働のまち推進課】

- ・地域で最も身近な場所にある自治会公民館を活用し、子どもから高齢者まで、気軽に集える場として開放されるように促していきます。

②地域における居場所づくりの推進

【障がい・長寿課】

- ・交流の場や生きがいの場づくりを進め、人と人のつながりが図られるように推進します。

③居場所について、ボランティア等の人材、確保

【社会福祉課】

- ・居場所において様々な活動を行う際のボランティア等人材の確保に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進

- ・地域で最も身近な場所にある自治会公民館を活用し、子どもから高齢者まで、いつでも気軽に集える場として開放されるように促していきます。

②居場所の新たな設置について検討

- ・現在、市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みのほか、新たな居場所の設置について未設置地域等を中心に検討を行います。

③「居場所」におけるボランティアの確保等

- ・市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みにおいて、ボランティア等人材の確保に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
ミニデイサービス実施か所	37か所	45か所	39か所	45か所	事業実績	社会福祉協議会

※平成28年度の実績40か所は平成24年度の37か所から3か所増加している。平成34年度は前回計画と同様に45か所を目指す。

(3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

■公助（市の取り組み）■

①コミュニティソーシャルワーク活動の推進

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・現在実施しているコミュニティソーシャルワーク活動の強化を行い、地域福祉推進委員会や自治会の活性化を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク活動の推進により、全世代・全対象を視野にした包括的な支援の展開へとつながるように、多分野の連携充実を図ります。

②コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる支援

【社会福祉課】

- ・市内各小学校区へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、その支援を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①コミュニティソーシャルワーカーの資質向上

- ・各種連絡会、研修会への参加等により、コミュニティソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク機能を高めるための講習会、勉強会を実施し、活動の資質の向上を図ります。
- ・今後想定される「我が事・丸ごと」の理念に基づいた地域支え合いや包括的な支援体制づくりを意識し、多分野との連携強化に努めます。

②住民、関係機関の協働によるネットワーク

- ・地域福祉推進委員会を中心とした、住民、関係機関等の協働によるネットワークを強化し、多くの人や関係者・関係機関が関わる支え合いの地域づくりを進めます。

③アウトリーチを徹底した事業展開と支援ネットワークづくり

- ・民生委員・児童委員等の地域の関係機関と連携し、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）による個別課題の相談支援等により、制度のはざ間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援ネットワークづくりに取り組みます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	3人	7人	3人	8人	事業実績	社会福祉課又は社会福祉協議会

※平成28年度の実績3人は平成24年度の3人と同数となっている。平成34年度は市内各小学校区への配置として、8人を目指す。

2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

《基本方針》

地域活動を行う上では活動拠点が必要であり、各種交流機会の確保、地域行事の実施、気軽な居場所など、「地域のつながり」の場となります。身近な地域における活動拠点の確保を図ります。

また、地域活動を行う関係団体がそれぞれ別々に取り組むのではなく、情報共有及び連携することにより、効率的・効果的に地域福祉を展開することが可能となります。このため、地域福祉の関係団体をネットワークでつなぎ、市全体に地域福祉が広がっていくように図ります。

市の民生委員・児童委員は地域の相談役であり、住民と行政や関係機関のつなぎ役ともなっている重要な役割を担っています。しかし現在、定数に足りていない状況にあります。今後の地域福祉の推進の上で非常に重要な人材であるため、定数の確保や活動の支援等を図ります。

(1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備

■公助（市の取り組み）■

①既存施設の利活用による拠点の確保

【子育て支援課、障がい・長寿課】

- ・関係機関と連携し、既存公共施設の有効利用や利用規制の緩和について調整します。
- ・児童、高齢者、障害者の現在の活動拠点について、新たな必要性について検討するとともに、拠点整備や活用の際には多世代利用型等、交流の場や多様な活動の場として展開できるよう図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①既存公共施設の有効利用について調整を図る

- ・市社会福祉センターやコミュニティセンター、児童館等を活用した子どもの活動拠点づくりを今後も継続するほか、高齢者や障害者の活動拠点について、市社会福祉センター以外の各地域での確保に努めます。

②市内各地域での社協拠点の整備（児童館等中心に）

- ・市内の各地域（中学校区等）に活動拠点を整備し、ボランティア活動や子どもの貧困対策、多世代の交流の場等になるよう図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる 調査票の設問
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)	
市民が利用しやすい公共施設の 立地について「良い方だと思う」 市民の割合	10.7%	50.0%	13.1%	50.0%	問11-8

※平成28年度調査時の13.1%は平成24年度10.7%から2.4ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(2) 福祉関係団体や機関等の連携

■ 公助（市の取り組み） ■

① 地域と福祉関係団体のネットワーク形成

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・自治会等の地域において、住民、関係機関等の協働によるネットワークを強化し、多くの人や関係者・関係機関が関わる支え合いの地域づくりを進めます。

② 市と関係団体等との情報共有

【障がい・長寿課】

- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所と市内の福祉関係団体等とのネットワークを構築します。

◇ 共助（市社会福祉協議会の取り組み） ◇

① 地域福祉推進委員会と関係福祉団体・機関との連携充実

- ・地域福祉推進委員会に参加している福祉関係団体や機関等との連携充実に図ります。
- ・チャンプルー交流会やミニデイボランティア交流会などを開催しながら、関係者間の連携充実に図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の 根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
地域福祉推進委員会の設置数【再掲】	37か所	48か所	40か所	48か所	事業実績	社会福祉協議会

※平成28年度の実績40か所は平成24年度の37か所から3か所増加している。平成34年度は前回計画と同様に48人を目指す。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

■公助（市の取り組み）■

① 民生委員・児童委員の定数確保

【社会福祉課】

- ・地域住民の身近な相談役やつなぎ役である民生委員・児童委員について、定数の確保に努めます。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

【社会福祉課】

- ・民生委員活動のパンフレット配布、「民生委員・児童委員の日」の普及啓発など、民生委員・児童委員の活動内容を住民に周知する広報啓発活動を推進します。

③ 民生委員・児童委員の活動の支援

【社会福祉課】

- ・関係機関と連携し、民生委員・児童委員の活動支援のため、行政からの報告や情報提供を行うほか、資質の向上に係る研修、先進地視察研修等への支援を行います。

④ 個人情報に配慮した情報提供や共有化（再掲）

【社会福祉課】

- ・地域での訪問活動や見守り活動に必要な情報提供・情報共有の際には、個人情報に配慮した情報提供を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

① 定数確保に向けた民生委員・児童委員連合会との調整

- ・民生委員・児童委員の定数確保のため、自治会長との情報交換やコミュニティソーシャルワーカーによる欠員地区自治会長へのアプローチ及び民生委員・児童委員連合会との調整を行います。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

- ・民生委員・児童委員の活動内容周知を図るため、民生委員・児童委員活動強化週間での「一日民生委員委嘱」（市長等に民生委員・児童委員を一日依頼し、高齢者宅訪問等を行う）やチラシ配布及び社協だよりでの紹介等を行います。

③ 民生委員・児童委員の資質向上

- ・民生委員・児童委員の資質向上を促すため、福祉サービス勉強会、認知症サポーター養成講座、福祉施設視察、県外視察等の研修会、講演会などを開催します。

④ 個人情報に配慮した情報提供・共有の意識向上

- ・高齢者見守り台帳の整備等において、個人情報に配慮しながら活動を行うように、個人情報に関する勉強会を行うなど、民生委員・児童委員の意識向上を図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる 調査票の設問
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)	
民生委員・児童委員の認知度	59.9%	70.0%	67.5%	70.0%	問31

※平成28年度調査時の67.5%は平成24年度の59.9%から7.6ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に70%を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
民生委員・児童委員の定数確保	73人	87人	68人	89人	事業実績	社会福祉課

※平成28年度の実績68人は平成24年度の73人から6人減少している。平成34年度は、定数89人(必要定員数全員)を目指す。



基本目標3 サービス利用に対するきめ細かな支援

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進

《基本方針》

福祉サービスや法制度に基づく支援等については、児童、高齢者、障害者などの各分野ごとのサービスを提供しており、ニーズを把握しながら提供量や質の確保を図っています。今後もニーズに基づくとともに、利用者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供を図ります。

福祉に関する情報提供や相談については、既存の情報提供方法及び行政窓口での相談先のほか、関係機関や団体とも連携し、様々な主体で情報入手や相談ができるように図ります。今後は、国の「我が事・丸ごと」の地域づくりの考え方を踏まえ、分野ごとの縦割りな対応から全対象・全世代型の包括的な相談支援及び情報提供の体制づくりを検討します。

(1) 地域福祉サービスの質の向上

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービスの資質向上に係る取り組みの充実 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・住民が必要なときに安心して福祉サービスを利用できるように、サービス従事者の資質向上に係る取り組みを充実します。
- ・市職員が直接実施する事業については職員研修等による資質向上に努めるとともに、委託事業やサービス提供事業所等（介護サービス、障害福祉サービス、保育園等など）によるものは、質の低下を招かないように、必要に応じて指導・監査を行っていきます。

②地域ニーズに対応した福祉サービスの提供 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・福祉サービスの提供においては、地域のニーズを十分に把握した上で、ニーズに対応するサービス提供を行います。

③福祉サービスに関する意見・苦情への迅速な対応 【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・住民からの意見や苦情等に迅速に対応し、改善を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協が実施する福祉サービスの資質向上

- ・市社協が実施する福祉サービスの資質向上を図るため、各種研修会や学習会への参加や、サービス利用者の声の把握及び早期改善に努めます。

②地域の実情を踏まえた新規サービス・事業展開の推進

- ・様々な方法により地域住民のニーズ把握を行い、必要に応じて新しい福祉サービスや事業展開を検討するように努めます。

③福祉サービスに関する意見・苦情への迅速な対応

- 市社協が提供する福祉サービス等に対する意見要望及び苦情に対し、迅速に対応し、改善を図るように進めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っている市民の割合	49.1%	60.0%	47.3%	60.0%	問25

※平成28年度調査時の47.3%は平成24年度49.1%から1.8ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す

(2)福祉情報提供体制の充実

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービス等の情報提供の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- 市の広報紙やホームページによる情報提供を継続して実施するほか、多様な情報媒体を活用した情報提供の充実に努めます。

②情報のバリアフリー化の推進

【障がい・長寿課】

- 手話通訳や要約筆記、声の広報など、提供する福祉情報については「情報バリアフリー化」に向けた取り組みを推進します。
- 情報バリアフリーを広げるため、手話通訳や要約筆記など、意思疎通支援に係る養成講座を実施します。

③関係機関等への情報発信、情報共有の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- 福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図ることで、包括的な対応に寄与します。

④地域情報の発信

【協働のまち推進課】

- 自治会等の地域情報を集約し、市のホームページ等で発信するなど、地域情報の発信により、地域を知る機会の確保に努めます。

⑤包括的な視点からの情報提供の推進

【社会福祉課】

- ・市からの情報提供においては、発信する部署からの単独発信のみならず、その他の部署においても情報共有をしっかりと図りながら必要に応じて発信するなど、横断的に情報発信するように進めます。
- ・福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターなど、地域の関係者への情報提供とそこから住民への提供（必要に応じての個別提供等）が図られるように共有化を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協による福祉情報提供の充実

- ・社協ホームページや社協だより、社協のしおりを活用した福祉情報の提供を行います。

②コミュニケーション支援のための人材養成、確保

- ・意思の疎通が困難な住民の情報バリアフリーを図るため、音訳ボランティアの養成等、コミュニケーション支援の充実に係る人材の養成と確保に努めます。

③市との福祉関連情報の共有と発信の強化

- ・市の福祉サービスや制度等について、社協の情報発信媒体や、その他の住民への周知方法を積極的に活用し、必要な人に情報が行き渡るように努めます。

④各種団体との情報共有、情報交換の充実

- ・各種団体との情報交換会や連絡会に参加するなど、関係機関と連携し、情報収集、共有化を図るためのネットワークを形成します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
利用しやすい相談、情報提供体制が整ったと思う市民の割合(「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合)	49.1%	60.0%	50.3%	60.0%	問11-7

※平成28年度調査時の50.3%は平成24年度49.1%から1.2ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す。

(3) 相談支援体制の充実

■公助（市の取り組み）■

①市における相談体制の充実

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・福祉関連窓口における相談について、気軽な福祉相談から専門的な相談まで受け、的確に対応できるように、職員の資質向上を図ります。

②福祉サービス事業所等における相談の資質向上

【障がい・長寿課、保育幼稚園課、子育て支援課、社会福祉課】

- ・高齢者分野では地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者分野では、相談支援事業所や基幹型相談支援センター、児童分野では地域子育て支援センターや各教育・保育施設、生活困窮についてはパーソナルサポートセンター等、各福祉分野で相談の場となっている事業所等における相談の資質向上を図ります。

③民生委員・児童委員等地域での相談員との連携充実

【社会福祉課】

- ・身近な地域の相談役及びつなぎ役である民生委員・児童委員との連携充実を図ります。

④福祉の包括的相談支援体制の構築検討

【福祉部】

- ・国の「我が事・丸ごと」による共生社会の実現に向け、将来の包括的相談支援体制の在り方について検討します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会と連携した地域相談支援の充実

- ・民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会等と連携し、地域の福祉活動につなげる相談支援の仕組みを作ります。

②コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実

- ・公民館等を活用した身近な地域の相談窓口の整備やコミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

③関係機関の相談担当者の連携、情報交換のネットワークの強化

- ・多様な関係機関の相談担当者の連携や情報交換が行えるネットワークの強化を図ります。

2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進

《基本方針》

虐待防止の早期発見・早期対応の取り組みは、児童・高齢者・障害者それぞれの分野で虐待防止のためのネットワークがあり、現在も実施されています。今後は取り組みの強化を図ります。また、一人ひとりの人権を尊重し合うことができるように、権利擁護に対する普及啓発を図るとともに、障害者や認知症に対する理解及び法制度等についての周知・啓発を図り、「地域共生社会」の実現に努めます。

また、社会生活上の判断能力が不十分な方々の自立生活を支援して行くため、権利擁護制度の周知を図るとともに、利用にかかわる支援を行います。

生活困窮世帯の自立支援のために、パーソナルサポートセンターを市社協への委託により実施するほか、就労支援や生活支援のための取り組みを図ります。また、子どもの貧困対策についても、支援員の配置や居場所づくり等を行います。

(1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

■公助（市の取り組み）■

①虐待防止ネットワークの強化

【障がい・長寿課、子育て支援課】

- ・高齢者、障害者、児童の各分野に設置されている虐待防止のネットワーク（高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会）の強化を図ります。

②虐待やDV等の防止及び早期対応策の充実

【障がい・長寿課、子育て支援課、健康推進課、保育幼稚園課】

- ・虐待防止やDV防止に関する広報やパンフレットを活用した周知啓発を図ります。
- ・福祉関係課や健康推進課が実施している事業におけるDVやネグレクトが疑われる場合は、情報共有により虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

③虐待被害者への支援対策の充実

【障がい・長寿課、子育て支援課】

- ・県や関係機関と連携しながら、虐待被害者への支援策充実に取り組みす。

④「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

【障がい・長寿課】

- ・障害者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①虐待やDV等の早期発見、防止の啓発活動

- ・虐待の早期発見や虐待防止に関するチラシ配布等、虐待やDVの早期発見・防止を啓発します。

②虐待やDV等の早期発見、防止のための地域との連携充実

- ・地域の見守り活動と連携し、虐待の早期発見や防止の啓発活動を推進します。
- ・市の要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワークなどに参加し、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

- ・障害者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
ジェンダーについて内容を理解している人の割合	32.1% (H21)	40.0%	— ※調査なし	40.0%	総合計画 男女共同参 画プラン	協働のまち 推進課

※平成28年度の実績は未調査のため把握していない。平成34年度は前回計画と同様に40%を目指す。

(2) 権利擁護制度の充実

■公助（市の取り組み）■

①権利擁護制度の普及啓発活動の充実

【障がい・長寿課】

- ・権利擁護の周知・広報のため、ホームページや市広報紙、パンフレットの配布等を実施していきます。

②日常生活自立支援事業の利用支援

【社会福祉課、障がい・長寿課】

- ・関係機関や社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業等の利用に関わる支援を行います。

③成年後見制度の利用支援

【障がい・長寿課】

- ・高齢者や障害者およびその家族に対し、成年後見制度の説明や案内等を行い、周知や利用促進を図ります。
- ・関係課や社会福祉協議会及び関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①当事者ニーズに応じた支援

- ・小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカーとの連携、アウトリーチ機能を強化し、当事者ニーズに応じた支援を行います。

②日常生活自立支援事業の充実

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を今後も推進します。
- ・権利擁護センターの生活支援員のなり手が不足しており、今後の人材確保を推進していきます。

③法人後見事業の充実

- ・法人後見人の事業を継続し、判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の支援や見守りを行います。

(3) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

■公助（市の取り組み）■

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

【社会福祉課】

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援などの事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

【社会福祉課】

- ・子どもの貧困に係る支援として、支援員の配置や居場所づくり及び生活習慣の改善や学習支援等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援などの事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

- ・中学校区ごとに支援員を配置し、現状把握や関係機関との情報共有及びつなぎ・調整などを行います。
- ・子どもの心のより所となる居場所づくりを行うとともに、生活習慣の改善や学習支援等を行います。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
子供の居場所設置数(子供の居場所事業として)	0	—	5か所	6か所	事業実績	社会福祉課 社会福祉協議会

※第3次計画で新しく設定した目標。平成34年度は現在の5か所から6か所を目指す。

基本目標 4 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み

《基本方針》

健康であることはみんなの願いであり、市では健診や保健指導及び健康づくりの情報発信、ミニデイサービスなどの健康づくりの機会提供を行い、健康増進に寄与しています。今後も、健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づくとともに、ミニデイサービスなどの生きがいつくりの場を活用した健康づくりを推進します。

(1) 健康づくりに対する理解の促進

■公助（市の取り組み）■

①健康づくりについての情報発信、活動促進 【健康推進課】

- ・住民の健康の保持増進のために、保健事業に関する情報誌「健康カレンダー」、望ましい「食生活」に関する情報誌「食育だより」を発行し、住民への情報提供を行います。そのほか健康に関する情報を広報紙、ホームページ等に掲載し、住民への情報発信を行います。

②健康とみぐすく21に基づいた住民の健康づくり支援 【健康推進課】

- ・住民の健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づき、住民の健康づくりの支援を行います。

③各種健診や保健指導等の受診率向上 【健康推進課】

- ・住民の健康の保持・増進を目指し、若い世代からの特定健診受診率、特定保健指導実施率向上を図り、生活習慣病予防に取組みます。

④介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの推進 【障がい・長寿課】

- ・介護保険における介護予防の取り組み、生きがいつくりの場でもある地域ミニデイサービス等による高齢者の健康づくりを推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①健康づくりに対する啓発活動推進

- ・様々な機会をとらえて健康づくりに対する啓発活動を推進します。
- ・社会福祉センターリハビリ室での運動指導等の相談活動について、周知を図ります。

②ミニデイサービス等における健康づくりの充実（活動、健康分野と連携等）

- ・地域ミニデイサービスの場における健康づくりの機会を設け、高齢者の健康づくりの充実を図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
特定健診の受診率	25.3%	60.0%	37.7%	60.0%	国の目標値	健康推進課

※平成 28 年度の実績 37.7%は平成 24 年度の 25.3%から 12.4 ポイント上昇している。平成 34 年度は前回計画と同様に国の目標を設定し、60.0%を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
特定保健指導の実施率	48.2%	60.0%	57.4%	60.0%	国の目標値	健康推進課

※平成 28 年度の実績 57.4%は平成 24 年度の 48.2%から 9.2 ポイント上昇している。平成 34 年度は前回計画と同様に国の目標を設定し、60.0%を目指す。



(2) 健康づくりの場の整備

■公助（市の取り組み）■

①身近な地域での健康づくりの場の整備

【生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・身近な地域で健康づくりが行えるように、健康づくりの場の整備を図ります。

②健康づくり教室の充実、スポーツ教室などの開催

【健康推進課、生涯学習振興課、障がい・長寿課】

- ・生活習慣病予防教室などの健康づくりやスポーツ教室の場を提供し、住民の健康保持・増進に寄与していきます。

③介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの機会提供

【障がい・長寿課】

- ・介護予防の教室や地域ミニデイサービスの実施など、高齢者の健康づくりの機会の提供を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会福祉センターリハビリ室を活用した健康増進の場の提供

- ・社会福祉センターのリハビリ室を活用した健康増進の活動の場を提供します。

②ミニデイサービス等における健康づくりの機会提供

- ・ミニデイサービス等、市社協が実施する事業において、健康づくりや健康講話の機会を設け、提供していくように努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 24年度時点 (2012年度)	平成 29年度目標 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 34年度 (2022年度)		
市民の健康づくりの場 (ミニデイ実施箇所、ウォーキング場所、市体育館等)	0か所	30か所	39(社協) 5(学振)	48か所	事業実績	社会福祉協議会 生涯学習振興課

※平成28年度の実績44か所は平成24年度の0か所から44か所の大幅な増加となっている。平成34年度は各担当課2か所ずつ増加と見込み、48か所を目指す。(計画前半と後半で各1か所ずつ整備を目指す)

2. 安心・安全のまちづくり

《基本方針》

安心して地域生活を送る上では、地域環境が安全であることも重要です。中学生へのアンケートの中では、地域の良い点として買い物などの利便性が良いことという声が多くなっていました。しかし、市民意識調査では、通勤や買い物の利便性が「良い」という回答は地域差があり、長嶺小学校区や座安小学校区では、この割合が低くなっています。住みよい生活環境、移動支援・交通安全対策、バリアフリー等を推進し、利便性が高く暮らしやすい地域づくりに努めます。

市民意識調査では、地域の支え合いに期待することとして「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」という回答が6割半ばを占めもっとも高くなっていました。地域の付き合いが希薄化している中で、地域防災の面では助け合いが必要と感じている住民が多く、こういった意識を広げていくとともに、防犯についても情報共有や地域の見回り等といった地域のつながりが必要ということを啓発するなど、安心・安全なまちづくりを図ります。

また、災害の面では、避難行動要支援者への避難支援についても取り組みを推進します。

(1) 住みよい生活環境づくりの推進

■公助（市の取り組み）■

①地域の公衆衛生や住環境保全対策の充実

【生活環境課、道路課】

- ・地域の公衆衛生や住環境保全対策の一層の充実を図ります。（環境美化、道路清掃、ゴミ収集など）

②公共施設や生活環境等のバリアフリー化

【関係課、公園緑地課、道路課】

- ・公共施設、公園や水辺空間、道路環境等のバリアフリー化を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の美化運動等への協力

- ・関係機関と連携し、地域の美化運動等に協力するとともに、取り組みが参加者同士の交流機会としても有効となるように寄与します。

②公衆衛生やリサイクル活動への協力、情報発信

- ・公衆衛生やリサイクル活動に協力するとともに、活動を円滑に行うための情報発信を行います。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
豊見城市が「住みよい」と思う市民の割合 (住みよいと感じる市民の割合)	55.4%	65.0%	54.6%	65.0%	問10

※平成28年度調査時の54.6%は平成24年度55.4%から0.8ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に65%を目指す。

(2) 移動支援、交通安全対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①移動手段や移動支援の充実

【障がい・長寿課、協働のまち推進課】

- ・在宅で要介護認定を受けている人の医療機関等への送迎による移動支援を今後も継続します。
- ・その他、関係機関と連携し、多様な形態の移送支援の仕組みをつくりまします。

②交通安全運動等の活動充実

【協働のまち推進課、道路課】

- ・年4回の交通安全運動や交通安全に関する標識の設置、シルバーゾーンの新規設置や補修など、交通安全に係る取り組みを進めます。

③交通安全に関わる施設の整備充実

【道路課】

- ・横断防止柵、転落防止柵、ガードレール、道路反射鏡の設置など、交通安全に関わる施設の整備に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①交通安全活動への協力の充実

- ・春・秋の全国交通安全運動や、朝の交通安全指導など、交通安全の活動への協力を充実します。

②買い物支援の方策の推進

- ・買い物支援の取り組みについて、ニーズにもとづいた事業展開を推進します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
60代以上の市民が通勤や買い物の利便性が「良い方だ」と思う割合	40.5%	50.0%	33.0%	50.0%	問11-6

※平成28年度調査時の33.0%は平成24年度40.5%から7.5ポイント減少している。平成34年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(3) 地域の防犯・防災対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①防犯、防災意識を高める啓発活動の充実

【総務課、協働のまち推進課】

- ・防犯、防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実に努めます。

②防犯・防災の情報提供、地域の防犯・防災活動に対する支援

【総務課、協働のまち推進課】

- ・防犯や防災に係る情報提供体制の充実に努めるとともに、地域の防犯、防災活動に対する支援を行います。

③災害時における避難誘導支援の充実

【総務課、福祉部】

- ・「地域防災計画」に基づき、災害時における避難誘導支援の充実に図ります。
- ・地震・津波土砂災害等避難訓練において、各団体の避難経路を基に訓練を行い、防災マップの見直し、避難経路、避難場所等の検証を行っていきます。

④自主防災組織の立ち上げ支援

【総務課】

- ・地域防災を推進するため、自主防災組織の立ち上げ支援を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げ等に協力

- ・防災をテーマとした福祉講演会を開催、防災関連グッズの展示、民生委員・児童委員の災害被災地視察などを行い、地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げなどに協力します。

②災害ボランティアの育成と組織化の推進

- ・災害ボランティアの育成と組織化に協力します。
- ・災害時ボランティアセンターマニュアルに基づきながら、組織的に取り組むように図ります。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)	
防災体制・組織の体制が「良い方だ」と思う市民の割合(「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合)	35.7%	60.0%	44.3%	60.0%	問11-9

※平成28年度調査時の44.3%は平成24年度の35.7%から8.6ポイント上昇している。平成34年度は、前回計画同様に60%を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
地域防犯組織数	52か所	55か所	58か所	64か所	市総合計画	協働のまち推進課

※実績が平成24年度の52か所から平成28年度には58か所へと6か所増加している。平成34年度は、7か所増加の64か所を目指す。

(4) 避難行動要支援者への支援対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①避難行動要支援者の登録名簿の作成推進

【障がい・長寿課】

- ・災害時に一人で避難できない人のための「災害時避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」に基づきながら、名簿登録を進めます。

②「個別支援計画」の作成推進

【障がい・長寿課】

- ・避難支援が必要な方一人ひとりに対する「個別支援計画」を作成し、具体的な支援者や避難経路、情報提供方法についての個別計画づくりを進めます。

③福祉避難所の量的確保

【障がい・長寿課】

- ・福祉避難所について、現在の設置数を増加していくように、関係機関の協力等を促進しながら協定等を行い量的確保を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①避難行動要支援者の把握や情報更新、情報共有に協力

- ・災害時要援護者の把握や情報更新、関係機関と連携した情報の共有化に協力します。
- ・市より名簿の提供を受けて、避難支援プラン(個別支援計画)作成に取り組みます。

②自主防災組織と連携した避難誘導體制づくり

- ・地域の自主防災組織等と連携した、避難誘導體制づくりに協力します。

③災害時ボランティアと連携した避難行動要支援者ケア体制の調整

- ・災害ボランティアと連携した避難行動要支援者ケア体制に向けた調整を行います。

④避難行動要支援者等への支援体制の整備

- ・関係機関と連携し、避難行動要支援者等に対する支援体制を整えます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成24年度時点(2012年度)	平成29年度目標(2017年度)	平成28年度(2016年度)	平成34年度(2022年度)		
福祉避難所の指定箇所数	0	10ヶ所	7ヶ所	10か所	事業実績	障がい・長寿課

※平成28年度の実績7か所は平成24年度の0か所から7か所の大幅な増加となっている。平成34年度は前回計画と同様に10か所を目指す。

第6章 計画の推進に向けて

1. 自助・互助、共助、公助の意識の啓発、普及
2. 全庁的な連携体制の強化（「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制づくりに向けて）
3. 市全体の連携

【第6章 計画の推進に向けて】

1. 自助・互助、共助、公助の意識の啓発、普及

地域福祉計画を推進するためには、地域住民の積極的な地域への参画が不可欠であり、「自助・互助」の役割を担っていただきながら、「自助・互助、共助、公助」が連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会を作り出すことが必要です。

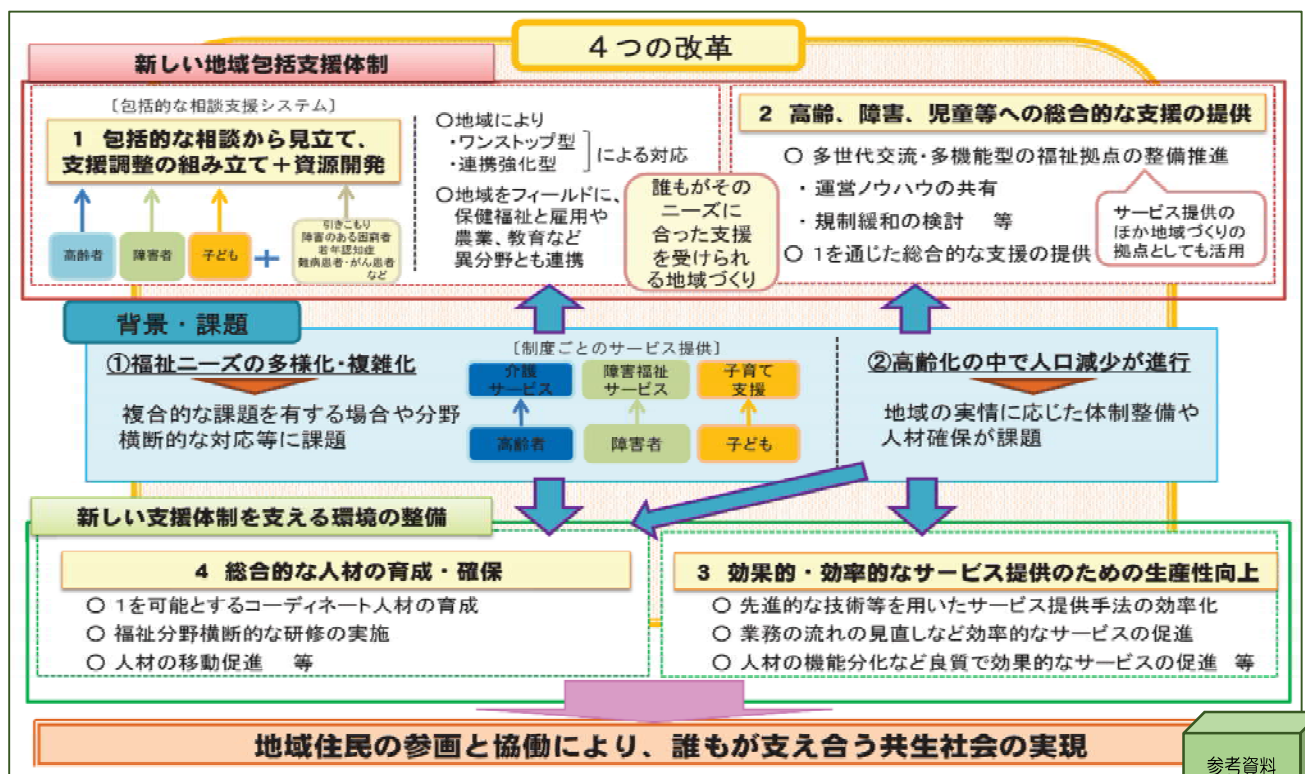
このため、住民に対する「自助・互助、共助、公助」の考え方や本計画の周知広報を図り、地域社会づくりへの主体的参画について理解を促します。

2. 全庁的な連携体制の強化（「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制づくりに向けて）

地域福祉の推進は、福祉意識を醸成していくための福祉教育をはじめ、利用しやすい相談体制や情報提供体制の充実、地域環境の整備、自治会の活性化など、取り組みが多く分野にわたっています。このため、市の関係部局の横断的な連携による個別施策の推進に向けた取り組みを推進します。

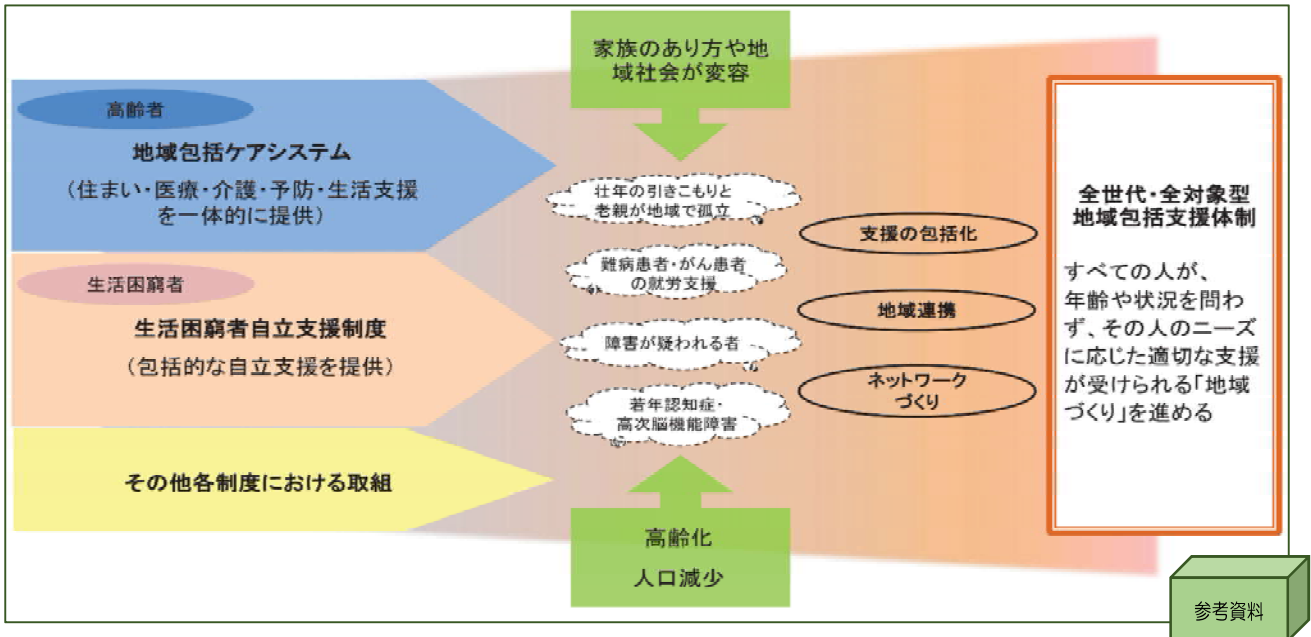
特に国では、高齢者、障害者、児童などの分野を超えた、総合的な支援の提供を図る「我が事・丸ごと」による共生社会の実現を目指しており、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築も視野に入れ、全庁的な連携体制を強化します。

●「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制づくり（1）



参考資料

●「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制づくり（2）



3. 市全体の連携

地域のつながりが希薄化している状況の中で、地域の団体や関係者等の日頃からの地域活動は非常に重要になっています。地域福祉の「つながり」「支え合い」の根幹となっている地域の団体や関係者との連携・支援をこれまで以上に行いながら、市全体で地域福祉を推進します。

各自治会、地域福祉推進委員会は、地域福祉コーディネーターのアドバイスを受けながら、地域課題の解決に向けた協議を行ったり、地域のつながりや支え合いの機会づくりを進めていきますので、連携を図りながら地域福祉の向上のための支援・協力を行います。

民生委員・児童委員についても、本計画の中に掲げている「地域福祉の仕組み」の中で重要な役割を担っておりますので、連携や情報共有もしっかりと行っていきます。

市社会福祉協議会は、本計画を市ともに策定しており、協働して推進する位置づけにあるほか、市の地域福祉の原動力でもあります。同じ目標に向かって進むため、今後もより一層の協力を図ります。

4. 計画の進行管理

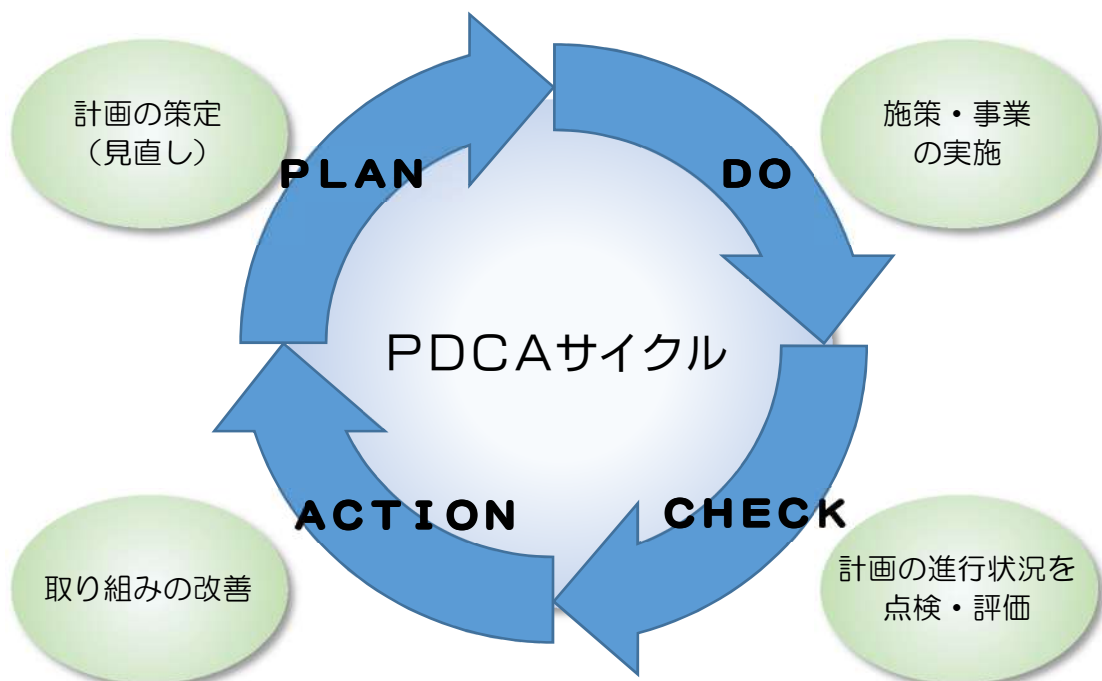
(1) 豊見城市地域福祉計画審議会の位置づけ

本計画の進行管理及び評価については、「豊見城市地域福祉計画審議会」をその進行管理機関として位置づけ、計画の中間評価及び次期計画策定時の評価を行います。

(2) PDCAサイクルによる計画の点検・評価

本計画の点検・評価においては、PDCAサイクルの【計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－行動(Action)】により、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に評価していきます。

点検・評価は毎年度定期的に、庁内関係課による自己評価（A～Eの達成度評価及び課題の抽出）をもって実施し、中間評価時及び次期計画策定時に「豊見城市地域福祉計画審議会」における外部評価を行います。



資料編

1. 豊見城市地域福祉計画審議会規則
2. 豊見城市地域福祉計画検討委員会設置要領
3. 豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会設置要綱
4. 豊見城市地域福祉計画審議会委員名簿
(豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会名簿)
5. 豊見城市地域福祉計画検討委員会、作業部会委員名簿
6. 地域福祉計画の策定経緯

1. 豊見城市地域福祉計画審議会規則

平成 17 年 7 月 1 日規則第 20 号

○豊見城市地域福祉計画審議会規則

平成 17 年 7 月 1 日規則第 20 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号

豊見城市地域福祉計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成 16 年豊見城市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、豊見城市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、地域福祉計画策定に関して調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の構成者
- (3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が委嘱されたときにおける当該身分を離れた場合は、委員の職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、審議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2. 豊見城市地域福祉計画検討委員会設置要領

豊見城市地域福祉計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、豊見城市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため次の事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための検討及び内部調整に関すること。
- (2) 豊見城市地域福祉計画審議会との連携に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会に委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 検討委員会委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、会議を総理するとともに、作業部会の意見をまとめ、豊見城市地域福祉計画審議会へ報告するものとする。

(作業部会設置)

第5条 検討委員会は、必要に応じて調査及び情報収集等を行うため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会長は、社会福祉課長をもって充てる。
- 3 作業部会の招集は、作業部会長が行う。
- 4 作業部会委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6条 検討委員会及び作業部会に関する庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、各会の長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、豊見城市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

(別表第1)

社会福祉課長	障がい・長寿課長	子育て支援課長	保育幼稚園課長	保育幼稚園課参事
健康推進課長	協働のまち推進課長	総務課長	企画情報課長	生涯学習振興課長
学校教育課長				

(別表第2)

福祉総務班長	障がい福祉班長	介護長寿班長	地域包括支援班長	
子育て支援班長	児童家庭班長	保育幼稚園班長	保健予防班長	協働のまち推進班長
防災危機管理班長	企画班長	生涯学習振興班長	総務班長	

3. 豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会設置要綱

豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊見城市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の推進と評価を目的に設置する豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の推進と評価に関すること。
- (2) 計画実践の支援に関すること。
- (3) その他、計画推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、豊見城市地域福祉計画審議会委員をもって構成する。

2 豊見城市地域福祉計画との一体的策定を行ったことから、委員会の運営については審議会規則によるものとする。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、豊見城市社会福祉協議会内に置くものとし、市福祉部社会福祉課との密な連携のもと処理するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

4. 豊見城市地域福祉計画審議会委員名簿（豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会名簿）

豊見城市地域福祉計画審議会委員名簿
（豊見城市地域福祉活動計画推進評価委員会名簿）

	所属・役職	氏名	構成組織
1	かみざと社会福祉研究所 所長	神里 博武	学識経験者
2	介護老人保健施設桜山荘 事務局長	山下 政広	関係機関及び関係団体
3	校長会会長	平良 正栄	関係機関及び関係団体
4	豊見城市社会福祉協議会 理事	宜保 剛	関係機関及び関係団体
5	豊見城市自治会会長 会長	玉城 善哲	関係機関及び関係団体
6	とよみ福祉会 障害福祉サービス事業所 ひまわりファクトリー 管理者	井上 真由美	関係機関及び関係団体
7	NPO法人ちいろば会 障害者就労 支援センターちいろば 所長	石垣 春美	関係機関及び関係団体
8	豊見城市民生委員児童委員連合会 会長	川井 義喜	関係機関及び関係団体
9	豊見城市老人クラブ連合会 会長	宮城 右勲	関係機関及び関係団体
10	公募委員	宮良紀美子	公募による市民
11	沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課福祉支援班主幹	新城 正志	医療・保健・福祉関係者
12	豊見城市社会福祉協議会 理事	國吉 正弘	医療・保健・福祉関係者
13	豊見城市民生委員児童委員連合会 会長	呉屋 影正	医療・保健・福祉関係者

※11～13 は、平成 28 年の委員

事務局

福祉部長	當銘 健	検討委員会委員長
福祉部 社会福祉課長	大城 辰也	検討委員会委員 作業部会長
市社会福祉協議会 事務局長	大城 稔	検討委員会委員
社会福祉課 福祉総務班長	吉元 美幸	
市社会福祉協議会 地域福祉係長	當間 功	

5. 豊見城市地域福祉計画検討委員会、作業部会委員名簿

豊見城市地域福祉計画検討委員会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考
1	福祉部長	當銘 健	委員長
2	福祉部 社会福祉課長	大城 辰也	
3	福祉部 障がい・長寿課長	金城 朝之	
4	福祉部 子育て支援課長	仲地 恒雄	
5	福祉部 保育幼稚園課長	高安 哲也	
6	福祉部 保育幼稚園課参事	奥濱 真一	
7	市民健康部 健康推進課長	大城 喜代美	
8	市民健康部 協働のまち推進課長	仲俣 弘行	
9	総務部 総務課長	翁長 卓司	
10	企画部 企画情報課長	比嘉 豊	
11	生涯学習部 生涯学習振興課長	赤嶺 健	
12	学校教育部 学校教育課長	赤嶺 太一	
13	社会福祉協議会 事務局長	大城 稔	地域福祉活動計画

豊見城市地域福祉計画作業部会委員名簿

	所属・役職	氏 名	備 考
1	福祉部 社会福祉課長	大城 辰也	作業部会長
2	福祉部 障がい・長寿課 障がい福祉班長	宮里 卓道	
3	福祉部 障がい・長寿課 介護長寿班長	上原 美和子	
4	福祉部 障がい・長寿課 地域包括支援班長	大城 武	
5	福祉部 子育て支援課 児童家庭班長	赤嶺 和彦	
6	福祉部 子育て支援課 子育て支援班長	高良 正人	
7	福祉部 保育幼稚園課 保育幼稚園班長	比嘉 高廣	
8	市民健康部 健康推進課 保健予防班長	比嘉 幸治	
9	市民健康部 協働のまち推進課 協働のまち推進班長	上原 元樹	
10	総務部 総務課 防災危機管理班長	金城 徹	
11	企画部 企画情報課 企画班長	宜保 昌希	
12	生涯学習部 生涯学習振興課 生涯学習振興班長	宮良 望	
13	学校教育部 学校教育課 総務班長	大城 竜也	
	社会福祉協議会 地域福祉係長	當間 功	「地域福祉活動計画」
	福祉部 社会福祉課 福祉総務班長	吉元 美幸	事務局

6. 地域福祉計画の策定経緯

ニーズ調査・現況整理	市民参画会議 (ワークショップ)	検討委員会・作業部会	審議会
<p>平成 28 年 11 月 15 日～ 平成 28 年 12 月 5 日 市民意識調査の実施</p> <p>平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 6 月 事業評価 (関係各課)</p> <p>平成 29 年 2 月～3 月 小アンケート ・自治会長 ・民生委員児童委員</p> <p>平成 29 年 9 月 アンケート調査 ・市内中学 2 年生全生徒</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日 (金) 市民ワークショップ 長嶺中学校区</p> <p>平成 29 年 8 月 22 日 (火) 市民ワークショップ 伊良波中学校区</p> <p>平成 29 年 8 月 25 日 (金) 市民ワークショップ 豊見城中学校区</p>	<p>平成 29 年 5 月 11 日 (木) 豊見城市地域福祉計画作 業部会</p> <p>平成 29 年 5 月 17 日 (水) 第 1 回豊見城市地域福祉 計画検討委員会</p> <p>平成 29 年 9 月 6 日 (水) 第 2 回豊見城市地域福祉 計画検討委員会</p>	<p>平成 28 年 10 月 21 日 (金) 第 1 回豊見城市地域福祉 計画策定審議会</p> <p>平成 29 年 6 月 22 日 (木) 第 2 回豊見城市地域福祉 計画策定審議会</p> <p>平成 29 年 9 月 28 日 (木) 第 3 回豊見城市地域福祉 計画策定審議会</p> <p>平成 30 年 2 月 13 日 (火) 第 4 回豊見城市地域福祉 計画策定審議会</p> <p>平成 30 年 2 月 26 日 (月) 第 5 回豊見城市地域福祉 計画策定審議会</p>

※検討委員会・作業部会については、文書による確認依頼等を別途実施。

第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30年3月

発行 豊見城市
企画・編集 福祉部 社会福祉課
〒901-0292
沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1
TEL 098-850-0141
FAX 098-856-7046

